

売手統における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案並びに菅直人君外十二名提出、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、特に菅直人君外十二名提出の各案について審査を行います。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。保岡興治君。

○保岡委員 いよいよ野党三党の共同提案になる金融安定化のための諸法案が提出されまして、きょうは審議が始まりますこと、大変意義の大きさとだと思います。

既に政府としては、この七月の一日に、金融安定化のための最終的な取りまとめをいたしました。そうして、この七月の末には国会を召集して直ちに国会に出せるように鋭意法案化を急いでまいりました。遺憾なことながら、政権が交代するというようなことがあって国会の開会がおくれました。

私が承知しているところによりますと、今度の三党合意による金融安定化の諸法案の骨格である金融再生委員会なるものを中心とする野党の提案については、既に六月の末にいろいろ立案をされました、そして、それが今日まで、三党の提案として国会に提出されるまで我が党以上に時間を要していました。そういう意味で、今、池田提案者のお話を、これからとの野党の審議、あるいは修正案の準備について、どれだけこの迅速性に対応するため、我が党の案に対する対案として努力されてきたか、まずその経緯を簡単にお伺いしたいと思います。

○池田(元)議員 保岡委員の御質問にお答えをいたします。本日は、特に菅直人君外十二名提出の各案について審査を行います。

民主党、平和・改革、自由党、三会派が、総称して金融再生法案と言つておりますが、先週提出をいたしました。

もとより、我々野党三会派は、去年の十一月の大型破綻の直後から、特にこの問題について真剣に研究し、一月には金融二法に対する対案を提出いたしました。四月に例の優良銀行などに資本注入が行われましたが、大きな効果を上げず、我々は、土地の流動化等、いわばトータルではなく、部分的といいますか、そういうものを一生懸命おやじになつております。

我々は、六月の二十三日、ブリッジバンク法案よりも早く、その三会派のうち民主党は既に立案をし、参議院選挙の後、鋭意、衆議院法制局といふいろいろ練り上げてまいりました。さらに、やはり三人寄れば文殊の知恵と申します。平和・改革、そして自由党的貴重な御意見、そして我々は、それに対してもどのようにこの危機に対応するか、さらに精査し、十分なものにして、ここに提出を見たところです。

○保岡委員 今いろいろ、昨年の秋からの三党あらはるるは、野党の皆様方の御努力について御褒謗がありましたが、こういった国家危機、あるいは世界のいろいろな金融や経済各分野に大きな影響を持つ三党合意による金融安定化の諸法案の骨格である金融再生委員会なるものを中心とする野党の提案については、既に六月の末にいろいろ立案をされました、そして、それが今日まで、三党の提案として国会に提出されるまで我が党以上に時間を要していました。そういう意味で、今、池田提案者のお話を、これからとの野党の審議、あるいは修正案の準備について、どれだけこの迅速性に対応するため、我が党の案に対する対案として努力されってきたか、まずその経緯を簡単にお伺いしたいと思います。

私は、そういう意味で、今、池田提案者のお話を、これからとの野党の審議、あるいは修正案の準備について、どれだけこの迅速性に対応するため、我が党の案に対する対案として努力されってきたか、まずその経緯を簡単にお伺いしたいと思います。

○池田(元)議員 保岡委員の御質問にお答えをいきますが、野党的提案の最も中核部分は、金融再生委員会に金融行政を統合して、そうして危機管

理に、あるいは金融行政に当たらせるということ

が柱になつていると思います。それに対応して、私が柱になつていると思います。それに対応して、私は、大変こほはいろいろ議論をしなければならないところだと思う。

なぜならば、野党的提案にあつても、金融行政に重大な影響を及ぼす根幹的な行政であるから、政治の責任、行政の責任が明確であつて、かつ迅速的確な対応をしていく大事な行政である、そういう認識には共通があると思うのですが、私たち

いろいろ検討しましてどうしても疑問なのが、この金融再生委員会は国家行政組織法第三条に基づく独立委員会になつていて、従来こういつた独立委員会といふものは、政治的中立、内閣から、政治から距離を置く委員会という性格があると思いま

すが、その点についてまず、一番根幹の問題だと

思いますので、お答えをいただければと思います。

○池田(元)議員 冒頭のとりますが、初めの保岡委員の御見解、私も同調いたします。まさに今

金融危機のさなかにあつて、我々がこれをいかに乗り切るか、そこに我々の責務があるという点で思は全く同じでございます。

野党三会派案の特徴といいますか、重要な点の一つであります金融再生委員会についてのお尋ねでございますが、金融再生委員会は、国家行政組織法第三条のいわゆる三条機関、独立行政委員会であります。

政府から離れたこの委員会が責任を負えるか等々、今お尋ねの趣旨だと思いますが、まず、金融再生委員会は、国務大臣である金融再生委員長の主導のもとに運営をされる組織であります。また、委員も内閣総理大臣が任命することから、同様の組織であります国家公安委員会と同じように、十分責任が全うできるものと私は考えており

ます。

それと同時に、三条機関したことについて申

し上げますと、今、金融行政はビッグバンの時代に入りました、長銀の合併劇のようなこれまでの

密室行政、業者行政から市場を中心の行政へと転換思われます。

を迫られております。別の言葉で言えば、事前指

導型から事後チェック型行政へ転換しなければならないということです。その場合、何よりもルールに基づいた公正さと透明さが求められる私

思っております。したがって、アームズ・レンゲス・ルールといいますか、政治家の介入を許さない、政府から一定の距離を置いた三条機関が最もふさわしいものと私は考えております。

○保岡委員 今、池田提案者が御答弁されましたことは、いささか矛盾しているのではないか。

なぜならば、判断の公正、適正を得るという点で合議制にしてあって、従来の裁量行政の反省の上に立った、そういう観点は一應わからないわ

けでもありません。しかし、それが、政治から中立、政治から一步距離を置くというような趣旨のことも最後に述べられましたが、先ほど私が申し上げたことは、金融行政というのは、すぐれて絶

えであります。しかしながら、それが、政治から中立、政治から一步距離を置くというような趣旨のことをも最後に述べられましたが、先ほど私が申し

上げたことは、金融行政というのは、すぐれて絶えであります。しかし、それが、政治から中立、政治から一步距離を置くというような趣旨のことをも最後に述べられましたが、先ほど私が申し

そして同時に、さきに成立した中央省庁等改革基本法ではこう言っているのですよ。金融については、基本的に市場の自主性と自律性にゆだね、行政の関与は必要最小限のものに限る、こういうことをうたっているわけですね。まさに金融の一面といいますから、これからのピックパン時代はまさに、お上がりいろいろ指導するのではなくて、マーケットルールに基づいて動くそれぞれの当事者の間のルールを決めることが、そしてまたモニターをすることが中心であると思います。

私たちの提案を要約いたしますと、金融再生委員会は、この金融危機に当たり、金融行政に一元的に責任を負う組織、同時に行政の公正さを確保するという両者を兼ね備えた組織であることを申し上げたいと思います。

○保岡委員 今のお答えでもどうしてもよくわかりません。

というのは、裁量行政を排除してできるだけ事後チェックにとどめて、市場の活力を生かして、その中で強い、強靭な金融サービスをつくっていく。こういう、そういう基本はいいのですが、その枠組みを決める、あるいは場合によっては市場が荒れたり暴力的になつたりして乱れたときの金融行政の対応の仕方というものはこれはなければならない、そういうものはやはりすぐれて政治的なものである、私はそう思います。

そこで、私は、総務省にお尋ね申し上げますが、今出てまいりました国家行政組織法三条に基く設置されておりますが、これが一体どういうふうな趣旨で設置されているのかそれと、政治責任あるいは行政責任との関係がどう位置づけらるべき公正取引委員会などが最も三条委員会らしい委員会と言われておりますが、これが一体どういふうことになるんじやないかと思いますが、お考へをお聞かせていただきたいと思います。

○瀧上政府委員 お答え申し上げます。

国家行政組織法第三条に定めます委員会は、合

議制機関として特に合議により決定する必要のある行政事務を担当するものでございます。

御指摘のとおり、その所掌事務の掌理に当たりましては、政治的中立性あるいは専門技術性等、さらに準司法的機能等々を必要とするため、府省ないし内閣から独立的な地位にある合議制機関に行わせる必要がある場合に設置をされるものでございます。

議院内閣制のもとにおける内閣の政治的、行政的責任と行政委員会の職務の独立性との関連をどのように考えるかといったようなことでございますが、この行政委員会は、政治的中立性あるいは専門的技術性、合議制による決定を必要とする行政事務を遂行するために必要であるということです。設置をされているものでございます。

○保岡委員 今お話をございましたとおり、やは

り政治的中立性ということが非常に大きな理由でこういう組織がつくられておるということのようだと思います。

そこで、そのため、政治から中立公正のメンバーで合議制で決める。この合議制で決定した場合、先ほどから、国務大臣が委員長であるということをしきりに強調されて、政治責任をそこで国

会や国民に対して負うんだ、民主的なコントロールが働くんだというような趣旨のお答えであります。しかし、その合議で、多数決が全会一致かわかりませんが、これが決まりますと、それが、その合議で、多数決が全会一致かわかりませんが、これが決まりますと、政治責任を負うべき国務大臣あるいは内閣というものが国会にその責任をきちつと果たせないと、これが、今出てまいりました国家行政組織法三条に基く設置されておりますが、これが一体どういふことになるんじやないかと思いますが、お考へをお聞かせていただきたいと思います。

○池田(元)議員 今、総務省の政府委員に答弁を

それから、再生委員会の意思決定でございますが、金融担当の国務大臣であります委員長と、衆参両院の同意を得た、経済、金融、法律に識見を有する四人の委員で構成されます。委員長は会務を統括して委員会を代表する。委員長は再生委員会を招集することにしております。再生委員会の議事は、金融危機管理審査委員会のように全会一致ではなく、出席者の過半数で決すること、つまり多数決ということになります。可否同数のときは、委員長の決するところによるとしております。このように、再生委員会は、国家公安委員会のように、国務大臣である委員長の指導、主導のもとで運営されるものと我々は考えております。

それから、ちょっと一言申し上げますと、政

府・自民党といいますか、自民党初め与党三党は、九六年九月ですか、三党合意で、この金融行政については、公正取引委員会のような国家行政組織法第三条委員会として独立した機構を設置する、それを基本にして具体化すると、まさに自民党的皆さんもこういったフェアな形がいいということで一たん取りまとめたわけです。それもぜひひ念頭に置いていただきたいと思います。

○保岡委員 まず、合議制で多数決で決める、その多数決を委員長が政治的にリードするような運営を示唆されました。これはやはり、金融行政がすぐれて政治性があるということ、したがって、國務大臣を置いていること、その指導性が重要であつて、単なる多数決ではないということを言わされたように思いました。そしてまた、多数決で決まつてしまったら、委員長がどう対応しようとも、その委員長の意向というものを、要するに、国会が選んだ内閣総理大臣の任命する国務大臣が金融行政に対して意見を持つていても、それが否定される。そういう立場にある者が本当に金融行政を、国会や国民に対して民主的なコントロールができる立場なのか、非常に危惧をかえつて深めました。

りました行政改革でございますね。金融行政の元化ということについての我が家の九六年の三党合意ですか、与党合意というものを例に挙げられました。これは三党の連立時代の一つの結論であ

りまして、私たち自由民主党は、その当時は野党と政権を共有し、維持しなきやならぬという制約がありましたので、池田提案者のおつしやるような結論にやむを得ずなった。やむを得ずなった。しかしながら……。(発言する者あり)いや、失礼ではありません。これは、意見のいろいろな違いを調整しながら、いろいろな政治的な配慮で結論を出していく連立政権の問題でもあり、限界でもあるわけです。そういう意味で、いい妥協はいいのですけれども、やはり無理な妥協は今御批判があるような結果につながる、私はそう思います。

そこで、我々は、行革基本法というのをこの春の国会で六月に成立させました。それにありますと、金融行政というのは、二〇〇三年には、金融の危機管理というのですか、破綻処理の企画立案だけは大蔵省に当分の間残して一元化するという方向を決めております。これは、与野党国会で十分論議した上成立したものですから大変重いものでありますし、私たちは、そういう一連の努力のなかで、この六月の二十二日に金融監督庁を発足させて、大事な大事な金融再生への道の担当官庁として、今その充実強化、そして運営の適正について努力を促しているところでございます。

そこで、この行革でございますが、私は、このところ大蔵省や金融監督庁と接しております。そこで、この充実強化、そして運営の適正について努力を促しているところでございます。したがって、お互にどちらに責任があるのかわからぬということで戸惑いがある。やはりそれは、大蔵大臣であり、金融監督庁長官に法定委任をしている総理とか、そういう方々が御相談をしながら総合調整というのを政治的にリードしていくかなきやならない仕組みになつています。

しかし、監督官長官は政治家ではありません。そういうことなどにやはり問題がないわけではない、私はこう思つておりますので、いずれ金融庁ができますときに、それは、後に残すことになつておった危機管理の権限についても、もちろん金融企画局の、大蔵省にある部門も金融庁に統合するのも、一つの与野党の話し合いの方向性としてはあると私は思ひます。

ただ、こういう金融行政の根幹にかかる仕組みを動かすということはなかなか大変なことでございまして、この金融監督庁を設置をする過程でも、決定から成立まで一年半を要しているのでござります。したがつて、御提案の金融再生委員会で一体どういうプロセスを考えて提案されるか、どれだけの時間を要するものと考えて提案されてゐるか、その点を伺いたいと思います。

○池田(元)議員 我々の金融再生委員会は、一元的な金融行政であり、同時に公正さ、透明さが確保できる、そういう委員会でありますので、保岡先生に賛成していただけるものと思って冒頭聞いておりましたがどうもちょっと違つて、今になつて大変立派なことをおっしゃいました。そういう認識であれば、我々のこの金融再生委員会にぜひ賛成をしていただきたいということをまず申し上げたいと思います。

それから、二〇〇一年一月を目標に金融監督庁を改組して、大蔵省にある国内金融の企画立案をあわせて金融庁に移行するといふことに中央省庁等改革基本法ではなつております。改革基本法は、国会でと言いましたが、これに対しでは明確に反対の意思表示をしました。先ほどの与党三党の合意は、これは合意でございます。これは、妥協の範囲で、公取委員会のような二条委員会というものをぜひ考えていただきたいと思います。それはそれとしまして、いずれにしても、金融再生委員会は、この金融庁を先取りにしたもので

す。それで、現状からいって、現在の金融危機に一元的に対処するために、一刻も早く金融再生委員会といつた司令塔をつくる必要があると思いま

す。しかしながら、お尋ねのように、官僚はそういふことを考へるかもしれません、この金融再生委員会といいますのは、既存の金融監督庁、大蔵省金融企画局、これは別に分割したり統合したりするものではございません。その上に統括組織として設けるものでございまして、佐々波委員会とはわけが違うかもしませんが、これは迅速にこの組織を設立できるものと私は考へております。

○保岡委員 今のお答えを聞いていても、明確にどういう作業が、こういった行政の改組、そして新しい組織が動き出すのに時間を要するか、それは人員の配置とか場所の移動、予算手当で、関係法律、政令、省令の書きかえ、膨大な作業が必要です。したがつて、こんなものが数ヵ月でできるよう離ればれはできません。どんなことがあつても一年は、どんなに縮めても一年はかかる。したがつて、こういう危機にこういう組織がえすぎるなどということは、私は信じられないような結論だ、そういう気がいたします。

そこで、私は想起していただきたいのです。池田提案者に想起していただきたい。この金融監督庁が二十二日に発足するに当たつて、六月の十九日に、実はその間隙を縫つて長銀の株が売り浴びをされました。一気に株価が暴落し、そうしてそれが今日の金融の大きな大問題になつて、世界が注目するその処理に本当に適切を得なければ大変だという状況をつくり出している。

このように、ヘッジファンドとかその他の投機筋というのは、論理的に相手が対応できない難しい時期をねらつて売り浴びをしてくるというのは世界の常識であります。そういう意味で、この金融再生委員会に大変な時間と膨大な作業と役所や対応する人々のことを考へると、そういう立場がえは、私は今のこの危機管理状況にある日本にふさわしくないことではないかということを

一番強く思います。

ただ、私は、池田提案者初め、野党の提案者の皆様方が、担当の国務大臣をそこに据えて一元的にやりたいという金融行政の願い、金融行政の政策性、行政の責任の直接重大なことを認識しておられる、そういう仕組みには関心を持ちます。

したがつて、私たちは、一日も早く議論を進め、この議論を急ぐべきだと思いますので、そういうことで、この議論を先ほど申し上げました金融庁の、二十一世紀に設立するときに大蔵省に権限を残すことになつて、そのためにも、またいろいろの行政の立場から、お互いこういう危機管理を通じての行政の対応から学んだものをそこに結びつけていく、結論につないでいくことも私は大事なことだと思います。

そこで、質問を次に移したいと思うのですが、三党の提案の中の一一番大きな柱は、やはり破綻金融機関の株を破綻と同時に即時全株取得して国有化するということが破綻処理の一つの大きな特色であり、基本になつてゐるよう思います。同時に清算を原則とするという、これもきちっと書かれているのであります。

私は、やはり市場原理というものがあつて、そこで経営がおかしくなつた人たちの経営や株主の責任は最終的には清算という形で対応する、したがつて、市場原理が非常に緊張を持つて働くといふことがやはり基本であるということはわからぬわけでもありませんから、一応清算を基本とする物の考え方はいいと思います。

しかししながら、やはり破綻金融機関が大きければ大きいほど、破綻の実体経済に与える痛手、影響あるいはシステムに与える重大な脅威、こういったものがある。したがつて、野党の提案案によつては、公的ブリッジバンクや、また一部減資による国有管理銀行とか、あるいは我が党が主張している公的ブリッジバンクや、また一部減資によって国有化する、場合によつては一〇〇%減資して全株国有するという道も我が政府・与党の提案にもあるわけです。

そこでお伺いしたいのでございますが、私もこの即時国有という破綻処理のスキームというのを、当然のことながらマーケットその他で伝わつてからこそこういつたスキームに入らざるを得ない状況になつてゐる金融機関でありますので、そこが、国が一〇〇%株主ということでの金融機関よりも一番高い信用、つまり、現在の例えば開銀とか輸銀のような国が、関与している公的金融機関と同じような信用を得ることになります。したがつて、支払い停止などというような問題のぎりぎりのところにあつたような金融機関が、その危機を当座乗り切ることができることについて間違いない信用ということになります。

それから、こういつた金融機関を整理をきちんと手続が考えられますか、国が一〇〇%株主という形で整理を行うという手続が、一番迅速に、しかもまさに一〇〇%株主でありますので、他に配慮することなどと、債権者保護以外には基本的に配慮することなく自由に清算の手続を進めていくことができる、それだけ公的な縛りと、いうものはあります。

そこで、この手續が考へられますが、国が一〇〇%株主でありますので、他に配慮することなく自由に清算の手續を進めていくことができる、それだけ公的な縛りと、いうものがあります。

○保岡委員 今、枝野提案者がお話しのようないいとこには、確かに我々破綻処理に考えなければならぬ重要な要素を御指摘されているところがあります。私は、我が政府の提案になるものも、これはやはりおっしゃるように、國の管理という意味で金融監督庁が破綻と同時に金融管理人を選任して公的管理に入る、あるいは、引き受けける民間金融機関がない、そういう場合には、一時、健全な、善良な借り主保護のために、一生懸命受け皿を探す間公的ブリッジバンクを用意する。こういった意味では、同じように公的な管理をする、國が管理をするという点では共通のものであり、先ほど申し上げたように、途中で金融管理人の判断で減資を行い国有化する道も我々用意しているのであります。

私は、こういうのはケース・バイ・ケースとい

うことで、どういうスキームが一番いいかという多様な選択肢の中からどれか一番適切な対応、スキームを選んで破綻処理に当たるという考え方もあるのではないか、そういういた意で、野党の提案の特定公的管理銀行ですか、こういった構想というものをよく勉強してみました。

まず、全株を、破綻のときに流通している株を強制的に収用するやり方でございますね。これについては、株主権という関係で、その株主権にどういう配慮をするかということが極めて重要であります。そういういた意味で、憲法二十九条三項にあるように、やはり強制的な取得には補償が必要だし、公共の福祉に適するという、そういういた法理も働くわけで、我々は、そういういた観点から、裁判所の許可による代替許可あるいは仮決議といつて二度にわたって株主総会の決議を用意する、あるいは二分の一という定足数を取り除くといふような、破綻の金融機関として許される限度で、一方で株主権に配慮したスキームを考えているんですが、いきなり株主権を全株強制収用する野党案はその辺をどのように考えておられるか伺いたいと思います。

○枝野議員 今御指摘のとおり、憲法は二十九条

一項で「財産権は、これを侵してはならない。」という規定を置いております。ただ、三項で、正当な補償のもとに公共のために用いることができるという規定も置いておりまして、絶対不可侵のものではないという趣旨を示しております。そうした中で、確かにこの正当な補償のもとであつても公共のために用いるという手段はできるだけ、とらなければとらない方がいいという趣旨は理解できぬわけではございません。

ただ、私どものこの特別公的管理というスキームを採用するのは、私どもの条文の二十八条一項

三号でも、この特別公的管理以外の方法によっては前号に掲げる事態を回避することができないという場合に限つてこの手段をとることになつております。そして、その前号に掲げる事態というのには、他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させることになる等、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生することになる事態、あるいは特定の地域や分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることになる事態、こういった事態を避けるために必要不可欠な場合に限つて、この特別公的管理というスキームに入ることになつております。

○枝野議員 この対価は、私どもの法案で新しく

つくります株価算定委員会で算定をすることになつておりますが、当然、この対価、収用対価の算定の時点というのは、収用があった時点の時価を算定して、ただ事後的になりますが、その時点での価格を事後的に算定をいたしまして、対価を支払うということになります。

この場合、まず当該金融機関が債務超過の金融機関になった場合、これはそれほど難しくないで

あります。スピーディ化するというやり方というのは一つの考え方ではございますが、まさに金融が破綻直前の状態に陥っている状況の場合を想定しましたときに、例えば株主総会の招集、しかも減少等の目的の株主総会の招集がかかったという

ことがあります。

問題は、債務超過ということではないような場合については、確かに時価の算定というの是非常に困難があるのは事実であります。しかしながら、一般に収用という制度全般についても、正当な補償の価格を算定するということについては、基本的には諸般の事情を総合的に考慮して判断をする

○保岡委員 いろいろお考えになつてこのスキームをつくっておられることがよくわかります。そこで、私は、株主権を奪う取得対価これをどう決めるかというのが一番難しいと思うんですね。これはずっとゴーリングコンサーンで、どこで破綻させて清算するスキームがありませんから、どういう方式でこの株価というものを算定して、株主の最後の残余財産請求権というものを担保するか、適正に決めるかという、ここ工夫がとても大事だと思うんですが、まず、この補償時刻の算定されようとしているのか、その点を伺いたいと思います。

○保岡委員 確かに価格算定は、それが憲法上許され、そしてそのためには要件を厳格にするなど、さらにいろいろ深く吟味してみる。そして、

そういう中で交換価値、ゴーリングコンサーンで支払うとということになります。

この場合、まず当該金融機関が債務超過の金融機関になつた場合、これはそれほど難しくないであります。スピーディ化するというやり方というのは一つの考え方ではございますが、まさに金融が破綻直前の状態に陥っている状況の場合を想定しましたときに、例えば株主総会の招集、しかも減少等の目的の株主総会の招集がかかったということがあります。

問題は、債務超過ということではないような場合については、確かに時価の算定というの是非常に困難があるのは事実であります。しかしながら、

一般に収用という制度全般についても、正当な補

償の価格を算定するということについては、基本

的には諸般の事情を総合的に考慮して判断をする

必要があります。そこでもう一つお伺いをしたいと思います

が、それは、今日本の金融の置かれていく状況と

いうのは非常にバブルの崩壊の後遺症を抱えた

り、あるいは裁量行政から市場原理へという一つの過渡期の混乱というものを抱えております。そ

して、金融監督庁が新しく発足するなど、金融行政もそこに新しいあり方を求めて、まだ落ちついた状況じゃなくて、混乱をしながら、試行錯誤をしながら、あるべきものを探めて、懸命に我々の国会の審議などを受けて努力をしているところであります。

そういったことなどを考えますと、私は、金融が今肺炎になつてからもう病気になつて大変であるか、中には長銀のようなケースであれば、いろいろなケースがあると思うんです。こういった二十一世紀に世界に通用する強靭な金融サービスを手にして、私たちのすべての基礎になる経済といふものの動脈、循環器系を立派なものに再生させていくといふことは、今世紀、構造改革をいろいろ日本にとってとても根幹的なテーマだと思います。

そこで、私は、せんだつての委員会でも、こういう病気というものはできるだけ早く手当してした方が、痛みも少ないし、治療費も少ないし、そうして実は回復も早いんだということを申し上げました。私は、急げば急ぐほど、こういったものは対応が早ければ早いほど成果が得られるものだと思います。

そういう意味では、私は、破綻してから公的ないろいろなお金をつき込むだけでなく、破綻前に適切な要件のもとに公的な資金を利用するといふことはとても大事な政策手段だと思うんです。あるいは、金融当局が、患者がいるときはお医者さんのような立場でございますから、そういうときは積極的にあれこれ治療の指示をして、場合によつては半ば強制的に手術台につけて、未然に死に至るようなことを防いでいくことがとても大事な局面があると思うんです。したがつて、裁量行政は終わりだ、市場原理にゆだねるなど言つてそういう監督の指導というものをおろそかにしては、この危機を切り抜けていけないんじゃないだろうか、そういうことを強く考えていましたの一人でござります。

そういう点について提案者はどう考えておられるか、伺ひたいと思います。

○枝野議員 お答えをさせていただきます。

確かに、これからビッグバンの時代を迎えて、日本の金融機関が国際競争の中ですっかり生きしていくために早急にその体力を回復させなければならぬという御指摘は、私どもも同感でございます。

ただ、その場合に考えなければならないのは、なぜ現在の日本の金融機関が国際社会の中で脆弱という評価を受けているのかということです。ですが、言うまでもなく、從来から続いてきていた護送船団方式によつてむしろ過保護の状態のもとで日本の金融機関が運営をされてきたということがあります。

そうした中で、今我が国の金融機関に必要なことは、そうした過保護のもとでの状況から、みずから責任と判断、行動によつて国際競争の中で生きにくくましさをつけていくことが今最も重要なことであり、そのため、ある部分の金融機関は苦しみながら頑張つておられるのかなどいふ理解をいたしております。

そうした中で、そういった金融機関に対して今ままでの、従来から出てきております早期は正位置など、こういったことをしっかりとむしろ後ろから促していくというような形でみずから体力をつけさせていくことこそが一番大切なことですので、これまでに延長するかといふことの認定、あるいは終了するときの認定、こういったものは与野党共通するものであつて、それは常に支えが必要な公的な資金をつき込まなきやならない。しかし、それに甘える関係者の態度が生まれてはならない。モラルハザードと公的資金の注入との調和という点で適正な基準を得ていかなきやならないといふことは与野党共通の課題でござりますから、どちらのスキームでも求められることですから、これはお互いに工夫してやつてけばいい。そこにも協議の可能性を、しっかりと尽くさなきやならない問題があると思うんです。

そしてまた、それと同じように、今、枝野議員が言われた破綻前のことも、モラルハザードあるいは裁量行政の問題を克服するという課題は課題として、やはり破綻前に病気を治して、破綻に至る前で処理していく。そのため公的なお金をかけるが、それもモラルハザードが起こらない体制になつて、結果的に国際競争の中で我が国の金融機関は生き残つていかなくなるというふうに理解をいたしております。

○保岡委員 確かに、公的な支えあるいは指導と

いうものに甘えが生まれてはいけません。しかしあといつて、病人に対しても全く自由にしてよろしいという姿勢で医者が対処しても、病気が過重くなつてから治療費が物すごくかかる。お互いの、破綻後の対応についての野党提案にても政府提案にしても、公的なお金をかけざるを得なく、莫大なお金をかけてでもシステムを守ろう、善良の借り手を守ろうといふことは同じ結論にならります。

そこで、その際に、例えば破綻後の問題についても、破綻の認定、あるいは第二分類と第三分類の仕分けの認定、あるいはこれは善良な借り手として融資すべき案件であるかどうかのつなぎ融資の認定の問題、あるいは、破綻の公的な管理をする期間をどう延長するかといふその延長のときの認定、あるいは終了するときの認定、こういったものは与野党共通するものであつて、それは常に支えが必要な公的な資金をつき込まなきやならない。しかし、それに甘える関係者の態度が生まれてはならない。モラルハザードと公的資金の注入との調和という点で適正な基準を得ていかなきやならないといふことは与野党共通の課題でござりますから、どちらのスキームでも求められることが必要です。

そこで、金融機関の支払い停止等が管理されない状況で起これば、そのときにかかるコストといふものは大変大きなものになります。だからこそ、私どもは特別公的管理というスキームを用意いたしまして、しかもその開始の要件として、支払い停止だけではありませんで、財産の状況に照らし預金等の払い戻しを停止するおそれがあると認められる場合といふ要件を入れております。そしてこれは、特別公的管理銀行として当分営業を繼續しながら清算をさせていく。つまり、支払い停止等を起こすことによって膨大なコストがかかつてしまふことを直前で食いつめようというのが特別公的管理の趣旨であります。

そうした意味に限定して言えば、私どもの法案の中でも、いわゆる俗の言葉で言う破綻といふもの前にその膨大なコストを阻止するための手段を用意しております。それで、実際に支払い停止などもしてしまつた上で清算をした場合とのコストなども考慮しながら、どちらの選択肢を選ぶのかを考えていくといふことになつております。

そうした意味に限定して言えば、私どもの法案の中でも、いわゆる俗の言葉で言う破綻といふもの前にその膨大なコストを阻止するための手段を用意しております。それで、実際に支払い停止などもしてしまつた上で清算をした場合とのコストなども考慮しながら、どちらの選択肢を選ぶのかを考えしていくといふことになつております。

そして、今、病気の状態の金融機関というよう

な状態で、ちょっと風邪を引いたから栄養剤でも打つてあげようかといふようなやり方をすれば、またもとの過保護などで保護に甘えるようになります。そこで、これまでに延長するかといふことの認定、あるいは終了するときの認定、こういったものは与野党共通するものであつて、それは常に支えが必要な公的な資金をつき込まなきやならない。しかし、それに甘える関係者の態度が生まれてはならない。モラルハザードと公的資金の注入との調和という点で適正な基準を得ていかなきやならないといふことは与野党共通の課題でござりますから、どちらのスキームでも求められることが必要です。

そこで、今、病気の状態の金融機関というよう

な状態で、ちょっと風邪を引いたから栄養剤でも打つてあげようかといふようなやり方をすれば、またもとの過保護などで保護に甘えるようになります。そこで、これまでに延長するかといふことの認定、あるいは終了するときの認定、こういったものは与野党共通するものであつて、それは常に支えが必要な公的な資金をつき込まなきやならない。しかし、それに甘える関係者の態度が生まれてはならない。モラルハザードと公的資金の注入との調和という点で適正な基準を得ていかなきやならないといふことは与野党共通の課題でござりますから、どちらのスキームでも求められることが必要です。

そこで、今、病気の状態の金融機関というよう

によって本当に信用を回復させて立ち直らせることができるのかどうか。むしろ、早期は正措置をきちんと前倒しをしていて、そうした死に至る病に立ち至る前にみずから体力で回復しているだけである。そのための早期は正措置の前倒しのしつかりとした実施というものがむしろ重要であるというふうに考えております。

○保岡委員 今のお話を聞いてみると、破綻といふ認定についていろいろ述べられましたが、破綻は破綻です。この認定は、預金保険法の定義をいろいろ前提にしており、与野党共通のものですね。

ですから、破綻前といえば、破綻直前のものもあれば、かなり破綻に至るにまだ時間のあるものも、いろいろなケース。これを早期は正措置、しかもそれは自己資本比率を基準としていますから——今これだけ国民が議論し、そして国会が議論し、政府がいろいろな対応をしているのに、なぜ金融機関みずからがいろいろ再生の道を具体的に示さないんだ、こう聞きますと、自分のところだけ思い切ってリストラなどしたら、一気に取りつけになる危険性というものを考えながら左右を見ている、こういう状況だと。ましてや、早期は正措置を政府からやられる、なおさらそういうことになってしまふということで、必死で自己資本比率を上げてそういう早期は正措置を受けないようにはげしくしている。これでは、やはり日本の金融再生の道筋は生まれないのである。

したがって、早期は正措置の弾力化といふことで、早期は正措置を受けないようか、あるいは銀行法二十六条一項の活用とか、もっと与野党がきつとやらなきやならないと同時に、破綻してから公的な資金をかけるといふのじやなくて、破綻前に、モラルハザードを考えながら、破綻に遠いものから直前に至る、危機に瀕するものまで、いろいろな政策手段を私たちには持つべきだ、そういうふうなことを申し上げておきます。

私は、金融二法をつくった、今枝野さんが言われた十三兆スキームをつくった責任者でございま

す。これはやはり、もしあのスキームが専門処理のときには、あるいは拓銀の破綻の前にあれば、こういうことを思われるを得ません。あの金融二法のスタートのときに、諸外国特に欧米の、自由主義を基調とする、何よりも大事にする、その中でも最たるもののがアメリカです、アメリカが健全な銀行に公的資金を入れてほしいと強く言つたんです。今度は、訪米された官澤大蔵大臣に対しても連想されおかしくなるうとしている。これがアジアの昨年の夏の経済危機と同じような状況に発展したり、あるいは中国の元の切り下げの懸念がどうなるのか、世界は非常に緊迫した状況にあります。

そして、長銀の処理についても、ぜひ過たないで、世界経済に脅威を与えないよう。これはループルの破綻から、健全だった、唯一ひとり勝ちしていたアメリカの経済まで揺らいで、中南米まで連想されおかしくなるうとしている。これ

が我々の判断を拘束するものではないということを申し上げたいと思っております。

第一点目に、先ほど来、破綻後の処理になるとコストがかかるというようなおっしゃり方が繰り返されておりますが、私どもは、むしろきちんと

うするかを明確にし、あるいは公的資金を投入して不良債権を処理して、身ぎれいにして住信に合併して、あそこに残っている優秀なシステムだけを守って、金融不安やあるいは経済への重大な影響を避けて対応していくいかとというようなこ

と。あるいは、その中で、いろいろ国民から問題にされるおどろおどろした融資の事実もバブル崩壊後にはいけじやない。

そういうものに対して、一緒になつてそれを批判する余り、処理を誤つて、長銀と、そのスキヤンダル債務と一緒にになって日本経済から世界

のについでは、徹底的にこれを解明する何らかの解明の委員会を、外部から人材を投入してでも解明していく仕組みを工夫するとか、それはそれできちっとやって、そうして債務は債務できちつと

處理をしてシステムを守っていくという工夫があつていいんじゃないかと思います。

このように、破綻前処理については、長銀の処理を含めてやはり与野党で知恵を絞つて、お互いに立場を支え合つてこの危機を乗り切るべきだと思いますが、最後にお伺いして、質問を終わります。

○枝野議員 まず最初に、アメリカの当局者の御発言を引用しておられましたが、諸外国の御意見

といふものは、十分に聞いた上で参考にするべきと思つておりますし、米国の当局の意見の中にもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○相沢委員長 申し合わせの時間が終了しておりますので、御協力願います。

○枝野議員 はい。法律上の要件がそろっている処理策について、国会の中で我々には協力をする

手段もございませんし、逆に我々は、国会で廃止おりますので、もし政府・自民党が自信と確信を持つてこうした手段が正しいということをお考へで

ますので、御協力願います。

○枝野議員 はい。法律上の要件がそろっている処理策について、国会の中で我々には協力をする手段もございませんし、逆に我々は、国会で廃止

ますので、もし政府・自民党が自信と確信を持つてこうした手段が正しいということをお考へでありますので、御協力願います。

○保岡委員 この十三兆スキームについては、野党提案では廃止になつておるので質疑をしたわけ

でござります。

私は、市場が非常に正常で賢明な動きをする、

その市場の動きを基本的には大事にするということはとても重要なことであります。しかしながら、市場が暴力的になつたりあるいはおかしな動

きをするときには、公的にこれを管理するスキ

ム、防衛手段も持つていなきやならぬ、暴力によつて翻弄される金融機関に対して、支える仕組みを持つてゐなきやならぬという意味では、この十三兆スキームは極めて重要な政策手段だと思います。

そういうことで、与野党でいろいろ質疑を通じまして感じたことは、私は、目的とするところは変わらない、基本的な考え方においても一致するところがたくさんある、だけれども、提案はいろいろ形を変えて、その基本的な認識において一致するところで具体的な協議をしていけば必ず成案は得られるはずだ、そう思いますので、これは昭和恐慌のときのような、政争のいろいろな対立から不規則な発言を呼んで、日本じゅうが本当に生活苦に陥つて、中小企業がばたばた倒れていた、ああいう歴史を繰り返さないためにも、与野党の賢明な協議を迅速的確にできるだけ緊急性のあること、迅速性の必要のあること、世界がそれを注目していくことに留意して協議の成果を得たい、と思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、質疑を終ります。

○相沢委員長 これにて保岡君の質疑は終了いたしました。

○相沢委員長 この際、お詣りいたします。

最高裁判所石垣民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○相沢委員長 次に、石原伸晃君。

○石原委員 自由民主党の石原伸晃でございます。

さきょうは、野党の皆様が御苦労されてまとめました金融関連法案につきまして質問をさせていただきたいと思います。

質問の冒頭、私は、先日の、同僚の渡辺喜美議員の話の中で、福島県あるいは栃木県を襲つた集中豪雨、未曾有の集中豪雨、まさに今、日本の金融システムに襲いかかっている問題と非常に似ています。視察に行って、善後策、将来こういうことをしていたかといいますと、大体まず視察に参りました。視察に行って、善後策、将来こういうことが起こつても大丈夫なように、では堤防を高くしましよう、あるいは河川を改修しましょう、こういうことが政治家のパターンであったと思います。それでもが予想しなかった雨が、一年間に降る雨の三分の一の量が三日間のうちに降つてしまつた。ような危機が起つたとき、政治家はこれまで何をしてきたかといいますと、大体まず視察に参りましたと聞いておりますけれども。それで、河野さんがリーダーシップを持って、これは激甚災害だと指定して、かなりの手当てをした。しかし、まだ福島県あるいは福島県の方は激甚災害指定は受けている。この決断の鈍さ、これは政府・与党にあっても、昔の政治家は違つたぞと。その方は河野一郎さんの話を出されたのですけれども、やはり災害に行ってかなりの被害があつた、これは地方だったと聞いておりますけれども。それで、河野さんは、こういったことを私どもはしなければならないのではないか。

そしてまた、土曜日、私の選挙区の杉並区でタントークといって座談会をしましたら、石原さんと聞いておりますけれども。そのときは河野一郎さんの話を出されたのですけれども、やはり災害に行ってかなりの被害があつた、これは地方だったと聞いておりますけれども。それで、河野さんは、こういったことを私どもはしなければならないのではないか。

ウントークといつて座談会をしましたら、石原さんと聞いておりますけれども。それで、河野一郎さんは、昔の政治家は違つたぞと。その方は河野一郎さんの話を出されたのですけれども、やはり災害に行ってかなりの被害があつた、これは地方だったと聞いておりますけれども。それで、河野さんは、こういったことを私どもはしなければならないのではないか。

そこで、避難勧告を出して、この大きな洪水で命は失わないようになります。そのときにできるだけ早く避難することによって財産も少しでも失わないようにならなければなりません。むしろ、どう考へても、五メーターの堤防を、五メーターの洪水がかかると、堤防が決壊する。堤防が決壊する。堤防を強化する、こういうものではなくて、まず水をくみ出す、そしてそこに暮らしている方々の家が水没していたら、その方々が暮らせるところにちゃんと食糧を持っていく、これが暮らせるところにちゃんと食糧がかかると、堤防を強化する、こういう緊急性を要する問題がこの金融の問題ではないかといふ認識を持ております。

そこで、質問に移らせていただきますけれども、そもそも金融機関の破綻処理については、皆様方が案を出されているわけですから、議論の過程の中でいろいろなことがあつたと思います。そこで、質問に移らせていただきますけれども、現実は差し迫つた問題が、もちろん過去の政策についてのテーブルに着いているというふうに御理解をさせていただきますが、やはり私は、今までに土のうを積んで水をかい出さなければならぬもつと差し迫つた問題が、現実は差し迫つた問題であるということを重ねて申し述べさせていただきたいと思います。

○石原委員 危機意識の認識といふうに御理解をさせていただきますが、やはり私は、今までに土のうを積んで水をかい出さなければならぬもつと現実があるけれども、私の知り合いのF.R.Bと財務省の人間から電話がかかってきました。一体日本はどうなつていてるのだ、与党案、野党案は、出たということを聞いてる、まあ与党案、野党案は、ないけれども、借り手保護ということについて、公的に銀行を管理して破綻後その金融機関を整理するということでは同じではないか、アメリカには借り手保護という言葉はないけれども、借り手保護ということについても、方法は別にして同じではないか、あるいは公的資金を投入するということでも一緒ではないか、どうでもいいから、どつちの案でもいいから早く通した方がいいぞ、これはちょっと非常に私はびっくりしました。

ただ、もしかするとここで、今洪水の場合の例ではないか、アメリカには借り手保護という言葉ではないけれども、借り手保護ということについても、方法は別にして同じではないか、あるいは公的資金を投入するということでも一緒ではないか、どうでもいいから、どつちの案でもいいから早く通した方がいいぞ、これはちょっと非常に私はびっくりしました。

それほど海外の目というもの、そしてまた彼は非常におもしろいことを言つてはいる。お隣の韓国あるいはタイ、インドネシア、ここには国際救助組織としてIMFがやってきて相場まで管理する、

たゞ、私どもは、今来ております洪水の規模というものは、例えば五メーターの堤防のところに十メートルの洪水が来ているというような状況であります。むしろ今早急にやらなければならぬことは、避難勧告を出して、この大きな洪水で命は失わないようになります。そのときにできるだけ早く避難することによって財産も少しでも失わないようにならなければなりません。むしろ、どう考へても、五メーターの堤防を、五メーターの洪水がかかると、堤防が決壊する。堤防を強化する、こういうものではないか。

そこで、質問に移らせていただきますけれども、現実は差し迫つた問題が、現実は差し迫つた問題であるということを重ねて申し述べさせていただきたいと思います。

○谷口議員 お答えさせていただきます。

先ほど石原議員の方から質問がございましたが、冒頭、ちょっと私の考へることを申し述べたいと、思つています。

御存じのとおり、今現下の金融状況は、これは

ございまして、まさに共通の認識であると申し上げたいというように思っております。

一方で、その方法をめぐつて、今与野党の間で見解、考え方が違うわけでございまして、今現下の状況の中で政府案が出で、本日このように三野党共同のこの法案を出したところでございました。

実は、私は、今現下の状況の中では考えていかなければいけないのは、我が国の金融状況、まあこれは世界的に共通しているわけではないわけございまして、我が国の金融状況を見ますと、この四月から実質的にビッグバンが始まつたわけでございまして、戦後我が国の金融行政、輸送船団行政と言われる行政が統いてきたわけでございますが、そのような状況の中で、金融業界は国際的競争力を失い、まさに今このような状況の中で、金融鎖国と言われるような状況を開拓していくでございます。

そういう状況の中で、オーバーキャパシティーと申しますか、金融業界全体の中での金融機関の数、またもろの状況を考えまいりますと、このオーバーキャパシティーを是正する必要があるのではないか、こういう観点からも考えていかなければならない。そういう意味において、我々は、この金融機関の処理については、救済をするというより、むしろ清算をしていかなければいけないという立場に立つてやつておるわけでございまして、冒頭石原委員のおつやつた、政治家が引つ張つていかなければいけないという観点においては、私は全く変わつておらないということをまず冒頭申し上げたいと思います。

それと、破綻処理については、アメリカの破綻処理の原則なんかに学ぶところがあるのではないであります、かといふように考えておると、確かに、御存じのとおり、アメリカにおいてはもう既に我が国と同様な状況が起つておるわけですが、いまして、状況を見ておりますと、不可欠性の原則というのがございました。

これは、地域においてこの金融機関が非常に重要な立場を占めておるわけでございまして、そういうことから非常にむだな公的資金がつき込まれたという歴史がござります。そういう状況の中で、このような不可欠性の原則はだめだというような状況になつたというようになつておるようでございま

す。その後に出でまいりましたのが、ツーピング・ツーフェール原則。これは御存じのとおり、コンチネンタル・リソースという金融機関、大きな金融機関でございましたが、大き過ぎてつぶせない。こういう状況の中では、公的資金をつぎ込んでござりますが、そこでございまして、一方において大変なモラルハザードが起つたというような状況の中で、今アメリカにおいては、このようないつたわけでございますが、しかし、一方において大変なモラルハザードが起つたというような状況の中では、その金融機関が実は資本が小さい、過少資本である、こういう銀行がたくさんあります。こういう状況の中では、このようにいつたわけですが、しかしながら、一方において大変なモラルハザードが起つたというような状況の中では、今アメリカにおいては、このようにツーピング・ツーフェール原則も適用されておらない。

九一年に連邦保険法の改正がございまして、今はシステムクリスク原則、要するに、金融システム全体に大きな影響を及ぼすような経営破綻について対応しなければいけないこのように変わつておるような状況のように聞いておるわけですが、まさに我々三野党の考え方も、公共的管理という観点においてはシステムクリスク原則を貫いておるというように考えておるところです。

その手法について若干の違いがある。クローズド・バンク・トランザクションというんでしようか、閉鎖型の処理、これは破綻後の処理ですけれども、これは私たちのこのブリッジバンク、または皆様方が御提議いただいた、原則清算ですけれども国家管理を行うというものは、いわゆるオーブン・バンク・アシスタンスに乗つたものである。

私はやはり、冒頭申しましたように、カテゴリーの違いはあるにしても、公的資金を入れて、公正、公平なルールをつくつた上で、経済の血液と言われる金融に対して公的なお金、すなわち財政資金、税金でありますけれども、これを使うとどう認識では与党、野党とも変わりがないんじやないかということを重ねて申し述べて、次の質問に移らせていただきます。

冒頭お聞かせ願いたいのは、いわゆるこのブリッジバンクの問題については、まさに私

も同感であります。戦後の資本市場というものが未発達な中で、日本は特有な、メーンバンクを中心とした、コープレートファイナンスを中心とした融資を主体とするものが発展してしまつた。

その中で、アメリカと比較してみると、間接金融、日本のGDPの大体一・四倍間接金融があるわけですか、そしてアメリカはどうかというと、アメリカはGDPの四割しかない。こんなことはやはりかなり異常であるということはまさに同感でありますし、また、そのオーバーキャパシティー、オーバーバンキングの問題は、かなり高

い金利でお金を借りてきた金融機関が薄い利ざやでお金を貸す、そしてその金融機関が実は資本が小さい、過少資本である、こういう銀行がたくさんあるということが、昨今のこの貸し渋りの大きな問題の根本にあると思います。

また、これをやはり一日も早く解消していくこ

とはこの日本の金融問題の根本的な解決につながるという認識のもとに、私たちは案をつくるせていただきたわけであります。

その手法について若干の違いがある。クローズド・バンク・トランザクションといふことで、これが、閉鎖型の処理、これは破綻後の処理ですけれども、これは私たちのこのブリッジバンク、または皆様方が御提議いただいた、原則清算ですけれども国家管理を行うというものは、いわゆるオーブン・バンク・アシスタンスに乗つたものである。

私はやはり、冒頭申しましたように、カテゴリーの違いはあるにしても、公的資金を入れて、公正、公平なルールをつくつた上で、経済の血液と言われる金融に対して公的なお金、すなわち財政資金、税金でありますけれども、これを使うとどう認識では与党、野党とも変わりがないんじやないかということを重ねて申し述べて、次の質問に移らせていただきます。

冒頭お聞かせ願いたいのは、いわゆるこのブ

リッジバンクの問題なんですか、私は、選択肢というものは、いろいろな危機の場合は多くていいと思うのです。その選択肢は多くて、では何でブリッジバンクを採用するんだ、何で管理人の方だけでいくのかとの探査した透明性が確保されれば、私はこれはあつていいと思います。

特に、皆様方のこの金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案で、二十六条を読ませていただきますと、金融整理管財人、いわゆる管理人が入つての処理の方法は、原則一年である。私どもは、ここがブリッジバンクでは原則二年となつてゐる。私は、一年間のうちに引受金融機関が登場しない場合に、いわゆる善意かつ健全な借り手に対する債務も整理回収機構行きとなるというこ

とでは、この健全な借り手の保護は不十分だと思

うのですが、その点についてはどうお考えでしたか。

○谷口議員 まず、政府提出のブリッジバンクについて、御存じのとおり、第一段階で金融管理人が入つて、第二段階で公的ブリッジバンクといふことでございます。一方、アメリカにおいて、先ほどもクローズドバンクまたオープンバンクというような話がございましたが、状況を見ておりますと、もう既に受け皿会社が決まつておる、その状況の中で資産、負債を承継しなければいけない、PアンドA、健全銀行に。そういうような、コストを考えた場合に若干長くなる可能性があるという場合にブリッジバンクを使っておるわけでございまして、現在政府提案のこのブリッジバンクについては、そういうことではなくて、受け皿銀行が見つからないというような状況の中ではしばらく受け皿銀行で抱こうではないかというようなことのようござりますので、ここは明確に違うのではないか。

そこにおいて考えなければいけないのは、金融機関の経営破綻において考えなければいけない

思つております、一つは、預金者の問題と借り手の問題と、もう一つは決済システムの保護、金

融システムの保護、こういうことではないかといふように考えております。現下、預金者についても二〇〇一年三月まで全額これは保護されておる。また金融システムの問題については、与党の案にもございますが、政府また日銀が対応していく、これは全く我々も同様でございます。

借り手の問題については、我々は、信用保証協会法等の一部を改正する法律案を後日提出する予定になつております。これは、中小企業保険公庫に資金を拠出いたしまして、特別勘定をつくつて資金を拠出し、都道府県の信用保証協会に、今まで破綻した金融機関の取引先の第二分類のところを円滑に他行に移すことができるというようになります。

もう一つここで申し上げたいのですが、政府提出のアリッジバンクにつきましては、これはもう今よく議論をされておるところでございますが、アリッジバンクと取引しておるということだけで、良質な取引先が、取引の相手方からどうも良質ではないというような烙印を押される可能性がある。そうしますと、このアリッジバンクが不良債権のたまり場と申しますか、不良債権がどんどんたまつていくのではないか、こういう危惧があるわけでございまして、そのような観点からも考えていかなければいけない。

そういう意味において、善良な借り手の保護のために、この信用保証協会の融資によって他行に円滑に移動できる、移すことができるという我々の案が、これは実務的にも対応能力は高いのではないか、このように考えておるところでございます。

○石原委員 後日、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案というものをお出しになるということでございますが、政府・与党としても、もう既に中小企業貸し済り対策大綱というものを八月二十八日に決定をさせていただきまして、これまでのこの補完策というものを四十兆円に拡大

する。それ以上のものをきつと出してこられるというとございますが、この信用保証協会、各部道府県ですね、このスキームだけで本当に足りる。また金融システムの問題については、与党の案にもございますが、政府また日銀が対応していく、これは全く我々も同様でございます。

借り手の問題については、我々は、信用保証協会法等の一部を改正する法律案を後日提出する予定になつております。これは、中小企業保険公庫に資金を拠出いたしまして、特別勘定をつくつて資金を拠出し、都道府県の信用保証協会に、今まで破綻した金融機関の取引先の第二分類のところを円滑に他行に移すことができるというようになります。

もう一つここで申し上げたいのですが、政府提出のアリッジバンクにつきましては、これはもう今よく議論をされておるところでございますが、アリッジバンクと取引しておるということだけでは、良質な取引先が、取引の相手方からどうも良質ではないというような烙印を押される可能性がある。そうしますと、このアリッジバンクが不良債権のたまり場と申しますか、不良債権がどんどんたまつていくのではないか、こういう危惧があるわけでございまして、そのような観点からも考えていかなければいけない。

そういう意味において、善良な借り手の保護のために、この信用保証協会の融資によって他行に円滑に移動できる、移すことができるという我々の案が、これは実務的にも対応能力は高いのではないか、このように考えておるところでございます。

○石原委員 後日、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案というものをお出しになるということでございますが、政府・与党としても、もう既に中小企業貸し済り対策大綱というものを八月二十八日に決定をさせていただきまして、これまでのこの補完策というものを四十兆円に拡大

する。それ以上ものもきつと出してこられるというか、その点についてはお聞かせ願います。金は全国に五十二ある信用保証協会の方につけようとしているわけですね。しかし、私どもは、この破綻金融機関の借り手は、どこに本社があるか吹きだまりになると言われましたけれども、信用保証協会も不良債権の吹きだまり、言葉が非常に悪いのですけれども、そういうものになる可能性がある。私はやはり、この信用保証のスキームだけでは本当に、足り得ることもできないし、審査能力ということを考えても、私どものこの公的なアリッジバンクの方がより機能するのではないかと思うわけでございます。

そして、もう一つだけ言わせていただくなれば、私ども、この公的なアリッジバンクに行くのはレアケースである、そしてラストリゾートである、そのぐらいの感覚を持って、それまでにはやはり、善意かつ健全な借り手であるならば、他の民間金融機関から新たなお金を借りてくることがで来たら、これは再保険という形でないで困つてしまふ。それは中企保公庫の借り手でよそへ移れないで困つてしまふ。そこでやつたんじや、まだ金を使つちやうだらうな。それよりも、どんと再保険を受けとめる中小企業信用保険公庫のところに資金をつけて、破綻した金融機関の借り手でよそへ移れないで困つてしまふ。そこで、これは再保険という形でないで困つてしまふ。それは九〇%以上に高めようというふうに思つております。

そこで、私どもは、貸し済り対策としてですと、確かに信用保証協会のレベルでの審査能力は大丈夫だろかとかいう話が出てくると思うのですが、私が、この信用保証のスキームだけで本当に足りるのか、または、先ほど冒頭申しました審査能力、あるいは各都道府県にある、このような問題をどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○鈴木(淑)議員 石原委員御指摘のように、政

府・自民党案の方でも信用保証協会の保証能力を強化して貸し済り対策として使おう、能力四十兆円と言つておられることはよく承知しておりますが、私どもが考えております、後日提出したいと思つております法案との決定的な相違点が二つござります。

一つは、政府・自民党さんは貸し済り対策として考えておるのであって、破綻金融機関の借り手が、私どもが考えております、後日提出したいと思つております法案との決定的な相違点が二つござります。

また、保証の期間も一定の期間であつて、その間に立て直しの努力をしてもらう、こういふふうなことを考えております。

○石原委員 今の問題につきましては、公的な支援をするということで、やはり健全な借り手を保護していくこと、ということでは一致しておりますが、手段が違うという認識を持たせていただきまし、また重ねて、早急にやはりお出したただか

ないとトータルのものとしては問題の解決には至らないということを指摘して、次の質問に移らせていただきます。

先ほど枝野委員の方からも御指摘がありまして、破綻の認定ですね。また、過去の特別委員会の質疑の中で、政府・与党の破綻認定はいいかげんじやないか、また破綻認定をめぐって、同じじなのが、同じじゃないのではないかというような枝野委員の御指摘があつたわけございますが、野党案の破綻認定基準の具体的な内容は、政府案と比べて何が明確化されているのか。

私、この金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案を読ませていただきますと、破綻認定について御指摘されているのは八条と二十九条ではないかと思います。八条の方を読ませていただき、八条と、「金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件」云々といふくだりがございますが、これは一体政府案とどこが違うのか、明確化されたのか。

先ほど債務超過の御言及がございましたが、債務超過については、もちろん我々も、破綻である、一番わかりやすい破綻であるということは重ねて申しておりますので、そこの御見解を聞かせていただきたいと思います。

○古川議員 お答えいたします。

ただいま石原委員から御指摘をいただきましたが、石原委員から御指摘をいたしましたが、野党案の破綻の認定でござりますけれども、政府におかれましては、これは原則的に預金保険法の第二条の第四項にある規定の破綻金融機関の定義、すなわち「業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関」、それを破綻したというふうに明文では明示をしておるのじやないか。

したがいまして、これはいわゆる資金繰り破綻のことです。失礼いたしました。

○石原委員 了解しました。要するに、皆様方の再生委員会が明確な基準を示すことであります。あつて、まだ明確な基準は示しになつていません。

非常に、これまで恣意的だ、裁量的だと私どもしておりますところでは、これまで政府が行つてきておりますいろいろな、長銀問題を含めての金融機関の危機管理でございますが、資金繰りがつきさえすれば、実質的に債務超過とみなされるよ

うなものであつても、これは事実上破綻と認定しないで、資金繰りがついていればこれはまだ破綻前だというふうに認識をしている。そのような形で、これは事実上今までの金融機関について救つてきているのではないかというふうに思つております。

私どもは、そういう意味からも、債務超過といふものが破綻した金融機関であるということを明確にするべきである。そのような考え方から、先ほど石原議員もお話しになられましたように、第八条と二十九条のところで債務超過の場合等を基本的な破綻の定義とし、それに加えて資金ショートの場合も、これも実質的に債務超過に陥っている場合が多いですし、また、そうでない場合も、そうした資金ショートに陥っているよう

な場合には、これは破綻した金融機関として管理をしていくべきである。そのように考えて定義をさせていただいているよう

○石原委員 古川委員のお答えの中で一点ちょっと気にならることは、資金繰りがついていれば破綻ではないというのは、やはり当然破綻ではないのではないかというふうに私は考えます。

また、御丁寧に預金保険法の第二条第四項を御解説いただきましたが、この文言をちょっともう一度正確に読ませていただきますと、「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関をいう。

皆様方の案では、「銀行がその財産をもつて債務を完済することができない場合その他銀行がその

業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関をいう。」

○枝野議員 この規定に言います「融資比率が高率である」というのは、例えば、特定の地域において、当該地域の地場産業の事業者に対する融資を特定の、その場合は特に地方銀行でしょ

地域がござります。その比率が高ければ高いほど、つまり一つの銀行が当該地場産業の事業者を支えている比率が高ければ高いほど、当該金融機関が破綻した場合の影響が、地域に限定的であります。しかし、地域特定ではありませんが、深刻であるというような影響になります。

こうした場合には、特別公的管理のスキームを利用する必要があるというふうな趣旨でこうした規定を置かせていただきております。

この比率を数字で示すといふことがいいことがありますかということです。私はどちらも単純に数字で白黒つけられるような種類のものではないというふうに思っています。まさにその後にもついておりますが、「他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難である」ということが認定できるかどうか。裁量的という御批判は出るかもしれないが、裁量的であることが問題であるのは、本来、明確な基準のところで白黒つけられるものについて裁量的であるということについては、これは回避をするべきであるといふに思いますが、まさに地域に対してどれくらいの影響があつて、それがどれくらい深刻であるのかということについてはある意味では裁量的になる部分は、これは当然こういったルールの中にも含まれることは私どもも否定いたしません。

○石原委員 わからぬでないですが、裁量行政をこれだけしからぬ、けしからぬと言つてこられたわけですから、裁量があるのはいたし方ないと言われますと、どっちを信じていいかない気になりますし、やはり、合理的な根拠といふのは、実はここが一番難しいところで、助け船を出すわけじゃないですか。バーセンテージを規定するということはできるようになります、こういうふうに私は考えております。

ちょっと意地悪な質問だったかなという気がします。

もう少し助け船を枝野議員に出させていただくと、例えば中南米問題がこの間ございましたね、

中南米の金融危機。こんなときにブレイディ提案というものが出ていたわけですから、じゃ、十年間だとかといふことがあります。私はどちらも単純に数字で白黒つけられるような種類のものではないというふうに思っています。まさにその後にもついておりますが、「他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難である」ということが認定できるかどうか。裁量的という御批判は出るかもしれないが、裁量的であることが問題であるのは、本来、明確な基準のところで白黒つけられるものについて裁量的であるということについては、これは回避をするべきであるといふに思いますが、まさに地域に対してどれくらいの影響があつて、それがどれくらい深刻であるのかということについてはある意味では裁量的になる部分は、これは当然こういったルールの中にも含まれることは私どもも否定いたしません。

○古川議員 そのところ誤解があったようでしたら、ほつきり申し上げたいと思いますが、私どもは、例えは長銀問題などは、もう実質的に債務超過に陥っている、そういう銀行である、ですかね。

○石原委員 わからぬでないですが、裁量行政をこれだけしからぬ、けしからぬと言つてこられたわけですから、裁量があるのはいたし方ないと言われますと、どっちを信じていいかない気になりますし、やはり、合理的な根拠といふのは、実はここが一番難しいところで、助け船を出すわけじゃないですか。バーセンテージを規定するということはできるようになります、こういうふうに思っています。

○古川議員 そのところ誤解があったようでしたら、ほつきり申し上げたいと思いますが、私どもは、例えは長銀問題などは、もう実質的に債務超過に陥っている、そういう銀行である、ですかね。

○石原委員 「資金繰りがついている」と呼ぶ)ええ、ですから、今はもう長銀はもちろんいつた意味では、資金繰りの面からいえば長銀は破綻しているとは言えないかもしませんが、私はもう長銀はどちらも、この長銀などは実質的に債務超過の状況であつて、その意味から破綻しているというふうに考えるべきではないか、そのように考えておるということです。

○石原委員 ちょっと微妙な問題なので発言を御注意願いたいのは、債務超過であるということを具体的な数値をもってだれも今知り得ない状況で

あるわけですから、そういう発言は非常にこれら委員会の中で慎重に取り扱っていただきたい。この部分はこのぐらいにさせておいていただきたいと思います。

ちょっと次の質問、やはり一時的公的管理についての質問を続けさせていただきたいのですが、先ほど同僚の保岡委員からも質問がありましたけれども、特別な公的な管理について、裁判所は二十四時間という短時間にシステムクリスクの発生のおそれ、有無等の難しい問題について判断を下さなければならぬ、そういうことになつております。実際問題としては、これは私は裁判官をやつていたわけじゃありませんからわかりませんけれども、知り合いの裁判官の方に聞きますと、何か裁判所にちょっと無理難題を押しつけられているのではないかと。これは本来行政処分は行政の責任においてなされるのが当然ではないか、また、司法に何でも押しつけるのは私は非常にちょっと問題があるような気がするのです。

それはなぜかと申しますと、行政権は、皆御承知のように内閣に属しまして、行政処分といふものは行政機関がその責任を持って行うべきものであり、司法権というのは、これはもう枝野さんがあつた、司法に何でも押しつけるのは私は非常にちょっと問題があるような気がするのです。

ですから、金融再生委員会という行政機関のする行政処分を裁判所の事前の認可にかかるしめることは、ある意味で私は三権分立にこれは反するのではないかという気がいたします。また、そのシステムクリスクという問題を司法判断にしないでいるだけでも、現実問題として一体どのくらいの日数がかかっているのか、ちょっと教えていただけませんか。

○石垣最高裁判所長官代理者 委員御案内のとおり、会社更生の申し立てがござりますと、裁判所は、多くの場合はとりあえず申し立て直後に保全処分として保全管理人の選任等を行つて、それから更生開始要件の審査に入る、こういう段取りになります。

その場合どの程度かかるかということでございますが、それぞれの要件を判断して会社更生の開始決定をするまでの期間でござりますが、最近の状況で申し上げさせていただきますと、例えば平成九年に会社更生の申し立てがあつた大型事件で

訴の提起権を奪うことができない、場合によっては、これに対して裁判所が二重に関与することによりかなりの不合理がある。端的な例でいくと、ある裁判官が却下する、裁判官がわからないから裁判官が却下する、裁判官がわからぬから裁判官が却下だというケースが必ず出でてくる、また、私はそれが司法制度の持つ意味でもあるようだ、裁量のない、明確なだけならルールじや世の中は、その際の混乱を回避するために、特別公的管理のスキームを利用する必要があるというふうな趣旨でこうした規定を置かせていただきております。

私が一体損失を負担するかという議論があつて、国ごとに微妙な違いがあつて、結論を言いますと、裁量のない、明確なだけならルールじや世の中は、その際の混乱を回避するために、特別公的管理のスキームを利用する必要があるというふうな趣旨でこうした規定を置かせていただきまして私は考へております。ですから、これから皆さんは、ぜひ裁量行政、恣意的行政はけしからぬと紋切り調に言うのはやめて、もう少し細かく議論をさせていただければと考えております。

今ちょっと同僚の議員から、やはり古川委員のお答えのところで、おかしいんじゃないか、また野党の席からもやはりおかしいと紋切り調に思つてますけれども、これがおかしいとおっしゃられたわけござりますが、資金繰りがついでいても破綻と考えているのはなぜなのか、また、それが間違ひならば、明確にそのところはニュアンスの違ひがあつたと、お願ひ申し上げたいたいと思います。

従来、大蔵省は、債務超過であつても資金繰りがついていれば破綻ではないとして手当てをしていましたが、これがおかしいとおっしゃられたわけござりますが、資金繰りがついでいても破綻と考えているのはなぜなのか、また、それが間違ひならば、明確にそのところはニュアンスの違ひがあつたと、お願ひ申し上げたいたいと思います。

○古川議員 そのところ誤解があつたようでしたら、ほつきり申し上げたいと思いますが、私どもは、例えは長銀問題などは、もう実質的に債務超過に陥っている、そういう銀行である、ですかね。

○石原委員 「資金繰りがついている」と呼ぶ)ええ、ですから、今はもう長銀はもちろんいつた意味では、資金繰りの面からいえば長銀は破綻しているとは言えないかもしませんが、私はもう長銀はどちらも、この長銀などは実質的に債務超過の状況であつて、その意味から破綻しているというふうに思つてます。

○石原委員 ちょっと微妙な問題なので発言を御注意願いたいのは、債務超過であるということを具体的な数値をもってだれも今知り得ない状況で

ござります東海興業、多田建設、大都工業、ヤオハンジヤバン、これらにつきましては、申し立てから開始決定までに二ヶ月ないし三ヶ月かかっております。金融機関ではございますが、一応の数字としてはそういうところでござります。

○石原委員　どの程度の金融機関が破綻するかによつて、大小はありますけれども、一日や二日で判断を裁判所に迫るというのはやはりどうしても無理があるのでないかと今感じましたが、御感想がございましたら。

○西川(知議員)　ちょっと誤解のないように申し上げておきますと、我々が裁判所の関与を法文中で取り上げておりますのは、裁判所の認可といふことでござります。

委員は、認可と許可の差を十二分に御存じだと思いますが、認可というのは、当然のことながら補完的な行為でございまして、あるものに対しその補完行為が認可という形でなされないと無効になるということで、一般的に禁止されていることを申し上げたいと思います。

それから、この裁判所の関与ということについてちょっとお答えする前に御理解いただきたいことは、これは今行政に対し、特に金融監督庁のいろんな検査結果、これも長銀の審査のときで十二分に明確になつていないと、行政に対するいわゆる不信感というものが特に国民の中にある。ですから、その意味で、チェック・アンド・バランスということで、またそういうふうな裁判所の関与ということを我々が申し上げているわけです。

そしてさらに、今最高裁の方からおっしゃつたのは、今いろんな状況があると思うのですけれども、私もそういうことで弁護士として関与した経験は何回もござりますが、債務超過とかそういうことはその日にわかるわけじゃなくて、前々からずっとそういう傾向があつて、それがだんだん最後のところで出てくるということございまし

て、実際は経験された方もたくさんいらっしゃると思うのですが、前からそういう下打ち合わせをして話を煮詰めていくと、それが実際でございま

す。また、現在の体制ではそういうふうに日にちがかかるということもございましょうけれども、これは、例えば東京なんかはそういうことの専門家の専門の部がある。ですから、地方の方でも東京の方でもそういう部をもつと強化して、人員も強化してやれば、そういう能力、そしてそれに関するスペシャリティーというのは、皆さんを考えていらっしゃるよりもうんとお持ちの裁判官もたくさんいらっしゃいますから、そういうことは私

は非常に可能であるというふうに思います。

○石原委員　西川委員のちょっと苦しかった答弁のような気がするのですけれども、これは、この両方を聞いた方が御判断されればよいわけでありまして、私は、これ以上、別に野党の法案のあらわを探しているわけじゃなくて、問題があつて、現実問題に今の話でそういう認可を、やたらめつた判所を押さざるを得ない事態が起りますし、裁判所によって判断が変わってしまうという問題を内包しているということを付言させていただい

て、もう一問質問を進めさせていただきたいと思います。

四十五条をちょっとと読みませていただきたい。

「金融再生委員会は、平成十三年三月三十一日までに、機構又は特別公的管理銀行に次に掲げる措置を行わせることにより、この章に定める特別公的管理を終えるものとする。」これはいわゆる野党案では、二〇〇一年三月ということで区切りを月は三十一日までありますから、三月三十日に問題が発生した。そういうときには、この法律を読ませていただきと、対応できないのではないかと思ひますが、その点についてのお話をお聞かせ願いたいと思います。

○枝野議員　金融検査の進行を我々は急ぐべきであるということを考えています。そして、債務超過になつた金融機関からきちんと処理をしていかなければなりませんが、先ほど危機認識も大体一緒に、法案をつくっていく過程でオーブンかクローズか谷口議員とも議論をさせていただきましたが、大体同じであります。そこには、この部分についての基本的な考え方、危機認識と絡めて御答弁を願いたいと思います。

なければならぬ、急がなければならぬ。逆に、既にペイオフの開始が決まつていての場合は、今までの不良債権処理、そして金融再生というものを終わらせなければ大混乱になりますし、ペイオフが始まつた瞬間に大変な事態が、大混乱が生じてしまいます。逆に言えば、これは、政治、行政の責任として、ペイオフが始まるまでにすべての処理を終わらせる、その段取りで検査、そして監督、そして破綻処理というものを進めていかなければならぬということの趣旨を示しているといふことで御理解ください。

○石原委員　意気込みは了解させていただきまして、本当に誤解をしていただきたいから、裁判所を押さざるを得ない事態が起りますし、裁判所によって判断が変わってしまうという問題を内包しているということを付言させていただい

て、本当に誤解をしていただきたいと思います。

四十一条をちょっとと読みませていただきたい。

「金融再生委員会は、平成十三年三月三十一日までに、機関又は特別公的管理銀行に次に掲げる措置を行わせることにより、この章に定める特別公的管理を終えるものとする。」これはいわゆる野党案では、二〇〇一年三月ということで区切りを月は三十一日までありますから、三月三十日に問題が発生した。そういうときには、この法律を読ませていただきと、対応できないのではないかと思ひますが、その点についてのお話をお聞かせ願いたいと思います。

○枝野議員　金融検査の進行を我々は急ぐべきであるということを考えています。そして、債務超過になつた金融機関からきちんと処理をしていかなければなりませんが、先ほど危機認識も大体一緒に、法案をつくっていく過程でオーブンかクローズか谷口議員とも議論をさせていただきましたが、大体同じであります。そこには、この部分についての基本的な考え方、危機認識と絡めて御答弁を願いたいと思います。

機認識も大体一緒に、法案をつくっていく過程でオーブンかクローズか谷口議員とも議論をさせていただきましたが、大体同じであります。そこには、この部分についての基本的な考え方、危機認識と絡めて御答弁を願いたいと思います。

程でオーブンかクローズか谷口議員とも議論をさせていただきましたが、大体同じであります。そこには、この部分についての基本的な考え方、危機認識と絡めて御答弁を願いたいと思います。

議識は一緒であります。金融危機に対してやらなければならないことは何なのかということをきちんと整理いたしますと、一つは預金者の預金は守らなければならぬ、もう一つは健全な債務者を守らなければならぬ、そして金融機関の連鎖破綻等といった混亂を回避しなければならない。これが金融システムを守らなければならぬというこの趣旨であるということについては共通の認識を持てるのかなというふうに思っております。

そうした中で、債務超過ではない金融機関、健全だと言われている金融機関、破綻前に資本注入をしてそこを助けるということは、結果的に金融システム、今申し上げた三つの点につながる可能性もあるかもしれません、実態は金融機関そのものを守るというスキームであります。

では、今のようなやり方をしなければ最初に申し上げた三つができるのかといえば、むしろ預金者の保護につきましては、現在も預金保険法で保護されておりますので、これは問題になりません。二つ目の健全な債務者の保護というやり方につきましては、先ほど来てお話を出しておりますような信用保証のやり方、それから、そもそもが現在の景気の状況について、この景気全体を立ち直らなければ、むしろグレーゲーンといいますか、資本繰りが非常に苦しくなつて借り手の保護といふものは、実際には実は困られない、先送りができるだけであるというようなこともあります。それでも、原則清算としても国有化をしていくということでは、方法論は違うけれども、また先ほどはカトリックが違うという話をさせていただきましたけれども、違ひがないのですが、事前に資本注入を行うということは、やはり一国の金融問題だけではなくて世界全体に関する大きなシステムリスクを守つていく上でも、事前の、破綻前の処理策というものを、先ほど枝野議員は、行政が

うまく進めれば我々は反対をするだけであるといふ話をされました。こここの点について、先ほど危機認識も大体一緒に、法案をつくっていく過程でオーブンかクローズか谷口議員とも議論をさせていただきましたが、大体同じであります。そこには、この部分についての基本的な考え方、危機認識と絡めて御答弁を願いたいと思います。

方で、これによつて連鎖破綻はとめることができるというふうに考えております。

したがいまして、資本注入という、いわゆる破綻前処理というやり方をしなくて、システムを守るという意味で守らなければならぬ三つは守ることができる。例えば公的管理に入れればB.I.S.規制の対象にならないので、むだな資本注入は必要になります。

そして、残念ながら、従来までシステムを守るという言い方で資本注入をしてきたことが、これまでやつてきたことが、結果的にプラスにつながつていないのでないかとどうよくなことを考えましたときには、むしろこの法案を廃止してしまったときには、もうこの法案を廃止してしまったことが、健全な金融機関と、そして本来破綻に陥っている、実際には破綻の状態に陥っているような金融機関にむだな税金を注ぎ込まない、淘汰されるべきところは、淘汰を推し進める必要はありませんが、むしろマーケットにやだねるというやり方で我々はシステムを守れると思っております。

○石原委員長 もう時間が来ましたのでやめさせていただきますけれども、今日の前に迫つてゐる大手十九行の問題については、私ども政府・与党は、事前注入スキームを堅持させていただきたい、そして、実質的には銀行を、スクラップするという言い方を私させていたいたのですけれども、スクラップさせていたいたいて合併をしていただく。他への悪影響というものを最小限に最小コストで守つていくには、手段としての方法、もちろん、運用方法については、公正、公平、そして透明性を保つということはもちろん必要でありますけれども、この部分については保つていただきたいということを申し述べさせていただきまして、質問を終わらせていただきます。

○相沢委員長 これにて石原君の質疑は終了いたしました。

午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

○相沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。
○江渡委員 自由民主党の江渡聰徳でございま

す。
質疑を続行いたします。江渡聰徳君。

今、世の中、世纪末というわけではございませんけれども、どうも東日本各地におきまして水害が多発しております。あるいはまた、岩手県の方に

おきましても大変な地震が起つてしまつた。本

当に、まさに天変地異ではないのかなと言えるよ

うな状況が各地で続いているわけでございます。

そしてまたさらには、過日北朝鮮からミサイルが

日本に向けて飛んでまいりました。北朝鮮の方で

は、ミサイルではなくて人工衛星だというような

言ひ方をしているわけではございませんけれども、

このミサイル、ちょうど私の選挙区の頭上を飛んでいきました。それゆえに、まさに今、この時代におきまし

て、本当にこの日本の中におけるさまざまなかずら基盤やあるいは三沢の米軍の基地に落ちなく

て本当によかつたな、私はそのように思つてゐる

わけでございます。

そういう方を私させていたいたのですけれども、スクラップさせていたいたいて合併をしていたいたいと思うのですけれども、この部分については保つていただきたいということを申し述べさせていただきまして、質問を終わらせていただきます。

か議論というのは、個別の、しかも、ともすればミクロ的な視点での議論というものが中心になつてきており、國民によりまして本委員会の議論といふのは本当にわかりにくい、そういうふうに思つてゐるところでございます。やはりこの金融

安定化特別委員会の名にふさわしい、もっとマクロ的な視点に立つた議論というものを持たせるべきであるというふうに思つてゐるところでござります。

そこで、私の質問というものをできるだけ、極力マクロ的な視点に立ちまして、國民生活に関連の深い基本的な分野について質問をさせていただきたいと思つてゐるわけでございます。

私は、この我が国日本の金融システムの安定化というものを図つて、我が國の経済の早急な景気回復というものを実現する観点におきまして、政

府提案であります金融再生関連法案の早期成立というものを強く望むものであります。そしてまた、現状におきまして、これらの法案の早期成立のためにも、目下大きな議論となつております長銀の問題、この長銀の問題の早急な解決というものが緊急な課題となつてゐるというふうに私はどちらでござります。

ですからこそ、住友信託銀行との合併を前提といたしまして、七千五百億円にも上る不良債権というものを処理し、そしてまた株主の責任というのもしっかりと確立しなければいけない、そのようなことが國民サイドにおきましても我々国会議員のサイドにおいても強く求められている、そういうような状況だと私は思つてゐるわけでございます。

いよいよ、野党三党の皆様方から提案された法

案が提出されまして、本日よりこの委員会で審議が始まつたわけござりますけれども、これまでの本委員会におきまして、既に本当に多くの多くの議論が重ねられてきてはいると思っております。

私は自身、経済については素人ではござりますけれども、どうも今までの委員会における審議という

は、なぜ長銀に対して公的資本を投入しようとしているのかという、その説明というものが十分でないのかなどというふうに私は思つてゐます。そのため、まだ本当に多くの多くの國民の方々が、いわば長銀のその放漫經營によりまして自得的に經營状態が悪化してしまつた、そういう

ような悪化してしまつた長銀を國民の税金を使つてまでなぜ救済するのか、そういう点がわからなかなというふうに思つてゐるところでございま

す。それゆえに、ここで、本来であれば大蔵大臣に聞くのが一番よかつたのかもしれませんけれども、金融監督庁の方にお尋ねしたいと思うわけでありますけれども、目下議論されております長銀に対する公的資本注入と、この注文の構想、これは長銀という個別の銀行を救済するというミニクロ的な視点から検討されたものなのか、それと並んで、そうではない、マクロ的な視点から、我が國のこの金融システムに対しての不安というものを解消しなければならないのだ、そういう視点から検討されているのかという、この最もベーシックな部分についての説明というものを伺ひたい

と思います。

○日野政府委員 お答えいたします。

今回のこの金融システムの安定につきましては、小渕総理より、金融システム全体の危機的状況は絶対に起つてはならないというかたい決意のものと

は、我が国金融システムの安定と内外の信認の向上に全力を挙げ取り組んでいくというお考え方

が表明されてはいるところでございまして、ただいまお話をありましたように、これは極めてマクロ的な視点からのお考えであるというふうに考えております。

今回のこの合併構想は、まさにこのような考え方方に沿つたものでございまして、長銀に対する資本注入は、我が國における金融の機能全体に対する内外の信認の向上や信用秩序の維持等國民経済の円滑な運営の確保に資するものであつて、個別

行の救済のために行われるものではないということを申し上げさせていただきたいと思います。

○江渡委員 今お答えを聞きましたとおり、長銀をめぐる政府・与党の目下の議論というのは、ただ単に長銀を救おうというものではないんだ、我が自由民主党の同僚議員であります石原議員の言葉をかりますれば、長銀は住友信託との合併で来年四月にはスクラップになるわけでございます。長銀というものを救うではなくて、我が国の金融システムの安定化のために行うのだということに私は理解しておりますし、またそのとおりであるうと思つております。

また、もっと易しく言うのであれば、昨年十一月に北拓、そして山一などが相次いで破綻して、国民の皆さん方や日本の企業が本当に大きな大きな不安を感じたところでございます。実際、北海道では、北拓の破綻後、大変大きなことが起こつてゐるわけでございます。

昨年の十一月の北拓銀行の破綻におきまして、北海道は二九・二%のマイナス、そして、ことしの一月から三月においては二一・九%のマイナスです。全国平均では一三・九というマイナスですから、まさに倍以上の状況です。

本当に、一つの銀行が破綻してしまったということだけこれだけの影響があるということ、やはりそういうことをしっかりと我々国會議員といふことは本当に悪化してしまいました。地域経済への甚大な影響というものははかり知れないと私は思つております。

ここに企業倒産の大増加の状況というものの資料があるわけですが、昨年十一月に北拓が破綻して以来、北海道におきまして負債が一千万以上の企業倒産というのは、昨年の十一月七十七件、十二月九十件、ことしの一月九十九件、二月は九十二件、三月九十九件、四月には百四十四件、その後も九十件台がずっと続いております。

そしてまた、負債総額の全國比、北海道と全国の負債総額の比率で見ていきますと、昨年の十一月には二九・一%、全国のうち二九・一%は北海道であった。そして、三月においても一九・七%、五月においては二八・二%と大変な数字でございます。

そしてまた、雇用情勢の悪化ということを考えてみますと、昨年の十一月、十二月は〇・四九、わずか〇・四九ですよ。そしてまた、ことしの一月から三月においてはまた悪くなりまして〇・四七に下がつた。そして、何とことしの六月には〇・四〇まで下がつてしまつた。本当に厳しい状況になつたわけでございます。あるいは、完全失業率においても四・七%という状況です。

そしてまた、地域の経済を支えている、ある意味では建設業関係の方に関連するかもしれないけれども、新設の住宅着工戸数ということを見ていきますと、昨年の十月から十二月におきまして北海道は二九・二%のマイナス、そして、ことしの一月から三月においては二一・九%のマイナスです。全国平均では一三・九というマイナスですから、まさに倍以上の状況です。

本当に、一つの銀行が破綻してしまったということだけこれだけの影響があるということ、やはりそういうことをしっかりと我々国議員といふことは本当に悪化してしまいました。地域経済への甚大な影響というものははかり知れないと私は思つております。もうこれは本当に時間との戦いなんですね、勝負なんです。ですからこそ、我が自由民主党は本当に真剣であります。ですからこそ、野党といふところをお伺いしたいと思うわけです。

○池田(元)議員 江渡委員と私とは状況認識がちょっと違います。

我々こそ、現下の金融危機に対応して早くから危機対応策をまとめたわけです。そして、自民党的のブリッジバンク法案のように部分的にしか適用できない、迅速にも適用できないものではなくて、迅速に、より包括的に適用できる金融再生案のできるだけ早い成立を私たちは願つてゐるわけです。

私たちは、この委員会でもきょうこのようすを議をやつております。あくまで恐らく審議が行われるであります。そしてその後、当然のことな

ものを重ねるべきであろう。そして、国民の理解をしっかりと得て、この長銀問題に的確に対応することが私ども国會議員の重要な責務である、そのように私は思つております。

さらにはまた、先週ですけれども、我が自由民主党の古賀国対委員長が各会派を回りました。野党についても私ども本当に真剣に考えます、で

すからこそ政府案に対する意見をいたしましてほしい、そして、長銀問題とは別にいたしまして、いわゆる破綻前処理のルールづくりという問題もしっかりと議論していくましよう、そういうように古賀国対委員長が申し入れをしたわけでござります。

我々の協議、議論が今後どのように形で進んでいくのか、これを日本じゅうの国民、そしてまた世界というものがしっかりと注目していると私は思つております。もうこれは本当に時間との戦いなんですね、勝負なんです。ですからこそ、我が自由民主党は本当に真剣であります。ですからこそ、野党といふところをお伺いしたいと思うわけです。

○江渡委員 いろいろなお考え方があるのでしおれども、それでもしっかりと話し合いをしていきたい、そして議論も尽くしていきたい、そういう

うような御趣旨の部分も含まれているのではないかと私は受け取らせていただきました。

続きまして、また、このたび提出されました野党案の中におきまして、長銀問題解決の前提とな

ります金融安定化特別措置法の廃止、このことが盛り込まれているわけでありますけれども、私は、現下の日本の金融の不安定な状況というこ

と、このことに照らすならば、長銀問題に例を見ると、このところはいかがお考えでしょうか。

○枝野議員 私どもも、長銀が大手銀行であるのは紛れもない事実でございますので、それが無秩序に破綻をした場合に大きな混乱が生じるだろう、そのことは政治、行政の責任として避けなければならぬといふ強い思いを持っております。

ただ、そのことが公的資金の導入にどうして結びつくのか、理解ができないところでございます。

従来、先ほど北拓などの例もお挙げになつてお

るという形でずっと議論してきたわけですから、私も、野党の皆様方の議論というのは、何か先週の後半あたりから少しニュアンスに変化が出てきて

いるのではないかなどいうふうに感じております。ですからこそ、私は、いわゆる長銀問題をめぐるというふうに思つてゐるわけでございます。

そこで私は思つております。拙速ではだめなのはならないことがあります。それこそまさに本格的なこの問題に対する審議になると私は思つております。拙速ではだめなのはならないことがあります。このやり方こそがこの問題に対する審議をしなければならないと思つております。

私は、これは委員会ですから、自民党的の国対委員長をここで直接は批判するつもりはございませんが、ようやくきょうから野党案の審議が始まりた段階です。その野党案を提出する前から外部でいろいろ動きがありまして、国会の委員会の正式の場ではなくて非公式の場で協議しようという、このやり方こそ国対政治の手法ではないかと私は思つております。

いろいろ動きがありまして、国会の委員会の正式の場ではなくて非公式の場で協議しようという、このやり方こそ国対政治の手法ではないかと私は思つております。

○江渡委員 いろいろなお考え方があるのでしおれども、それでもしっかりと話し合いをしていきたい、そして議論も尽くしていきたい、そういううような御趣旨の部分も含まれているのではないかと私は思つております。

○江渡委員 いろいろなお考え方があるのでしおれども、それでもしっかりと話し合いをしていきたい、そして議論も尽くしていきたい、そういううような御趣旨の部分も含まれているのではないかと私は思つております。

○枝野議員 私どもも、長銀が大手銀行であるのは紛れもない事実でございますので、それが無秩序に

なります金融安定化特別措置法の廃止、このことが盛り込まれているわけでありますけれども、私は、現下の日本の金融の不安定な状況というこ

と、このことに照らすならば、長銀問題に例を見ると、このところはいかがお考えでしょうか。

○江渡委員 いろいろなお考え方があるのでしおれども、それでもしっかりと話し合いをしていきたい、そして議論も尽くしていきたい、そういううような御趣旨の部分も含まれているのではないかと私は思つております。

○枝野議員 私どもも、長銀が大手銀行であるのは紛れもない事実でございますので、それが無秩序に

なります金融安定化特別措置法の廃止、このことが盛り込まれているわけでありますけれども、私は、現下の日本の金融の不安定な状況というこ

と、このことに照らすならば、長銀問題に例を見ると、このところはいかがお考えでしょうか。

○江渡委員 いろいろなお考え方があるのでしおれども、それでもしっかりと話し合いをしていきたい、そして議論も尽くしていきたい、そういううような御趣旨の部分も含まれているのではないかと私は思つております。

○枝野議員 私どもも、長銀が大手銀行であるのは紛れもない事実でございますので、それが無秩序に

なります金融安定化特別措置法の廃止、このことが盛り込まれているわけでありますけれども、私は、現下の日本の金融の不安定な状況というこ

と、このことに照らすならば、長銀問題に例を見ると、このところはいかがお考えでしょうか。

が、私どもの特別公的管理に入る要件は、支払い停止などが生じてしまつて、いわゆるパニックが生じてしまつてからでなければ使えないというものはございません。

本当に今、大蔵大臣みずからが公的資金を入れなければ破綻をすると言うような、長銀が本当にそういう状態であるならば、そしてそのことに影響が、これまた日銀总裁以下非常に国民の不安感を意識的におるようなお話を聞いておられますが、もし本当にそんなに大変なことになると、いうことであるならば、当然のことながら、特別公的管理にスムーズに入つていけるスキームは用意しております。

したがいまして、公的資金の導入という非常に不明瞭、あいまい、そして今まで効果を上げてきていません方法を削除しても、この問題で混乱を生じさせることは、むしろ、私どもの法案を速やかにお通しをいただいて、万が一の場合には、いつでも特別公的管理に入れるということをつくることの方が、今の金融危機に対して必要な措置であるというふうに思つています。

○江渡委員 この辺のところは、違ひがあるわけでござりますけれども、私は逆に、かえつて、破綻させることが社会的コストを増大させてしまつて、国民の負担といふものをかなり大きくするような形になるのではないかというふうに思つております。

この辺のところを余り話して、時間がなくなつてしまひますので、次に、貸し渋りの問題に対して、お話を移させていただきたいと思います。

貸し渋りの問題というのは、特にこれは実態の部分としてかなり関連してくるわけでござりますけれども、野党案の金融機関に対する情報開示義務や罰則の強化の問題ということについてちょっと触れさせていただきたいと思います。

金融機関による貸し渋りがいかに大きな問題になつているかということに対しては、本委員会におきましてもたびたび取り上げられてまいりました

た。特に、現下の厳しい経済情勢の中におきまして、本当に額に汗してまじめに働いておられる中々は本当に深刻な問題でござります。

私も、選挙区に帰るたびに支持者の皆さんから、本当に切実な訴えがあります。今までずっときちんとおつき合いをして、いたメーンバンクが、突然のように、いや、なかなか思うようにいられないよ、貸せないよというような形になつたとますけれども、ですからこそこの問題、何としても対処しなければならないというふうに思つています。

そこで、我が自由民主党の強力な指導のもとに、おきまして、政府は去る八月二十八日に、中小企業等の貸し渋り対策大綱というのを閣議決定いたしました。信用保証協会及び中小企業信用保険公庫による信用保証につきまして特に

二十兆円の信用規模を確保するなど、さまざまに対策を講じることとしたわけでございます。政府系金融機関におきましては、本年度は十三兆円の資金量というものを確保しているわけであります。

資金等の貸し渋り対策大綱というのを閣議決定いたしました。信用保証協会及び中小企

業信用保険公庫による信用保証につきまして特に二十兆円の信用規模を確保するなど、さまざまに対策を講じることとしたわけでございます。政府系金融機関におきましては、本年度は十三兆円の資金量というものを確保しているわけであります。

そこで、我が自由民主党の強力な指導のもとに、おきまして、政府は去る八月二十八日に、中小企業等の貸し渋り対策大綱というのを閣議決定いたしました。信用保証協会及び中小企

業信用保険公庫による信用保証につきまして特に二十兆円の信用規模を確保するなど、さまざまに対策を講じることとしたわけでございます。政府系金融機関におきましては、本年度は十三兆円の資金量というものを確保しているわけであります。

資金等の貸し渋り対策大綱というのを閣議決定いたしました。信用保証協会及び中小企

業信用保険公庫による信用保証につきまして特に二十兆円の信用規模を確保するなど、さまざまに対策を講じることとしたわけでございます。政府系金融機関におきましては、本年度は十三兆円の資金量というものを確保しているわけであります。

そこで、我が自由民主党の強力な指導のもとに、おきまして、政府は去る八月二十八日に、中小企業等の貸し渋り対策大綱というのを閣議決定いたしました。信用保証協会及び中小企

業信用保険公庫による信用保証につきまして特に二十兆円の信用規模を確保するなど、さまざまに対策を講じることとしたわけでございます。政府系金融機関におきましては、本年度は十三兆円の資金量というものを確保しているわけであります。

資金等の貸し渋り対策大綱というのを閣議決定いたしました。信用保証協会及び中小企

業信用保険公庫による信用保証につきまして特に二十兆円の信用規模を確保するなど、さまざまに対策を講じることとしたわけでございます。政府系金融機関におきましては、本年度は十三兆円の資金量というものを確保しているわけであります。

資金等の貸し渋り対策大綱というのを閣議決定いたしました。信用保証協会及び中小企

業信用保険公庫による信用保証につきまして特に二十兆円の信用規模を確保するなど、さまざまに対策を講じることとしたわけでございます。政府系金融機関におきましては、本年度は十三兆円の資金量というものを確保しているわけであります。

資金等の貸し渋り対策大綱というのを閣議決定いたしました。信用保証協会及び中小企

るのではないでしようか。私は、ですからこそ、野党案というのは、結果として銀行の貸し済りや

債権回収の激化につながって、中小企業の倒産の増加など、そういうような形で実体経済の悪化というものを引き起こすことになるというふうに考えております。

かなりこういうディスクロージャーのことに対する厳しいアメリカでさえ、この銀行のことに対しては義務づけていません。アメリカもやはり気をつけるところは気をつけているんだなどいうふうに思っているわけでござりますけれども、この辺のところにつきまして、野党的御見解というのを聞かせていただきたいと思います。

○石井(啓)議員 お答えをいたしたいと思いま

す。
まず、貸し済りそのものにつきましては、先ほど御説明をいたしましたように、構造的な問題として景気対策をしつかりやる、これが大前提であろうかと思ひますけれども、情報公開との関連で申し上げますれば、私どもは、今ある資産査定の区分でそのまま情報公開をせよということは考えておりません。特に第二分類につきましては、いわば非常に幅広い定義になつておりますし、またその引き当てについても、恐らく銀行によつて大分違うのではないか、そういうことも予想されます。

私ども、この情報公開をやるに当たりましては、まず、現在の資産査定の区分を、特に第二分類等についてはより細分化する、あるいはその基準を明確化する。そういう上での、また今の自己査定も、各行それぞの基準でやつておいでます。これを金融再生委員会が統一基準をつくつて、それを周知徹底させた上で自己査定を行い、公表する、こういうことを考えております。資産区分の意味合いをきちんと明確化をする、それを周知徹底させた上で情報公開をする、こういうことで考えておりますので、御懸念の心配は当たらぬのではないかと考えております。

○江渡委員 同様の点につきまして、金融監督行

はいかがお考えでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

金融機関の財務内容の透明性を確保するということは、市場規律によりまして經營の自己規制を促す、あるいは預金者の自己責任原則の確立のための基盤となるものでございまして、極めて重要なものであるというふうに考えております。

しかしながら、各金融機関に対しまして自己査定による分類債権の状況等の公表を指導したりは強制したりするということは、御指摘のとおり、個別行の分類債権の状況の公表が貸し済りあるいは債権回収の激化につながるおそれがあるばかりではなくて、先ほど御指摘がございましたように、国際的にも整合性に欠けることになるといった問題がござりますので、大変困難な問題であるとかと存じます。

○江渡委員 まだまだこの辺のところについては質問したいところですけれども、時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○相沢委員長 これにて江渡君の質疑は終了いたしました。
次に、山本幸三君。

○山本(幸)委員 自由民主党の山本幸三です。

時間が限られておりますのですぐ本題に入りましたいと存じますが、私は、野党案を見て、不良債権問題の解決ということをちつとも考えていない、そういうふうに思つておりますけれども、この点についてどうですか。

○枝野議員 私ども、むしろ、不良債権処理をきらんと行わなければならぬからこそ、今回のようにきちんと行わなければなりません。

○山本(幸)委員 そのところがはつきりわかりません。

まず、それでは不良債権問題の解決というのは、どういうことをやつたら解決するのですか。

○枝野議員 不良債権処理は、一つには、まず不良債権になつております、したがつて回収ができる

間から切り離した不良債権をそこでしっかりと回収をさせていく。そして、大きな不良債権を抱えて経営が立ち行かなくなつて金融機関について、それを隠れいして先送りをするようななことを

して、それで管轄された破綻スキームの中、管理された清算スキームの中で処理をしていく。こういった哲学のもとでこの法案を出させていたりまして、私どもの法案で不良債権処理は迅速かつ強力に進んでいくというふうに理解しております。

○山本(幸)委員 ということは、破綻した銀行だけの不良債権を回収すれば、不良債権問題は解決したと思っていてますか。

○枝野議員 経営状況の悪化によって残念ながら債務超過等の事情になつている金融機関について、ディスクロージャーが不十分なために、そして隠れい、先送りのために不良債権処理の問題が長引いてしまつてゐる部分については、こういったスキームを用意しております。

本来、民間金融機関として、体力のあります金融機関が、みずから資金等を使いまして、みずからの責任において不良債権を処理していくのをこの四法案の中で提言をいたしております。

○枝野議員 先ほど来申し上げましたとおり、私どもは、従来の整理回収銀行よりもさらに強い、強力な権限を持つた日本版RTCを設立することをこの四法案の中で提言をいたしております。

みずから之力で回収をすることがあたわなかつた金融機関について、つまり清算をせざるを得ないような状況になつた金融機関についての不良債権の回収については、ここで行わせていただきます。

○山本(幸)委員 要するに、破綻した部分だけは日本版RTCでやりましょう、その部分は日本版RTCで回収できるからいいじゃないですか、そういうことですね。

そうすると、大半の、破綻してない銀行の不良債権というのは勝手にやれ、そう言つてゐるわけですね。

○枝野議員 資本主義の国、まして自由民主党の皆さんは、その資本主義を金科玉条で闘つてこれら皆さんでございますが、健全な金融機関がみずから債権の回収をみずから努力で行うこと

れるということであります。

そして、残つた、どうやつても回収が不可能な部分は当然あります。そのどうやつても回収が不可能な部分については、当然のことながら、そこ

がつて、それが出た場合には資本を減少するよう

なると思いますが、そういう形で帳簿から、バランスシート上から外していくという処理をしていかなければならぬだろう、そのことによつて金

融機関としての経営内容が健全化していく、こういうふうに理解しています。

〔委員長退席、石原委員長代理着席〕
○山本(幸)委員 回収できるところは回収しなければいけぬ、そうですね。どういうふうにして回収するのですか。

○枝野議員 先ほど来申し上げましたとおり、私どもは、従来の整理回収銀行よりもさらに強い、強力な権限を持つた日本版RTCを設立することをこの四法案の中で提言をいたしております。

みずから之力で回収をすることがあたわなかつた金融機関について、つまり清算をせざるを得ないような状況になつた金融機関についての不良債権の回収については、ここで行わせていただきます。

○山本(幸)委員 要するに、破綻した部分だけは日本版RTCでやりましょう、その部分は日本版RTCで回収できるからいいじゃないですか、そういうことですね。

そうすると、大半の、破綻してない銀行の不良債権というのは勝手にやれ、そう言つてゐるわけですね。

○枝野議員 資本主義の国、まして自由民主党の皆さんは、その資本主義を金科玉条で闘つてこれら皆さんでございますが、健全な金融機関がみずから債権の回収をみずから努力で行うこと

議員立法が出ていてます。この強制執行の部分について、私どもは部分的には修正しなければならないと思つておりますが、強制執行を迅速化する部分について、私どもは反対をいたしております。

○山本(幸)委員 強制執行の部分はいいと。つまり皆さん方は、不良債権だったら、銀行が自分で強制執行かける、競売かける、そう言つてているのですか。それだけですか。

○枝野議員 民主主義、資本主義の国でありますから、そういうことをみずから責任でやるのには、むしろ当然のことあります。

○山本(幸)委員 それは当然だということですけれども、じゃ、なぜ日本のシステムの中で、これは大半の、みんな破綻していませんよ、まだ。破綻していない銀行で大量に不良債権が滞つて、これが景気回復に一番の支障になつてるのは、どうですか。

○鈴木(淑)議員 山本委員にお答えいたしますが、今不良債権が大量に発生している、それは、単にバブル崩壊に伴つて発生しただけではなくて、九年から現在まで足かけ八年間も日本経済が停滞している中で、お客さんの企業業績がどんどん悪化していく、それで不良債権がさらに入れてきておるというのが現状なんですね。

つまり、現在の不良債権問題、それは山本委員のおっしゃるとおり、破綻した金融機関の不良債権問題が一つあります。生きている金融機関の不良債権早期処理というのもう一つあります。しかし、もうよく御存じのように、アメリカの例を引くまでもなく、経済が立ち直らなかつたら、不良債権というものは處理し切れないです。アメリカだって、八〇年代後半ずっといろいろな手を打つけれども、結局それがうまく好循環で動き出したのは九二年からですよね、経済が立ち直つてから。ですから、今の山本委員の御質問に対する端的なお答えは、それはこの八年間日本経済を停滞させた政策の失敗だということです。

○山本(幸)委員 不良債権問題というのは、簡単を考えると、こう考へておられるのです。

つまり、ある企業が、建設とか不動産業者が買つた、これが資産が二十に落ちちゃった、そういう状況があるからにちもさつちもいかなくなります。百億の金を借りた、百億の土地を買つた、これが不良債権化したわけですね。経済が回復すれば問題が解決するというのは、簡単に言えば、そういう企業がちゃんと返せるようになるというのは、二十が百に戻るということです。

よ。つまり、二〇〇一年三月までもう一回パブルの状況に戻すということがない限り、そんなことはできませんよ。その問題について、もうちょっと聞いてからします。それは後で結論的に言いますから。

債権を分類するということがこの法律に出ていますね。これは、分類して強制的に引き当てをさせると、そこを含んでいるのですか。

○古川議員 私たちは、これを強制的に引き当てるということは考へていません。

○山本(幸)委員 ジャ、引き当ては銀行が自由にやる、そういうことでいいのですね。

○古川議員 基本的にそれは各銀行に任せられることがあります。それが引き当てる率につきましては、金融再生委員会がガイドラインを提示し、そして各銀行が各分類についてどれだけ自分で引き当てるか、その部分については公表させるという形にしております。

○山本(幸)委員 再生委員会がガイドラインをつくって、それに大体従え、そういうことです。

そのとき、その引き当ては有税でやりますか、無税でやりますか。

○古川議員 基本的には、その段階ではもちろん有税でやる。ただ、最終的にそれが本当に損になれば、その時点では、今の制度の中でも一年に限つては繰り戻しなども含まれておりますが、それが部分で、最終的に税の話と引きくつて、それが大体従え、そういうことです。

ただ、そのところをどうするかということは、またこの問題だといふに認識しております。

○山本(幸)委員 最後の、税の話と引き当てが別だというのばよくわかりませんが、ガイドラインをつくって有税で引き当てさせて、それをそれでいいのですね。ほかの党の方も、後で違うことと申しますと、それは言わないくださいよ。

つまり、ある企業が、建設とか不動産業者が買つた、これが資産が二十に落ちちゃった、そういう状況があるからにちもさつちもいかなくなります。百億の金を借りた、百億の土地を買つた、これが不良債権化したわけですね。経済が回復すれば問題が解決するというのは、簡単に言えば、そういう企業がちゃんと返せるようになります。二十が百に戻るということです。

よ。つまり、二〇〇一年三月までもう一回パブルの状況に戻すということがない限り、そんなことはできませんよ。その問題について、もうちょっと聞いてからします。それは後で結論的に言いますから。

債権を分類するということがこの法律に出ていますね。これは、分類して強制的に引き当てる率につきましては、金融再生委員会がガイドラインを提示し、そして各銀行が各分類についてどれだけ自分で引き当てるか、その部分については公表させるという形にしております。

○古川議員 お答えをさせていただきます。

基本的な問題でございます。税務会計と企業会計は全く違うわけでございまして、仮に第二分類で一〇%引き当てるというようなことになりますと、それは税務上その分を損金処理するかどうかというのとはまた別の話でございますから、先ほど答弁をいたしましたが、これを一緒にたにして考へることはできないわけでございます。

本来なら企業会計は、委員、大変御存じだと思いますが、継続性の原則と申すわけでございますといふが、一旦決めた以上それを継続して適用していくことはできません。物によっては、三千萬で買つたけれども三千萬しか回収できない場合もあるでしょ

る。それがその期によつては、それが三千万きつたり買つた金額で回収できることもあります。ただし、債権としては一億円の債権を三千萬で買つたとしても、例えば三割しか回収できそうもなければ三千万で買つた回収するといふことになります。ただ、債権としては一億円の債権を三千萬で買つたとしても、例えは三割しか回収できそうもなければ三千万で買つた回収するといふことになります。ただ、債権としては一億円の債権を三千萬で買つたとしても、例えは三割しか回収できそうもなければ三千万で買つた回収するといふことになります。ただ、債権としては一億円の債権を三千萬で買つたとしても、例えは三割しか回収できそうもなければ三千万で買つた回収するといふことになります。ただ、債権としては一億円の債権を三千萬で買つたとしても、例えは三割しか回収できそうもなければ三千万で買つた回収するといふことになります。

○枝野議員 ちょっとと趣旨がわからないのです。どうすると、分類をして、そして再生委員会が基準をつくって有税で引き当てさせていく。ガイドラインをつくるということはある意味でもう、それに従わないとどういうことになるのか、罰則規定がちょっと今わかりませんけれども、どうなるのかわかりませんが、ガイドラインは守らなくてもいいと。しかし、有税でするというのは、銀行経営にとっては大変んですね。コストとしては倍かかる。これは銀行経営の損益計算にとても大きい影響を与えると思いますけれども、その点についてはどう考へていますか。

○谷口議員 お答えをさせていただきます。

基本的な問題でございます。税務会計と企業会計は全く違うわけでございまして、仮に第二分類で一〇%引き当てるというようなことになりますと、それは税務上その分を損金処理するかどうかというのとはまた別の話でございますから、先ほど答弁をいたしましたが、これを一緒にたにして考へることはできないわけでございます。

○山本(幸)委員 お答えをさせていただきます。

T C、整理回収機構がそういう債権を回収するときに、債権放棄はありますか、やりませんか。

○枝野議員 ちょっとと趣旨がわからないのです。どうすると、分類をして、そして再生委員会が基準をつくって有税で引き当てさせていく。ガイドラインをつくることはありますと、それでいいのですね。ほかの党の方も、後で違うことと申しますと、それは言わないくださいよ。

○山本(幸)委員 基本的に、現状の税法に従つて、引き当てを積むときは有税でやるんだということで理解しておきます。しかし、それは恐らく銀行経営に大きな影響を与えるだろうとということも言つておきます。

○山本(幸)委員 つまり、R T Cに移したときに時価分しか払いませんね、買い取るときに。時価で払っているのだけれども、債権としては、おしゃつたように丸々回収する権利を譲渡するわけですね。そのときに、借り手の方から見て、それが回収にかかるときにはうまくいくかどうか。

皆さんの方の言つておられるることを考えると、R T Cの方でもそう、民間の銀行の健全なやつにつたきたいといふように申し上げたいと思いま

いてもそう、その人たちが、あなた、不良債権になりました、担保ありますねと、二十億担保がある、百貨して二十、二十の価値がある、それを早く返せと言つたときに、借りている方はどう行動すると思いますか。もし、担保を処分しても二十億しか返せない。八十億はまだ依然として借金が残るわけですね。そのときに、皆さん方の議論をずっと聞いていると、いや、あくまでも返さなければいかねだろう、八十億もそろえて。それでずっとやつていくと、これは突き詰めていく企業はつぶれるしかないのです。

特に、日本の銀行の融資ルールというのは、銀行ひとり勝ちのルールなんです。その融資に社長の個人保証までつけていたり、第三者の保証も求めているケースが多い。それで債権放棄もなしにやろうといつたら、徹底的に抵抗するか、つぶされるか、どちらかを選んで、その借りている方は任意売却に応じることなどないと思いませんけれども、皆さん方の回収の、不良債権処理のメカニズムというのは、そういう最終的には競売、つぶすという方式しか見ていないように思いますが、いかがですか。

○枝野議員 まず、原則論とそれから実態の動かし方と両方あると思うのですが、原則論としては、借金をして返せない状態でありますから、その一部を免除しますという話というのは基本的にはありません。担保権を実行しても、とにかく可能な範囲で、可能な限り全部払つていただくなればならないのは、いわゆる民間企業ではございませんので、そこにはいわゆる民間企業ではございませんので、そここのところについては、そもそも税の問題を発生させるか発生させないか、そのこと自体が、つまり債権者側の方にとっては十分にアローバンスを持てるため、債務者側にとつては基本的にはそもそも利益が上がりたい企業ということになりますので、税の問題は発生しないというふうに考えます。

○山本(幸)委員 そんなことはあり得ない。利益を与えておいて発生しないことなんてあり得ないので、そういうことが詰まつていよいよ法規はいきます。そこで、税の問題は発生しないといふうに考

ながったとしても、損害賠償請求などを通じて個人の責任までとことん追い詰めていくことが必要になりますし、逆に、普通の実業をしていた、それがなぜかなんです。大半の不良債権というのは健全な銀行のバランスシートにある。しかし、それはほっておいていいという、資本主義だからほってい

いた中でたまたまちよつと返済が苦しくて不良債権ということになってしまったというところの回収の仕方とは、これは当然のことながら、日本版RTCの中でも状況に応じて、無節操な放棄ということは考え方ですが、しかしながら、これは当然のことだと思います。

○山本(幸)委員 そうすると、それは日本版RTCでも債権放棄をやることは大いにあるということですね。

そのときに、RTCがそれをやるときに、税制上の取り扱いとかどうなるかというのは考えていましたか。

○枝野議員 私どもの法案を通していただけるという前提でRTCをつくっていただけるのであれば、さらにきちんと精査をしなければいけないと思つておりますが、基本的には、この日本版RTCはいわゆる民間企業ではございませんので、そここのところについては、そもそも税の問題を発生させるか発生させないか、そのこと自体が、つまり債権者側の方にとっては十分にアローバンスを持てるため、債務者側にとつては基本的にはそもそも利益が上がりたい企業ということになりますので、税の問題は発生しないといふうに考えます。

○鈴木(誠)議員 山本委員、今貸し済りの問題まで話を進めてこれましたので、ここでちょっと総合的に山本委員にお答えしたいのでござりますが、貸し済りの原因は何か。これは、政府・自民党さんは、端的に言つて資本が足りないから、自己資本比率が低いからだとお考えになつたために、まずこの三月に一兆七、八千億は入れてみた。しかし、効果はほとんどなかつたと私どもも銀行政側が参加しなければだめですね。

では、強制的に銀行を参加させるといつたら、なぜ自己資本比率を上げてやつたのに、自己資本を公的に注入してやつたのに貸し出しがあつたか。それは、貸し済りの原因は、単に自己資本比率が低い、あるいは早期に正措置で自己資本比率を一定以上にすることを強制されているからだけではないわけですね。今、山本委員がおっしゃつていたような、不良債権をそのまま資産の中に抱え込んでいかざるを得ないという問題もあります。

おけという立場ですが、今まで何も進んでいない、これからそういう処理が進むということも期待できません。

それは、なぜなら、債権放棄するというのは銀行にとっては得なことじゃないのですね。徳政令批判というのをやつて、どこを応援しているかといつたら、銀行を応援しているのですよ。銀行がいろいろ言いわけを言つている。自分はバランスシートに置いておいて、もう引き当てを積んでしまつたから、もう八、九割進んでいますわな。そ

うすると、その部分についてはもういい。では、担保で残っている部分だけ保有コストを負担すればいいのだから、自由党さんがおつしやつておられるように、将来いつか景気が回復してバブルの世に戻れば取れるのだから、そういうオプションとしては持つていた方がいいのだということです。

それは、銀行にその気にならぬ限り、動きにさせるというスキームをつくらない限り、動きませんよ。そして、皆さん方のやり方でやつたら日本の中小企業は全部つぶれなければこの問題は解決しませんよ。

もし銀行にその気になさせて、そういう債権処理を、複雑な権利関係を処理するということをやろ

うとしたら、銀行が協力しなければいけないのだよ。調停だつて、銀行が納得しなければ、そんな調停制度に乗るわけがない。そのほかのやつも、銀行政側が参加しなければだめですね。

その点はどうですか。

○鈴木(誠)議員 山本委員、今貸し済りの問題まで話を進めてこれましたので、ここでちょっと総合的に山本委員にお答えしたいのでござりますが、貸し済りの原因は何か。これは、政府・自民党さんは、端的に言つて資本が足りないから、自己資本比率が低いからだとお考えになつたために、まずこの三月に一兆七、八千億は入れてみた。しかし、効果はほとんどなかつたと私どもも銀行政側が参加しなければだめですね。

では、強制的に銀行を参加させるといつたら、

なぜ自己資本比率を上げてやつたのに、自己資本を公的に注入してやつたのに貸し出しがあつたか。それは、貸し済りの原因は、単に自己資本比率が低い、あるいは早期に正措置で自己資本比率を一定以上にすることを強制されているからだけではないわけですね。今、山本委員がおっしゃつていたような、不良債権をそのまま資産の中に抱え込んでいかざるを得ないという問題もあります。

さらに、もう一つあるのですね。それは、言うまでもなく、ピックパンを進め始めましたから、国際的な競争力をつけるためには、自己資本比率だけじゃなくて、自己資本の収益率、ROEを高めていかないと競争にならないわけですね。

そういうわけで、実は政府の金融行政というのは、お互いに矛盾する三つのことを一遍に銀行界に求めているのですよ。一つは、早期是正措置で自己資本比率を上げなさい。もう一つは、ピックパンが来るから効率をよくしなさい、リストラをしなさい、ROEを高めなさい。三つ目には、今度は不良債権の早期処理だと。これが全部お互いに矛盾するということはおわかりになるでしょう。だから、銀行の対応として出てくるのが貸し渋りなんですよ。

例えば、自己資本比率を高め、しかもROEを高めようとしたら、自己資本をぶやしたらダメなんですよ。分母の貸し出しの効率を高めなければ、ROEと自己資本比率の両方を上げることはできません。だから、貸し出しについて極めて厳しい審査をして、貸し渋りが起きているのですね。

我々が中小企業信用保険公庫を通じて、再保険機能を通じて信用保証で貸し渋りに対応しよう、あるいは破綻した金融機関の借り手で移れない中小企業を移そうと言っているときは、これは信用保証をつけますから、この融資というのは質がよくなるわけですね。だから、ROEと自己資本比率を両方高めようということを考えている銀行であっても、これなら応じる余地が出てくる。單に貸し渋りをしてやつたのでは応じません、貸し渋りは解消しません。だけれども、信用保証をつけてしまい、あるいは円高になれば、銀行は動いてくる。それが我々の、野党案の貸し渋り対策であります。

○山本(幸)委員 今、自己資本だけをぶやしたり貸し渋り、上がらないのだとおっしゃった。でもさつき谷口さんは、景気がよくなつて株価が上がり、あるいは円高になれば、自己資本の数字

が上がるからいいじゃないかとおっしゃつたばかりじゃないですか。自己資本をぶやすということと同じことでしょう。それが一つ。

それから、ROEを上げるというのは同感します。では、それはどうしたらいいか。私のROEを上げる一番いいやり方は、バランスシートからを上げる。業務純益はぐっと上がるのだ。ROEは途端に上がりますよ。十倍くらい上がりますよ。

よ、今のような引き当てだけすることよりも、だから、最大の不良債権対策、そして銀行の貸し渋り対策というのは、その不良債権を落とすようなスキームをどうしてつくるかということなんです。銀行に協力させて。それは、会社更生法みたいなものを別途つくらなければいかぬ。本当はチャプターワイレブンみたいなものがあれば一番いいんです。だけれども、それは間に合わないんだ。その臨時的な措置として、不動産権利等調整委員会をつくつたりしてやろうと言っているんです。それがなければ、これは全部解決しないんだ。

もし、そういうことをやらないで野党案のことです。ずっとやつていていたら、企業はばたばたとつぶれていき、弱い銀行、多くの銀行が長銀みたいにどんどんなり、どんな景気対策を打つたってききませんよ。バブルをもとに戻すなんという、そういう狂気じみたことを言っておられるとは私は思いませんけれども、そういうことを考える

と、本当に政府・与党案の、その基本のところを守つていかなないと、それをとつていかなないと決してこの問題は解決しないと私は思います。

時間が来ましたので、これでやめます。

次に、北村哲男君。
○北村(哲)委員 御苦勞さまです。民主党の北村でございます。

三会派合同案を提出された皆様方、そして政調の方々、ここにおられませんが、また法制局の皆様方、この間日夜を問わず行われた超人的な法案作成の作業、大変御苦労までございました。深く敬意を表したいと思います。

ところで、既に幾つかの重要な論点は、午前中また午後の自民党の委員の方々から質問され、それに対して明快な答弁がなされ、法案自体の正当性あるいは妥当性は説明し尽くされていると思います。しかしながら、翻つて一般の国民の立場に立つてみると、また、国会を離れて外で市民の方々と金融問題について話しあつてみますと、今なお国会の議論と市民の間の議論に開きがあると思います。しかしながら、翻つて一般の国民の立場に立つてみると、また、国会を離れて外で市民の方々と金融問題について話しあつてみますと、今なお国会の議論と市民の間の議論に開きがあると思います。しかし、それがなれば、これは全部解決しないん

ます。

まず、現在の深刻な不況の原因は、バブルの崩壊に対して適切な対処ができなかつたということです。だけれども、それは間に合わないんだ。その後その後遺症を抱えているのは、銀行はもちろんですけれども、不動産あるいはゼネコンあるいは一般企業すべてにわたります。

それで、その中でも、採算性が極端に悪い業界がたくさんある中で、なぜ金融業界の問題だけがこのように議論されるのか。我々の中だけの議論ではなくて、国民向けのわかりやすい議論をひとつきお願いしたいと思います。

○池田(元)議員 北村委員の質問にお答えいたしました。

金融は経済の動脈とか血液と申します。なぜ金融業界の問題だけがこのように議論されるのかといふお尋ねでございますが、まず、日本の場合は、多くの取引先が資金繰りの面でマーケットに依存しております。経営危機に陥った銀行が取引先に与える影響は、ほかの業界との比較にはならないと思います。北海道拓殖銀行の破綻が北海道経済に影響を与えたように、資金の調達ができないために、会社が収益を上げているにもかかわらず黒字倒産などが相次ぐことが考えられます。

次に、石炭、織維、鉄鋼、造船、海運などの、いわゆるこれまでの業界再編異なりまして、政策的に保護しようといったら、税金等の投入が大変巨額に膨れ上がる可能性がございます。

さらに、銀行が一度信用を失つてしまいますが、預金者や取引先が急減する可能性が高く、取引が復活するのに比べて極めて難しいと言えます。兵庫銀行を引き継いで誕生したみどり銀行が早くも経営破綻に陥った例を見ればおわかりいただけます。

したがって、市場が危険と判断している銀行は、公的管理のもとに置いた方が回復が早いと考えております。

○北村(哲)委員 ちょっと関連してですけれども、そうしますと、今後、バブルの元凶であった不動産業とかゼネコンだとかそういうものの不良債権処理というのは、どのような形で処理をされしていくことになるんでしょう。簡単で結構ですけれども。

○池田(元)議員 バブルに陥ったゼネコンや不動産の不良債権の処理ですね。北村先生がこの委員会でも質問されたように、権利調整委員会といつたあの法律のようないやり方でなく、まずマーケットの中でそれそれが対処をしてやつていかなければならぬと基本的には思っています。

○北村(哲)委員 それでは、金融機関の危機回避が第一に必要であるということは、今力説されましてよくわかりました。

しかしながら、不良な金融機関あるいは不健全な金融機関は消滅せざるというものが新しい社会体制のもとでは必要であると言われております。ところで、長銀とか日債銀あるいは興銀などのいわゆる長信銀は、日本の基幹産業に長期の設備投資資金を貸し付けるなど、かつての産業構造を強化する目的で設立された、こういう銀行でございま

なぜ長銀を救うことが、あるいはそういう救うスキームが大事だというふうなことが今言われているんでしょうか。この間の、きのうの新聞とかあるいはテレビでは、まさに長銀を念頭に置いて、破綻前の公的資金の投入スキームの是非が、必要であるというふうに論じられているわけですけれども、この点についての見解をお伺いしたいと思います。

○池田(元)議員 いわゆる長信銀の役割は、北村委員が指摘されたように、戦後経済の中、特に重厚長大産業を初めとするそういった戦後の復興の中で、資金の調達の面で大きな役割を果たしたこととは確かにござります。しかし、金融の市場といいますか、それが、いわゆる直接金融、そういうままでございますからも資金がどれ、このような時代に入りまして、この長期信用銀行のあり方については、例えばインベストメントバンクになると、まさに転換が迫られているのではないかと思ひます。

そして、なぜ長銀を救うスキームを重要視するのか、いろいろそういう一部の論調もございますが、私たちのこの法案では、長銀ばかりではなくて、銀行を直接救済するスキームは用意しておません。銀行の突然の破綻によるパニックを避けるために、公的な介入で静かに退場をさせるための仕組みとして提案をしているものでござります。

○北村(哲)委員 わかりました。その点について私は、世間の誤解というか、あるいはその論調はかなり違った方向で論じられているという点もあるかと思います。

ところで、この三会派案で非常に特徴的なのは、いわゆる株を強制的に取得して公的管理に入れるというかなり思い切ったスキームを用意しております。その裏には、金融危機に対する厳しい認識と並々ならぬ覚悟があるというふうに思いますが、提案者は、金融危機の現状をどのようにとらえているんだろうかと。私の見解を簡単に若干申しますと、マクロ的に

見て、現在の日本の金融システムの状況は、九〇年代の初頭のアメリカと比べると、ちょっと違う

といふうなことはなかつたと言われておりまして、したがつて、九〇年代にアメリカは、金融システム全体を覆う不良債権とかあるいは、金融デフレというふうなことはなかつたと言われておりまして、したがつて、九〇年代にアメリカで実施された不良債権処理策、すなわちRTC

方式だけでは、これは今の日本では通用しないのじやないかと。そういう場面が出てくるのじやないかと私は思います。そこから、先ほど、今でも論じられてるよう、破綻前というあいまいな概念が出てくるのじやないかといふうに思つております。

むしろ、現在の日本と比べることができるのは、アメリカの大恐慌の時代を見るべきではないかと思うのですけれども、しかば、そのアメリカに範をとるのであれば、RTC方式はもちろんいいとしまして、復興金融公社、すなわちRFC方式をとるべきではないかという有力な説もあるわけですね。

そういうことから、この公的管理銀行、RFCというのは、すなわち破綻のための実質国有化策なわけですね。だから、そういう方面から、そのための両方をとっているような形で、特別公的管理銀行ですか、そういうものを想定に置いたような気もするのですけれども、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○池田(元)議員 まず、現在の金融危機についてのお尋ねだったと思うのですが、これはもう北村委員もお感じになつてるとおり、昨年から北海道拓殖銀行、山一の自主廃業と大型破綻が起きてまいりました。ことし四月にいわゆる資本注入を行つても、マネーベンチャー銀行の一角である長期信用銀行が大変な危機に陥っているという状況でござります。同時に、アジアの通貨危機から発生して、それがまたアジアへ波及する。さらに、ルーブルの危機によつてヨーロッパへ波及する。さらに、中南米へ波及する。私たちは大変憂慮をしております。それでこそ私たちはここで日

本の金融危機の対応策を立てなければならぬと思います。

九二年以来、もう既に六、七年間これを放置してきた金融行政のツケが、まさに今回つてきたのではないかと私は考へております。そういう意

味で、この不良債権を抜本的に処理し、また、市場、国民から信認される金融行政の姿を示すこと

が当面の喫緊の課題であると私は思つております。エコノミストの議論や我々の試算でも、大手銀行の中に債務超過に陥っている可能性がかなり高いと見られています。このような状況の中で、大手銀行がもし仮に次々とつぶれていつたとしますと、信用不安が不必要に拡大し、日本経済全体が崩壊してしまう可能性すらあると思いま

す。ソフトランディングということを宮澤さんは就任直後におつしやいましたが、もはやソフトランディングはおろかハードランディングの機会を逸してしまつたのではないか、ネバーランディングだということを言つ人もおります。

我々の法案は、こうした危機的状況の中で、経済金融の有事といいますか、非常事態宣言とも呼べるものであります。最悪の事態にも対応できるようにいたしました。まずは、パニックをもたらすのがねらいであります。政府・与党案のように大手銀行への適用の難しいスキームでは、信用不安はおさまらないと考えております。

○北村(哲)委員 よくわかりました。

次に、特別公的管理機関、まあ特別公的管理銀行ですけれども、それに移行させること自体が一つの破綻認定であると思います。

システムリスクのある場合、公的管理機関に移行する前に何らかのルール、新ルールをつく必要があるのでないかという議論が先ほども、私、ちょっと重複するかもしれませんけれども、やはり同じ論調が新聞なんかでも出ております。

されども、その破綻前のルールづくりという考え方に対して、この三党案はどう考え、どう対処しようとしているのか、わかりやすく説明を、再度となるかもしませんが、お願ひしたいと思います。

午前中の質疑以来、このいわゆる破綻前処理といふ話について議論が出ておりますが、一度情報公開をしつかりと進めながら、みずから責任で経営の健全性を高めていくという努力をしていくこと、これは資本主義社会における企業の当然の原則であります。従来までこうした処理が進んでこなかつたのは、隠ぺい、先送り、譲送船団による行政が銀行業界を覆っていたことが原因为あります。これは、私どもの金融再生委員会を軸にいたしました透明性、迅速性、そして厳密な検査というような中で早期に正措置をしつかり進めていただく。このことによって、健全な金融機関は体力を高め、自己資本比率なども高まっていくというふうに考えております。

一方、残念ながら、現在既に金融機関として体力を失つてしまつていて、このまま放置をすれば破綻をしてしまう、某銀行については大蔵大臣が認めになつてているような状況になつてしまつた。このことによって、健全な金融機関は体力を高め、自己資本比率なども高まつていくというふうに考えております。

大臣が認めになつていて、その他の他から漏洩した情報によりますと、今の経済、金融の状況は相当深刻に受けとめなければならぬだらう。そうしたところに從来やつてきたような公的資金を導入するというやり方で一時的にカンフル剤を打つたとしても、残念ながら、事態の先送りにはなるかもしません

が、解決にはなりません。むしろ傷を深くする。さらに、健全ではない金融機関相互の合併等といふスキーム 자체、これもまたここ数年来繰り返されて來ていますが、これまでうまくいつてきて

はおりません。残念ながら、金融という信用を軸にした世界の中では、一度落ちてしまつた信用をびほう策で回復をさせるなどすることは不可能なのだという認識を持つべきだというふうに思つております。

そうした中では、こういった金融機関につきましても、原則として、市場の原則に任せまして、経営に失敗した金融機関は市場から退場していただくという原則というものをまずは貫くという考え方を持つべきだと思っています。

ただ、確かに、金融機関が突然に破綻をする、つまり支払い停止になるというふうな状況になりますと大きな混乱を生じることは、これは歴史が物語ついています。あるいはまた、破綻のさせ方によっては、現に今北海道で拓銀の破綻によつて大変深刻な状況を迎えていた地域経済、そしてひいては、大きな銀行では日本経済、国際経済に關する大きな影響を与えることになつてまいります。

したがいまして、マーケットから退場していたくにいたしましても、そのときには、混乱を生じさせない、影響を最小限にとどめる、そのための管理、管理された清算の手続、管理された破綻の手続といふものが必要であるといふに考えて、私どもは、一つには金融整理管財人といふ手法、そして、その影響が大きい、深刻なことが予想される場合には特別公的管理というスキームを用意いたしました。

そして、この特別公的管理に入る条件は、支払い停止等が現に生じてしまつた場合に限つているものではありません。現に支払い停止などが生じてしまつた場合には、もはや引き返すことができませんので、特別公的管理に入るということはしろ想定されないだらうというふうに考えております。

むしろ、支払い停止の直前といいますか、このまま放置をしたら支払い停止に間違いなくなつてしまふ、そうした状況に立ち至つてしまつた金融機関が、影響が深刻で他に手段がないという場合には、その段階で特別公的管理の宣言をして、そして國の信用によつて、混乱なく管理された清算の手続に入つていていただく。これによつて影響を小さくすることができるし、しかも、金融再生委員会は、当然、そういった検査、あるいは当該金融機関からの申し出に基づく調査というものは、これは行政機関ですので審密的に行なうことができます。

そして、裁判所の認可という手続を加えました。が、これも申請の翌日までに決定を下していただくという形で短期間にいたしました。これは、申請から決定までの間にまさに大混乱、システムミックリスクを生じさせないためにこうした手続を用意いたしました。

したがいまして、私どものスキーム全体で、破綻の前の状況、そして破綻に至る状況といふ中で、混乱を生じさせることなく現在の金融の危機を回避できるというふうに確信を持っている次第であります。

○北村(哲)委員 破綻前の問題、いろいろと誤解も生じていると思いますけれども、今の説明でよく理解できたと思います。(発言する者あり)それはよく聞いていないからじゃないかと思いますが、

○北村(哲)委員 破綻の前二十九行の第一分類以下の債権は五十兆二千三百四十億円になると言われています。これだけの間題債権を抱えている上、さらに最近の株価急落で、大手十九行の株式の含み損は二兆六千六百億円に膨らんだという試算があります。業務純益が九七年度は三兆五千六百六十億円らしいですが、その業務純益だけ不良債権処理を進めるのはとても無理だという計算になります。

本当の意味での金融安定化を得るために、経済構造の改革が必要だという結論になると思います。そのためには、規制緩和や起業奨励による新規産業の育成、生活・福祉、環境、エネルギー、情報通信など未来へつながる公共投資、労働能力開発の支援などの対策が必要であると思います。

○北村(哲)委員 その点については今の説明でよくわかりました。

それでは、最後の質問になりますけれども、金融再生委員会の設置法案では、金融監督庁設置法を廃止して、金融再生委員会のもとに金融監督庁を設置し、所掌事務を定めている。しかし、金融再生委員会が廃止された後はどういうふうになるんだろかといふ点について私はこの三月の横並びの資本注入は額が少な過ぎたからこれをもつとやれ、もっと額が大きければよかつたんだというような発言があつたやに保岡委員が発言をいたしました。

したが、果たして本当にそうだったんだろうかどうなんだろうか、いずれ当委員会で宮澤大蔵大臣にこのルーピン財務長官との話の中身についてお尋ねをしなければならないことになると思います。

ただ、実は私は、この七月でございますが、衆議院の決算行政監視委員会の委員派遣で、自民党的原田昇左先生、これは決算行政監視委員会の委員長でございますが、それから平和・改革の大口委員、それから自由党の一川委員、こういう方々とアメリカへ行つてまいりました。そして、日本でも最近すつかり有名になりました、シードマンさんと言われる、これはRTCの初代の総裁でございます。それからアメリカで日本の金融監督庁に当たる財務省の通貨監督局というのがござります、OCCでございますが、ここ担当者とも会いましていろいろな意見交換をさせてもらいました。

ここで、シードマンさんはどこかあるのはOCCの担当者などが、まあ當時はまだ長銀の資本注入の問題は出ておりませんでしたけれども、長銀とそれから住信銀行の合併の話はもう既に新聞等に出でおりました。それから、もちろん三月の資本注入の話は、これはもう大変有名なところでございましたけれども、これらの点についてどう考えるのかとということを聞きましたところ、先紹介させていただきます。

詳しく述べ、決算行政監視委員会の充実した報告書が出ておりますから、それを見ていただければいいわけでございますが、まず、シードマンさんはこうおっしゃっています。アメリカでも以前は不良銀行を優良銀行と合併させることにより救済していました。ただ、アメリカのブリッジバン

クは日本のブリッジバンクとは若干違いますが、うなんだろうか、いずれ當委員会で宮澤大蔵大臣にこのルーピン財務長官との話の中身についてお尋ねをしなければならないことになると思います。

Sアンドのケースでも不良銀行を優良銀行と

合併させるということを数多く試みたが、大抵の場合は、存続銀行はより弱体になるか破綻してしまった。したがつて、米国のようにこの結果に終わった。

そこで、アメリカでいうところのブリッジバンク制度ができたという歴史がある。

Sアンドのケースでも不良銀行を優良銀行と

合併させるということを数多く試みたが、大抵の

場合、存続銀行はより弱体になるか破綻してしまった。したがつて、米国のようにこの結果に終わった。したがつて、米国のようにこの結果に終わった。

そこで、アメリカでいうところのブリッジバンク制度ができたという歴史がある。

ここで、アメリカでいうところのブリッジバンク制度ができたという歴史がある。

Sアンドのケースでも不良銀行を優良銀行と

合併させるということを数多く試みたが、大抵の場合は、存続銀行はより弱体になるか破綻してしまった。したがつて、米国のようにこの結果に終わった。

そこで、アメリカでいうところのブリッジバンク制度ができたという歴史がある。

Sアンドのケースでも不良銀行を優良銀行と

合併させるということを数多く試みたが、大抵の

場合は、存続銀行はより弱体になるか破綻してしまった。したがつて、米国のようにこの結果に終わった。

そこで、アメリカでいうところのブリッジバンク制度ができたという歴史がある。

Sアンドのケースでも不良銀行を優良銀行と

合併させるということを数多く試みたが、大抵の場合は、存続銀行はより弱体になるか破綻してしまった。したがつて、米国のようにこの結果に終わった。

そこで、アメリカでいうところのブリッジバンク制度ができたという歴史がある。

Sアンドのケースでも不良銀行を優良銀行と

合併させるということを数多く試みたが、大抵の

場合は、存続銀行はより弱体になるか破綻してしまった。したがつて、米国のようにこの結果に終わった。

そこで、アメリカでいうところのブリッジバンク制度ができたという歴史がある。

Sアンドのケースでも不良銀行を優良銀行と

合併させるということを数多く試みたが、大抵の

場合は、存続銀行はより弱体になるか破綻してしまった。したがつて、米国のようにこの結果に終わった。

そこで、アメリカでいうところのブリッジバンク制度ができたという歴史がある。

Sアンドのケースでも不良銀行を優良銀行と

合併させるということを数多く試みたが、大抵の

場合は、存続銀行はより弱体になるか破綻してしまった。したがつて、米国のようにこの結果に終わった。

そこで、アメリカでいうところのブリッジバンク制度ができたという歴史がある。

Sアンドのケースでも不良銀行を優良銀行と

合併させるということを数多く試みたが、大抵の場合は、存続銀行はより弱体になるか破綻してしまった。したがつて、米国のようにこの結果に終わった。

そこで、アメリカでいうところのブリッジバンク制度ができたという歴史がある。

Sアンドのケースでも不良銀行を優良銀行と

合併させるということを数多く試みたが、大抵の

場合は、存続銀行はより弱体になるか破綻してしまった。したがつて、米国のようにこの結果に終わった。

そこで、アメリカでいうところのブリッジバンク制度ができたという歴史がある。

Sアンドのケースでも不良銀行を優良銀行と

合併させるということを数多く試みたが、大抵の

場合は、存続銀行はより弱体になるか破綻してしまった。したがつて、米国のようにこの結果に終わった。

となるということになります。このブリッジバンクにおきまして善良かつ健全な債務者に対する融資を継続するというふうに言われておるわけでございますが、果たして今のような状況の中でそういった善良かつ健全な債務者が残ることになるのか、むしろそうではない人たちがこのブリッジバンクにいわばたまつてくるような形になつてしまふのではないか。

しかも、このブリッジバンクは、そもそも期間がアメリカなどは数カ月ということあります。が、日本は何年もこのブリッジバンクを続けるなんてことを言つておりますが、その場合に、そのブリッジバンクは最終的にはこれはどこかに営業譲渡か何かして消滅しなければいけない。そういうふうなことでも大変に疑問がある。結局は、これは問題を先送りしてその後に営業譲渡を抱え込むような形で果たしてその後に営業譲渡があるのか、そのようないつも大変に疑問があります。

○海江田委員 今のお話、要点は二つあつたと思ひます。

一つは、大手の銀行でござりますから、世界的な取引をやつてゐる。とりわけデリバティブなどの問題がいろいろ議論をされたところであります。が、この問題につきましては、野党の案では少なくとも法人格が同一でござりますから、与党の案のようことで法人格が変わる、あるいは管財人が派遣をされた時点でのデフォルトですぐに手じまいをしなければいけないというような混乱がないということです。これは大変よくわかりました。それから、もう一つの問題であります、これも確かに都市の銀行であれば競合する銀行もたくさんあるわけでござりますから、この場合、いわゆるブリッジバンクに、いい借り手というのは全部ほかの銀行に行つてしまつて、余りよくない、健全でない借り手がそこにしがみついてしまつた。それがブリッジバンクの財務の内容そのもの劣化をさせるということだらうと思いま

すが、我が方の公的管理を行つた場合、まあ国有行をすると大変に影響が大きい、そして、清算をさせることでは、これは周りに与える影響、そしてシステムリスク、そのような観点から、やはり特別公的管理に入る方がふさわしい。そういうふうに判断したものにつきましては、私どもの案で御提案させていただいておりますように、金融再生委員会は裁判所の認可を得て全株式を買い取るという形をとることにしております。したがいまして、これは国がいわば、まあこれは国有民営銀行というふうに言ってもよろしいかと思いますが、JRやあるいはNTTが国有、国営から民営化されたときにやりましたように、株式は国が持つけれども経営は民営的な手法で行なう、そういうような形にならうかと思ひます。その際には、最終的にその銀行の信用といふのは、名前はいろいろな銀行の名前が、表面は、先ほども委員御指摘のとおり、法人格として暫定的には残りますのでそのまま残りますが、実質的には郵便局と同じように、最終的にはその信用は国家によつて担保されるということになりますので、名前はいろいろな銀行の名前が、表面は、先ほども委員御指摘のとおり、法人格として暫定的には残りますのでそのまま残りますが、実質的には郵便局と同じように、最終的にはその信用は国家によつて担保されるということになります。

この破綻処理の原則で、「一 破綻した金融機関の不良債権等の財務内容その他の経営の状況を開示すること」。これはもう情報公開で、これまでの政府のやつてまいりました破綻処理といふのは、まさにこの情報公開の点で大変大きな瑕疵があつた、大変大きな不透明さの中で物事を進めようとしているということで、それに對して、私がまず真っ先に情報公開といふことを挙げたと申します。それから、「二番目に「経営の健全性の確保が困難な」という文言が入つておりますから、そこには、その部分を含めて、当初から立法に携わつた者として申し上げますと、非常に法律としては穏やかな表現になつておりますが、立法の趣旨は、健全な経営の悪化した銀行は淘汰されると、それが反対側に株主の権利もござりますので、その一般的原則をそこで規定したものでござります。

ですから、ここは質問をするとして飛ばしましで、三番目が「破綻した金融機関の株主及び経営者等の責任を明確にする」こと。これも先ほどの資本注入の場合、こういう株主責任というものが、いよいよあった、あるいは経営者の責任があつまいであつたこともあります。そういう反対側に株主の権利もござりますので、その一般的原則をそこで規定したものでござります。

○海江田委員 不健全な金融機関は淘汰をすれば、当然のことです、一度死んだものをまた生き返らせるなんということはやるはずもないし、それから、脳死状態のものをどうするのかというところが実は難しい状況でござりますが、ただ、今

立法の精神、いろいろなものは池田提出者からお話をございましたので、ここどころをやはり私はある程度、どういうような基準を設けたらいのかというようなことも当委員会の議論などを通じて深めていただきたいと思います。

それから、もう一つ、この三番目の「破綻した金融機関の株主及び経営者等の責任を明確にする」これも株主の責任ということは非常によくわかります、これまでに欠けていたものでございませんから。

もう一つは、これは私が両方の案をよく読んでみまして、与党の案の場合は、株主の権利ということに随分、どちらかといえば、ちょっと極端な言い方をさせていただきますが、株主の責任といふことについては、どちらかといえば、極端な言ふことでございますが、若干認識が薄いということに対し、株主の権利ということについては特にを今回設けてありますね、これは。

御案内だろうと思いますが、例えば、営業譲渡などをするときに、従来でしたらこれは特別決議ということになりますから、まず過半数の出席を得て、しかも過半数の三分の一でこれは特別決議をしなければいけないという商法の決まりがあるわけでございますが、まず、政府・与党の案では、過半数の、二分の一を落としてしまつてゐる。それで、三分の一の決議で一回決議ができる。だけでも、これは最初の決議ですから、もう一回、やはりこの場合も過半数の条項は抜きにして、そしてやはり三分の一の決議でもつて、これでそういう意味では特別決議ができるよといふような配慮がなされているわけですね。

野党の案の中には、株主の権利という方が希薄ではないだらうかといふことが感じられるわけでございますが、これについては、これからいろいろまた与党の方たちの意見も聞きながら、若干議論をしていくことのあるのか、それはもう全く無視をしていいことなかどうなのかといふことをお尋ねしたいと思います。

○枝野議員 御指摘のように、株主の権利、貴重

な財産権でありますので、当然のことながら、尊重するべきであるというふうに考えております。

したがいまして、私どもの案の中でも、金融整理管財人を置いた処理の中では、政府提出の法案の処理の仕方と似たような形で、株主の権利について一定の制限をかけるというようなやり方で処理をしていくという部分も含まれております。

ただ、私どもの特別公的管理のスキームは、まさに、このまま管理されない形で支払い停止等の事態を生じさせてしまった場合には日本経済あるいは地域経済などに大混乱を生じさせるというよ

うなおそれがある場合に限つて、限定的に使われる手法であります。したがいまして、例えば、株主総会を招集する、あるいは株主総会で決議が得

られるかどうかあいまいであるというような状況の期間を設けることが不可能な破綻というものは、十分あり得るわけであります。そうしたときは、午前中の質疑でも御答弁申し上げましたが、憲法二十九条三項の規定で、正当な補償があれば、公共の利益、つまり今回の場合は、日本経済あるいは特定の地域に対する深刻な打撃を与えるということになりますから、まず過半数の出席を得て、しかも過半数の三分の一でこれは特別決議をしなければいけないという商法の決まりがあるわけでございますが、まず、政府・与党の案では、過半数の、二分の一を落としてしまつてゐる。それで、三分の一の決議で一回決議ができる。だけでも、これは最初の決議ですから、もう一回、やはりこの場合も過半数の条項は抜きにして、そしてやはり三分の一の決議でもつて、これでそういう意味では特別決議ができるよといふような配慮がなされているわけですね。

野党の案の中には、株主の権利という方が希薄ではないだらうかといふことが感じられるわけでございますが、これについては、これからいろいろまた与党の方たちの意見も聞きながら、若干議論をしていくことのあるのか、それはもう全く無視をしていいことなかどうなのかといふことをお尋ねしたいと思います。

○枝野議員 御指摘のように、株主の権利、貴重

○海江田委員 今度非常に明快になったと思ひますが、与党の皆様方の案では、まさに国が一〇〇%株を買い取るという、そのところはすつぱりと抜け落ちていますから、そうすると、やはり株主の権利というものをかなり後まで引きずつてしまふわけですね。

そういう意味では、今回私どもは、かなり早い段階でまさに国が一〇〇%株を、まさに国有でござりますから、買い取りをする。そうすると、今度は国が株主になるわけですから、その場合、新規会社を招集する、あるいは株主総会で決議が得られるかどうかあいまいであるというような状況の期間を設けることが不可能な破綻というものは、十分あり得るわけであります。そうしたときは十分許されるということになります。

考え方によつては、何の補償もなしに株主の権利の大きな部分である議決権等を制約することよりも、私どものスキームであります、正当な補償のものとで株主を一〇〇%いただいてしまうというこ

とは十分許されるということになります。それで買上げをするわけですから、そこで株主たる国の権利をずっと最後まで引張る必要はない、こういうような基本的な考え方方にのつておるということでござりますね。それはよくわかりました。

そしてもう一つ、細かな点でございますが、預金保険法の一部を改正する法律案の中で、これは整理回収機構というものを新たに設けるということですが、この整理回収機構に、「役員として理事長一人、副理事長一人、理事十人以内及び監事三人を置く。」ということがござります。

○池田(元)議員 民主党の海江田委員にお答えをいたします。

金業界と大蔵省との癒着というのは大変深い事件に象徴されるようだ、大変問題でござります。そして、もつと問題なのは、ある意味では、日銀の汚職等でも、民間金融機関が情報を不正な手段でとつて、それをマーケットで取引の材料にした。これはまさにマーケットを汚す行為でございました。これはまさにマーケットを汚す行為でございました。これはまさにマーケットを汚す行為でございました。

○海江田委員 これが第六条の十八の一項で、政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。これが第一項。第二項で次に掲げる者は、理事長又は副理事長となることができない。」とあります。この整理回収機構に、「役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者」であるというふうにも考えております。

しかし、それにも、いずれにしても、限定的的な場面に限つてある手段でありますし、また、

こういった形で國の信用で危機を回避する、大きな金融機関の深刻な危機を直前で回避する、そのため、まさに私どもの目玉でありますので、この点については自民党の皆さんにも御理解をいた

座つておられます鈴木答弁者などは、とてもじゃないけれども、この理事長または副理事長になることができるわけございませんが、この「日本銀行の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者」というのは、これも項目として入つております。

ただ、私どもの特別公的管理のスキームは、まさに、このまま管理されない形で支払い停止等の事態を生じさせてしまった場合には日本経済あるいは地域経済などに大混乱を生じさせるというよ

うなおそれがある場合に限つて、限定的に使われる手法であります。したがいまして、例えれば、株主総会を招集する、あるいは株主総会で決議が得られるかどうかあいまいであるというような状況の期間を設けることが不可能な破綻というものは、十分あり得るわけであります。そうしたときは十分許されるということになります。

○池田(元)議員 民主党の海江田委員にお答えをいたします。

金業界と大蔵省との癒着というのは大変深い事件に象徴されるようだ、大変問題でござります。そして、もつと問題なのは、ある意味では、日銀の汚職等でも、民間金融機関が情報を不正な手段でとつて、それをマーケットで取引の材料にした。これはまさにマーケットを汚す行為でございました。これはまさにマーケットを汚す行為でございました。

○海江田委員 これが第六条の十八の一項で、政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。これが第一項。第二項で次に掲げる者は、理事長又は副理事長となることができない。」とあります。この整理回収機構に、「役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者」であるというふうにも考えております。

しかし、それにも、いずれにしても、限定的的な場面に限つてある手段でありますし、また、こういった形で國の信用で危機を回避する、大きな金融機関の深刻な危機を直前で回避する、大きめの、まさに私どもの目玉でありますので、この点については自民党の皆さんにも御理解をいた

て質問をいたします。

○若松委員 新党平和の若松謙雄でございます。平和・改革を代表して、野党三党共同案について質問をいたします。

○相沢委員長 これにて海江田君の質疑は終了いたしました。

○若松委員 新党平和の若松謙雄でございます。

○若松委員 新党平和の若松謙雄でございます。平和・改革を代表して、野党三党共同案について質問をいたします。

かりまとめられたことに対しまして、まず敬意を表します。

そして、まず質問をさせていただくに当たつて、やはり日本の、特に銀行ですか、今、世界十大銀行という言葉が言われておりますけれども、特にシティコープとか、あとはパークレイズとかモルガン・スタンレーとかUBSとか、いわゆる二十一世紀初頭にはこのくらいしか残らないのではないかと。その中に、残念ながら日本の十九大手銀行が入っていないのですね。こんな状況で、どう考へても、日本に十九行いわゆる国際業務をやっている銀行があるというのはおかしい、これは私は認識していると思いますし、委員各位もそうだと思います。

そんな観点から、そういう認識から、野党三党案について質問したいと思いますけれども、これで優位な点、これをぜひわかりやすく国民にめり張りのある形で御説明していただきたいと思います。

○西川(知)議員 では、わかりやすく御説明を申し上げます。

幾つかござりますけれども、まず第一に、政府案は、ブリッジバンクという一つの方式だけを法案の中に掲げてあります。これはいろいろと議論がありまして、果たして大手銀行に適用ができるのかどうかというような疑問が、この委員会でも多くの議員から出されております。

それに対して、三会派案といいますのは、金融整理官による方法、また国有化による方法、その破綻した金融機関の状況に応じて処理方法を選択できる。すなわち、これからどういうふうな金融破綻が起こるかということがまだ我々経験したことのない部分もありますので、それに対しての状況に応じた処理方法を掲げているということことで、これはまず第一に挙げられる政府案と比べて優位な点でございます。

二番目は、裁判所の関与ということころ、また三

条機関の関与ということでもあらわれております。すように、チェック・アンド・バランスというものが機能するというところでございます。

もう金融監督庁初め大蔵省、大蔵行政に対するいろいろな国民の批判というもの、また行政機関に対する果たして裁量的な機能というものをチェックなしに認めていいんだろうか、そういうことが大きく国民から疑問視され、取り上げられておられます。

そこで、こういうときに聞としては、金融監督庁が確かに銀行の検査をし、その中身を一番よく知つてはいるんでしょうか、それをそのまま国民が情報開示も十分にないまま信用して、そして何のチェックもなく公的資金を導入したり、またいろいろな方法で国民負担にかけるというようなことは、これは決してできないというふうに思われます。

そこで、先ほど自民党的議員から、裁判所の関与のことについて時間がかかり過ぎるんじゃないのかというような発言がございました。しかしながら、これは先ほども少し説明いたしましたが、倒産法において会社更生法、また破産法においても、例えば営業の大きな一部の譲渡等については裁判所の許可を受けないといけないということになります。

これは、これは先ほども少し説明いたしましたが、倒産法においては、裁判所の許可を受けないといけないといふように御説明申し上げたいと思います。

○若松委員 ありがとうございます。

御説明、もつともだと思います。特に、私も午前中、一部自民党委員の質問を聞いておりましたけれども、野党案が非常に責任が不明確だ、こう言つておりますけれども、先ほど一元的な処理と貫しての政府の、そして政治も含めた無責任体

制そのままの法案だと私は思つております。そういう意味で、現在の大蔵省、金融監督庁、預金保険機構、それぞれがばらばらに責任をとる。結局、責任の分散化。これはもう戦後富に持つております。

また、今度は、三条機関としての金融再生委員会といふものが、果たしてこの破綻の要件に該当するのかどうかというこの資料を十二分に検査することは十分にできるんじゃないとか考えておりま

す。点から見まして、こういうエック・アンド・バランスの機能をつくる、こういう点は極めて重要な点であります。

この今の二つに加えまして、先ほどからいろいろな委員が説明しておりますように、情報公開の対して果たして裁量的な機能というものをチェックなしに認めていいんだろうか、そういうことが大きく国民から疑問視され、取り上げられておられます。

そこで、この二つに加えまして、先ほどからいろいろな委員が説明しておりますが、最も重要なのが、主に金融再生委員会が一元的に取り組む、そういうふうな機動的なことが我が会派案では含まれております。

また、経営者の責任の追及ということに關しましても、政府案では、金融管理人が入った場合における経営者の扱いが極めて不明でございます。責任追及もあやふやでございますが、三会派案では、金融整理管財人による管理及び公的管理のいざなうなことは、これは決してできないというふうに思われます。

そこで、先ほど自民党的議員から、裁判所の関与のことについて時間がかかり過ぎるんじゃないのかというような発言がございました。しかしながら、これは先ほども少し説明いたしましたが、倒産法においては、裁判所の許可を受けないといふように御説明申し上げたいと思います。

○若松委員 ありがとうございます。

御説明、もつともだと思います。特に、私も午前中、一部自民党委員の質問を聞いておりましたけれども、野党案が非常に責任が不明確だ、こう言つておりますけれども、先ほど一元的な処理と貫しての政府の、そして政治も含めた無責任体

制そのままの法案だと私は思つております。そういう意味で、現在の大蔵省、金融監督庁、預金保険機構、それぞれがばらばらに責任をとる。結局、責任の分散化。これはもう戦後富に持つております。

また、今度は、三条機関としての金融再生委員会といふものが、果たしてこの破綻の要件に該当するのかどうかというこの資料を十二分に検査することは十分にできるんじゃないとかと考えております。

それで、続まして、破綻前処理が今議論となつておりますけれども、じゃ、破綻とは何なのか。この定義がはつきりしないと次の議論には移れないと思います。それにについての御説明をぜひお願いいたしたいと思います。

○石井(啓)議員 今、破綻の定義を御説明する前に、政府案に比較して優位な点について、若干私の方から補足して申し上げたいと思います。

また、経営者の責任の追及ということに關しましても、政府案では、金融管理人が入った場合における経営者の扱いが極めて不明でございます。責任追及もあやふやでございますが、三会派案では、金融整理管財人による管理及び公的管理のいざなうなことは、これは決してできないというふうに思われます。

そこで、先ほど自民党的議員から、裁判所の関与のことについて時間がかかり過ぎるんじゃないのかというような発言がございました。しかしながら、これは先ほども少し説明いたしましたが、倒産法においては、裁判所の許可を受けないといふように御説明申し上げたいと思います。

ほかにもいろいろと政府案よりも優位な点はございますが、今申し上げましたような点が政府案よりも野党三会派案において極めて優位な点であるというふうに御説明申し上げたいと思います。

ほかにもいろいろと政府案よりも優位な点はございますが、今申し上げましたような点が政府案よりも野党案では、金融整理管財人は原則一年、最長二年まで、また特別公的管理については平成十三年三月末までにその管理を終了するということです。短期間の迅速な処理を図つて、こういうことでも大きな違いではなかろうかと思います。

またさらに、私ども野党案では、いわゆる大手銀行の連鎖破綻といったよだれ大変危機的な状況にも対応できる、そういう内容になつていているところが違ひではなかろうかと思います。

今、破綻の定義でございますが、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案第八条及び第二十八条に記載をしてございますけれども、金融機関が「その財産をもつて債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは

そのままの法律案だと私は思つております。そういう意味で、現在の大蔵省、金融監督庁、預金保険機構、それぞれがばらばらに責任をとる。結局、責任の分散化。これはもう戦後富に持つております。

したがいまして、当然のことながら、もっと裁判所の機能の拡充、特別部の創設等々が必要かと私は思いますが、これは可能であり、しかも国民から見て、公正さ、公平さ、これを十分に確保する

う面から、大変この野党の案というのははつきり

ての資金繰りが滞って、それが破綻、そういう理解でよろしいですか。

○石井啓(議員) そのとおりでございまして、債務超過は資金繰り破綻をするおそれがある、その原因になる、こういふことでございます。

○若松委員 私も、谷口議員と同じ会計士で、債務超過になつてゐる会社がしっかりと資金繰りを滞りなくやつてゐる会社も見ておりますので、ぜひ債務超過という言葉に惑わされずに、あくまで資金繰りと。

ところが、金融機関の場合には、これも認識をぜひ聞きたいんですけど、特にアメリカにしろスウェーデンにしろ、実質、自己資本が二%切つたらもう破綻ということで、もう危険区域になつちやつて、営業を停止させちゃうんですよ。私は、債務超過以上にもつとマーケットは厳しいんじやないかと思つております。それについての認識はいかがですか。

○石井啓(議員) 今委員御指摘のとおり、アメリカの場合は、自己資本比率二%以下になりますと自主的に監督庁が破綻処理に移行するということになっております。我が国の場合、早期は正措置を見ますと、自己資本比率ゼロ、債務超過になつた状況でもまだ猶予措置を与えていた。こういうことを比較しますと、我が国の場合は、そういう意味で非常に金融機関に対する甘い基準になつてゐるのではないか、こういふ認識でございます。

○若松委員 ゼロ、そこまで言つていただけながら、甘いといふことで当然厳しくやつていただきたい。その方が与野党ともにいいのではないかと思っております。結構ですか。

○相沢委員長 鈴木さんに質問されますか。よろしうございますか。

○若松委員 大丈夫です。

それでは、今度はちょっと長銀について質問させていただきます。

これは日銀總裁がかなり不適切な発言をして、いわゆるデリバティブで大手銀行が破綻するなども、最近マーケットには、デフォルトデリバティブという、破綻銀行が契約しているデリバティブ、それをヘッジしてリスクをとつて稼ぐというデフォルトデリバティブができるのですね。その結果、長銀も六十兆円くらいのオフバランスが半分ぐらいになつてきました。マーケットが速いのですよ、処理が。ですから、こんな言い方は失礼でけれども、もう長銀の処理は、私は市場では終わつてゐると思います。これが実態なんですよ。ですから、それで長銀で破綻前どうのこうのという議論は、もうマーケットの関係者からすればちゃんとおかしい、私はこういう認識だと思います。

例えば、金利スワップで申し上げるならば、その金利差がリスクとすることでございまして、実際の損失につながる信用リスク額は小さい。しかも、この信用リスク額も、一方的にデリバティブは、当方が負けた場合でございますから、勝ち負けがあるわけでござりますから、実際の損失といふのは信用リスク額よりもっと小さいということ

でございますので、取引高が何十兆といふことで大変だ、こういう御懸念には当たらないと私どもは考えております。また、通常、例えばスワップ取引等では、相手方が破綻をしたケースを想定して担保を積ませる、こういうふうにしております。また、担保を組むことができないような信用不安のある銀行とはそもそも契約を結ばない、こういうことになつております。

以上申し上げました理由によりまして、仮に長銀が破綻をしたとしましても、デリバティブ取引を通じて信用リスクが他の銀行に連鎖をする、こういうような可能性は極めて少ない、このように考えております。

○西川(知)議員 ちょっと補足させていただきま

す。

私はちょっと銀行を監査した経験がございませんで、やはりこのデリバティブ取引で、いわゆる期末の、何兆とかいう取引があるわけですから、最終的にリスクポジションというと本当にございまして、仮に一方が支払い不能の状況になつたといたしましても、この金額のすべてが貸し倒れにならないことは御承知のとおりでござります。

位で大きく見えますが、実際の信用リスクは小さい。今申し上げました取引高はいわゆる想定元本でございまして、仮に一方が支払い不能の状況に

あります。

まだ、この取引高自体を見ますと、大変、兆単

けであります。

そこで、まさにスペキュレーション的な、そういうリスク取りがあつてポジションが一挙に大きくな

るという可能性がありますので、金融監督庁にお

いて今十九行調査、全部とは言いませんけれども、やはりこれについて

かなり重要な注意を払つて調査が行われる必

要があるわけでござりますから、今どういう

状況か、説明できる範囲で御説明いただけますか。——ちょっとと質問通告していかつたのですけれども、難しくないと思うのです。やはり前総理は人事を間違えられたのではないですかね。

ちょっとと時間を差し上げますから、五、六分。次

の質問に移りますので、その間に考えておいてくださいね。考える質問ではないのですけれども。

それでは、私も八月末に北海道拓殖銀行、特に

業務監査委員会、まさに生の大手銀行の破綻処理を見てまいりました。御本人たちが言つております。

そこで、私たちに与えられたあのスキームというの

は最悪だと。特に、自分たちが経営者として破綻

認定されていながら、いわゆる整理、処理もして

いる非常につらい。貸付先を選別する、大変つ

らい。この情が結果的に破綻の期間を延ばしてしま

う。非常に切実なことを言つておられました。

ですから、その方たちが言つていたのは、私たちがこの北拓銀行の整理をするのではなくて、經

営者を、整理する人を外から連れてきてくださ

い、なぜそれを大蔵省はやつてくれないので

あります。

○若松委員 せつかく金融監督庁にも来ていただ

いていますので。

ですから、これがポイントなんですね。野党の

案は、金融整理管財人、これは当然大手銀行にも適用する。そうではなくて、大手銀行だから私はそれを適用しなくてはいけないと思っているのです。それについては人材がないとかと異論、議論がありますけれども、金融整理管財人、私は、大手銀行に十分適用できる、これでなければいけない、そう思つておりますけれども、これについていかがですか。

○石井(啓)議員 私も若松委員と一緒に八月十一日に札幌まで参りまして、北海道拓殖銀行の本店で、実際の拓銀の解体経緯といいますか、今の破綻後の業務の状況につきまして、実際にお話を伺つてきたところでございます。そこで、確かに今委員が指摘されますように、経営者はやはりかえた方がいい、といいますか役員は退任せた方がいい、こういう指摘がございました。私どもの法案の中では、金融整理管財人が入るケースでは旧経営者の解任権を持つておりますし、また特別公的管理に入る場合には新しく経営者を送り込む、こういうスキームになつておりますので、そういう点の問題点は解消ができるかと存じます。

今委員の御質問、金融整理管財人が大手行に適用できないのか、こういう御質問かと存じますが、本法案の中では、金融機関が破綻して直ちに受け皿銀行があらわれない場合で、なおかつ他の金融機関の連鎖倒産等が予想されて、我が国の金融界に大変危機的な状況をもたらす、あるいは当該銀行が業務を行つてゐる地域または分野において融資比率等で非常に高い比率を持っておつて、他の金融機関では代替ができない、こういったケースで、特別公的管理以外の手段によつてはこういった事態を回避できない場合には、この特別公的管理に入る、実施する、こういうスキームでございますが、それ以外のケースの場合では、たとえ大手行であつたとしても、この金融整理管財人による管理を行うことができるとしておりまます。

今委員がおつしやつた人材の点でございますけ

れども、私ども、通常の銀行経営で、いわゆる経営戦略まで持たせて銀行を経営するということです。されば、これは能力のあるペテランの方を持つておかなければいけない。なかなか人材が厳しいとは存じますけれども、今回の場合は、いわば通常の

銀行業務を継続しながら、債権を分類し、そして長クラスがしっかりと仕事をすれば銀行の通常業務はできる、それを指揮する金融整理管財人といふのは、十分それは人材はある、私どもはこのようになっておこなうことでございます。

○若松委員 それでは、この金融整理管財人の役割ですけれども、破綻銀行ということにしますと、破綻銀行のいわゆる取引先とか預金先も含めて全部なくしちゃう、どうしてもそう理解しやすいやわけですから、アメリカのいわゆる破綻処理は、ブリッジバンクはたしか二割もいつてないと思いますね、どちらかというとPアンドAという営業譲渡。買い手を見つけやすいマーケットで不良債権処理を早期化して、生き残れる営業をしっかりまとめてそれを譲渡する、これが金融整理管財人に与えられている使命だと思うんです。

今委員の御質問、金融整理管財人が大手行に適用できないのか、こういう御質問かと存じますが、本法案の中では、金融機関が破綻して直ちに受け皿銀行があらわれない場合で、なおかつ他の金融機関の連鎖倒産等が予想されて、我が国の金融界に大変危機的な状況をもたらす、あるいは当該銀行が業務を行つてゐる地域または分野において融資比率等で非常に高い比率を持っておつて、他の金融機関では代替ができない、こういったケースで、特別公的管理以外の手段によつてはこういった事態を回避できない場合には、この特別公的管理に入る、実施する、こういうスキームでございますが、それ以外のケースの場合では、たとえ大手行であつたとしても、この金融整理管財人による管理を行うことができるとしておりまます。

業譲渡等を行う場合に、これは預金保険機構から資金贈与等が行われるわけでございますから、こ

れで返済をされる、こういうことになるわけでございます。

また、特別公的管理の場合は、これは預金保険機構が、金融再生委員会の承認を得て特別公的管理銀行に對して業務に必要な資金を貸し付ける。この經理のために、預金保険機構に金融再生勘定から資金の借り入れを行う。政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、この借り入れに対して債務保証をする、こういう枠組みで考えております。

○若松委員 案外、日銀というのは、特に与党の先生方は知らないんですね。日銀特融という大変強力な権限、だからこそ中央銀行であつて、だからこそ金融システムを大きく救済する能力と、そしてその権限を与えてもらっている。日銀特融がありますから、大手銀行十九行全部とは言いませんけれども、私は、数行同時に破綻になつても、これは日銀特融で当面の資金繰りは十分できると思ひますよ。(発言する者あり) そうですよ。それはそれでいいんですよ。最後は公的資金です。

ただ、いつになつたら不良債権処理をしてくれるんですか、与党さんは。それになると黙つてしまつたんですねけれども、破綻した金融機関、いわゆる先ほどの破綻の定義から、破綻になりますから、大変重要な処理だつてできないんですよ。金銀監督署、日野さん、どうですか、答えは出ましたか。

○石井(啓)議員 二つのケースがございますけれども、金融整理管財人が入る場合、いわゆる銀行の業務を継続するための資金繰りは、日銀からの融資等によって行うことを考えております。これは、最終的に引き受け手となる民間金融機関が營業譲渡等を行う場合に、これは預金保険機構から資金贈与等が行われるわけでございますから、こ

は、資産の査定ということを中心にやつておりますので、当然のことながら、資産査定の一環としてデリバティ取引の内容の実態把握に努めておりますが、こういう金融の派生商品につきましては、極めて専門的、高度化、複雑化しておりますので、今後、検査部内におきましても組織整備を図りまして、市場リスク検査室を中心に、より一存じますけれども、今回の場合は、いわば通常の

層検査技術も向上させたいと考えているところでございます。

○若松委員 済みません、何かよく頭に残らなかつたんですけども。要は、ちゃんとやつてあるということですか。そういうことです。また今遇質問しますから、よく考えておいてください。

○石井(啓)議員 それで、私は、どうもこれ、それがかなり時間がかかると思うんです。その間の資金繰りというのは、だれがどうやってつなぐんですか。それは大変重要な処理だつて思つてます。

ただ、そこから営業譲渡まで、当然大手銀行でありますから、そのときに、先ほどちょっと質問が漏れてしまつたんですねけれども、破綻した金融機関、いわゆる先ほどの破綻の定義から、破綻になりますから、大変重要な処理だつてできないんですよ。金銀監督署、日野さん、どうですか、答えは出ましたか。

○日野政府委員 突然の御質問でしたので、御答弁がおくれたことを申しわけないと思っておりました。

デリバティ取引をどういうふうに把握しているかというお尋ねだと理解いたしますが、これは委員御承知のとおり、金融の自由化、国際化の進展に伴いまして、デリバティ取引を含むオフバランス取引が急速に増加しておりますので、私はもとのこの委員会で質問させていただきましたが、そもそもことしの三月期の決算内容、不良債権の実態等を見ますと、あの決算内容から、なぜ年もたたないうちに七千五百億ものこの不良債権の償却ができるのかは到底納得ができないといひ、していよいよ最大のネックになつてゐるんではないかと認識をしております。

私はもとのこの委員会で質問させていただきましたが、そもそもことしの三月期の決算内容、不良債権の実態等を見ますと、あの決算内容から、なぜ年もたたないうちに七千五百億ものこの不良債権の償却ができるのかは到底納得ができないといひ、していよいよ最大のネックになつてゐるんではないかと認識をしております。

私はもとのこの委員会で質問させていただきましたが、そもそもことしの三月期の決算内容、不良債権の実態等を見ますと、あの決算内容から、なぜ年もたたないうちに七千五百億ものこの不良債権の償却ができるのかは到底納得ができないといひ、していよいよ最大のネックになつてゐるんではないかと認識をしております。

リースとかの三社の決算書、恐らく、負債二百億

円以上ですから、商法による大会社の認定で監査を受けなくちゃいけないのです。監査を受けているかも知れません。特に住専の貸付先の、いろいろあります。たよね、あれはほとんど監査を受けていません。ちょっとまだそういったところで不備で、資料も得られないのですけれども、まず資料を入手できるように、少なくとも監査を受けている商法の大手で、これは登記所にしろ、すぐ私たち一般人も入手できるようにしてもらいたいのですけれども、ちょっと法務省、この際はつきり言ってください。

○細川政府委員 お答え申し上げます。

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律、いわゆる商法の特例法でございますが、これにつきましては、貸借対照表、損益計算書、商業報告書、利益処分案等の決算書類、監査役の作成した監査報告書、会計監査人の作成した監査報告書を五年間本店に備え置いて、株主及び債権者の総覧に供し、または貸借対照表及び損益計算書またはその要旨を公告するということになつておるわけでございます。これは先生御承知だと思います。

それから、上場会社につきましては、一般の投資家の保護をするために、証券取引法により有価証券届出書、有価証券報告書等を一般に総覧いたしまして、開示は図られているというふうに考えておりますので、私どもとしては、これに上回る開示が必要かどうか、今後さらに検討してまいりたいと思つております。

○若松委員 ぜひ、この大会社ぐらいは絶対に一般に閲覧できるようにしてくださいよ。

じやないと、今回の例えは日本リース、エッセンスだけもいました。この委員会の権威を使つてですよ。それで、実際日本リースを見たら、いわゆる純資産ですか、自己資本ですかね、二百三十七億円。実際に、今回貸付金の債権放棄で一千五百億円要求しております。十倍ですよ。それで、恐らくこれに対しても適正意見でしよう。それ

れで、かつこういった事態に至つたというのは、六月五日の現代七月号、これが出て急速に資金繰りが悪化した。

大蔵大臣もいらっしゃいますけれども、これは監査上、後発事象といふんです。後発事象といふまで、これは六月のたしか二十七か八です、この期間まで重要な事実があれば、これは財務諸表に記載する。それがさてなければ監査上は不適正なんですよ。これは六月五日ですよ。十分にこれは重要な事象ですよ。

恐らく会計士側も何か理由があると思います。過去においていろいろな係争がありましたけれども、一度も、会計士はやはり責任追及を回避するためのちゃんと証拠を、ドキュメントーションをやっていますから、その結果、会計士が負けたことは日本においてありません。今一生懸命注意してやつているでしよう。

いすれにしても、まだ矛盾があるんですよ。これはどう考えたって債務超過ですよ。これは後で、私ちよつと質問する機会がなかつたので、十分やさせていただきますけれども、こういう状況で、破綻前、公的資金投入、不透明、私は、全くこれじゃ国民の理解を得られない、十九行は多過ぎる、デリバティブは何ら問題ない、これを明言して、質問を終わらせていただきまします。

以上です。

○相沢委員長 これにて若松君の質疑は終了いたしました。

件についてお詫びいたします。

各案審査のため、本日、参考人として金融危機管理審査委員会委員長佐々波楊子君の出席を求めて、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相沢委員長 次に、西田猛君。

きょうは、野党三会派提出の法案に対する質疑とともに、その法案の内容をよく吟味するため、政府案、それから今政府が考えておられるいろいろな破綻前処理の方策等について、あわせて質問をさせていただきたいと思つております。以前より議論がありますけれども、今の日本の経済危機それから金融危機の状態につきまして、我々は長らく以前から警鐘を鳴らし続けてきたところです。それにもかかわらず、從来の橋本内閣それから小渕内閣におきましても、当面、まず財政赤字を解消するのだと、そして財政構造改革法その他、いわゆるデフレ予算をとつて我が国の経済をこのような状態におとしめたということがあります。

したがつて、国民の皆様から厳しいおしかりの声を受けてるのは、この経済危機の中で一体国會ではどういう審議をしているのだ、なぜこのよう時間がかかるのか、よく聞きますけれども、それについて私たちは、一刻も早く経済の回復をなさしめて日本の危機を救つていかなればならないということを從前から申し上げているわけでございます。そのあたりの危機認識、それから必要な政策についての提言については、我々の方こそがもう從前から鋭く認識をしてきたところであります。政府・自民党におかれでは、このことをよく銘記して今後の対応を早くつけていただきたい。

問題は、破綻後の法案がどうかということではございません。破綻前のことだけでもございません。全体的な日本の危機管理、経済の回復などのように図ついくのかという骨太な議論を、それこそ経済回復特別委員会といふうなものをつくるべやならなければならないのだと我々は思つております。

ところが、そのような中で大変奇妙な記事を私が書いたことがあります。

そのように決しました。

○相沢委員長 次に、西田猛君。

きょうは、野党三会派提出の法案に対する質疑とともに、その法案の内容をよく吟味するため、政府案、それから今政府が考えておられるいろいろな破綻前処理の方策等について、あわせて質問をさせていただきたいと思つております。

以前より議論がありますけれども、今の日本の経済危機それから金融危機の状態につきまして、我々は長らく以前から警鐘を鳴らし続けてきたところです。それにもかかわらず、從来の橋本内閣それから小渕内閣におきましても、当面、まず財政赤字を解消するのだと、そして財政構造改革法その他、いわゆるデフレ予算をとつて我が国の経済をこのような状態におとしめたといふことがございます。

したがつて、国民の皆様から厳しいおしかりの声を受けてるのは、この経済危機の中で一体国會ではどういう審議をしているのだ、なぜこのよう時間がかかるのか、よく聞きますけれども、それについて私たちは、一刻も早く経済の回復をなさしめて日本の危機を救つていかなればならないということを從前から申し上げているわけでございます。そのあたりの危機認識、それから必要な政策についての提言については、我々の方こそがもう從前から鋭く認識をしてきたところであります。政府・自民党におかれでは、このことをよく銘記して今後の対応を早くつけていただきたい。

問題は、破綻後の法案がどうかということではございません。破綻前のことだけでもございません。全体的な日本の危機管理、経済の回復などのように図ついくのかという骨太な議論を、それこそ経済回復特別委員会といふうなものをつくるべやならなければならないのだと我々は思つております。

ところが、そのような中で大変奇妙な記事を私が書いたことがあります。

○西田(猛)委員 今、官房長官はあり得ないこと

だとおっしゃいました。ここにその記事がござります、これは事前にお配りしておりませんけれども。

この記事を、委員長、理事会で協議していただい、この記事のもとなつてある発言をしたどいうその副報道官、それを参考人として招致することをこの委員会で御検討いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○相沢委員長 後刻理事会で協議いたします。

○西田(猛)委員 よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして官房長官にお聞きしたいのですけれども、今金融監督庁は、総理大臣、官房長官のものに、総理府のものに置かれているわ

けです。

そこで、本年二月の大蔵委員会ですが、当

時、いわゆる金融機能安定化緊急措置法の審議を

しておるときに、当時大蔵省が所管局でしたけれ

ども、当時の大蔵省の銀行局長が、吸収合併され

るような銀行には十三兆円の運用としては対象と

しませんというふうに発言をしておられるんで

す。今回の、今委員会でも議論になつておる長期

信用銀行、もう宮澤蔵相もその他の方たちも、ま

るでその住友信託銀行と申しましようか、吸収合

併されるということを前提にお話ををしておられる

のですけれども、二月の大蔵委員会の政府委員の

答弁と全くそこを来しますが、いかがでございま

しょう。

○伏屋政府委員 お答えいたします。

本年二月の大蔵委員会で当時の銀行局長がお答
え申し上げましたのは、当時の議事録であります
と「破綻がすぐ見込まれるようなものは対象にし
ていない」ということでござります」と、要する
に、十三兆円の運用といったまでは、破綻がす
ぐ「見込まれるようなものは相手にはするべきで
はない」という考え方で御提案申し上げているわけ
でございます」と述べております。これはあ
くまで、破綻する蓋然性が高いと認められる銀行
につきましては十三兆円の適用がないことを確認
的に答弁したものと思います。

なお、その趣旨は、法律の二十三条第二項二号
の口に、当該金融機関が「破綻する蓋然性が高い
こと」と認められる場合でないこと」と明記してござ
います。またそれが審査基準に入つておる、ま
たその審査基準がクリアされないと十三兆円の適
用がない、そういうことだと思います。

○西田(猛)委員 私は責任大臣としてきてよう出席
していただいている官房長官にお聞きしたんです
けれども、今、大蔵省の金融企画局長の方から御
答弁がありました。確かに、二月の当時の銀行局
長の答弁では、破綻することを前提とはしていな
い、だから吸収合併されるような銀行には資金注
入をすることを予定していない、こう言っておら
れるわけですから、私自身もこの間るる大蔵
大臣にお聞きいたしました。長期信用銀行は資金
注入をしなければ破綻してしまうという認識を大
蔵大臣も示しておられます。あるいは、いずれな
くなってしまふんだ、スピリットだけが残るんだ
というふうな話をしておられます。そういうこと
は、この立法の意思からすれば、対象としていな
いことなんですね。

私たち、何も長期信用銀行一行のことをあげ
つらつておるのではありません。あるいは、マー
ケットからはじき出された銀行は絶えて死ぬべし
ということを言つておられるわけでもございません。
ただ、原理原則は、市場の原理、マーケットの規
則というものを守つた上で、それで我々は日本の
信用秩序、全世界的なシステムリスクをどの
ように考えていくのかと、これを真剣に議論し
なければいけないとき、この特別委員会でも、
何やら長期信用銀行だけが問題かのごとくの議論
がるるなされている、これが私は問題だと思うん
です。

なぜならば、今、金融機能安定化緊急措置法が

あるわけですから、もしも、どうしても政府にお

いて長銀に十三兆円からの勘定で資金注入をしな
ければ日本の金融秩序が大変だと思われれば、速
やかに長銀から申請をさせて、政府は国会の議論
などなくとも注入できるじゃないですか。すぐに

でもやつたらいいんじゃないでしょうか。ただし
し、政府の権限と責任においてですよ。大切な
はそこだと思います。

マクロ経済政策についても、橋本内閣から小渕
内閣に移るときに大きな転換が行われました。そ

の橋本内閣の責任を一体自民党、与党内閣はどの
ようとにつけたのですか。全く責任を明らかにされ
ないままにかわってきてしまつております。今こ
の国会で議論しなくともよいことを議論している
のは政府・自民党的方ですよ。資金注入したいん
だつたら今でもしたらいんじやないでしょ
うか、私はそう思いますけれども。

○宮澤国務大臣 それは、私は違う意見です。政
府の責任と権限において資本注入することはでき
ません。私企業に対してそんなことができるはず
がない。申請があつたときに検討するのであります
。それで、長期信用銀行はそういう申請はして
いないんです。

○西田(猛)委員 大臣、まことに大先輩に対し
て、お言葉ではござりますけれども、私の議論の
趣旨はそんなところにありませんよね。それはも
う大臣が一番よく御存じだと思うのです。私は、
申請があつたらとか申請がないから資金注入でき
ない、そういう議論をしているのではありません
。もしも長銀が申請をして、政府が必要だと
思つたらできるわけでございましょう。何も、私
たちがここで反対をしているからとか、国民の
七割が反対していたって、政府が、いや、これは
絶対必要なんだ、国民の七割の方はよくわかつて
おられない、我々がやらなければいけないんだと
思つたら、どんな反対を押し切つてもやつたらい
いじやないですか。もちろん申請があれば必ず
よ、大臣。ただし、政府の責任においてといふこ
とを私は申し上げているわけです。

○西田(猛)委員 金融監督庁長官からはそれで結
構ですよ。しかし、私は、今申し上げたように、
長銀からの申請があれば政府は、今法律もあるわ
けですから、十三兆円の勘定もあるわけですか
ら、どうしても必要だ、日本国民、わかつてくだ
さいということであればおやりになつたらしい

じやないですか。しかし、その後、法的要件を欠
いているということが、我々が今批判しているよ
うに、それが明らかになつたときの内閣の責任は
どうなるのでしょうかと、いうことを閑僚に聞いて
いるのであります。官房長官、どうでしょ

これを申し上げているんです。

○西田(猛)委員 官房長官が四十五分からお時間
が、ほかの用事がおりだそうですので退席され
ることですから、一つお聞きしたいと思います。

○日野政府委員 いや、違います。法律の問題で
はありません。内閣の責任を問うていただきます
。その後、実は法的要件を欠いていた、すなわち長
期信用銀行の検査の結果が債務超過に陥つて
いることがわかつたというふうな場合、内閣の
かなめとして、官房長官、内閣の責任はどのよう
になりますでしょうか。

○野中國務大臣 純粹に法律の問題でござります
ので、事務当局からお答えをさせていただきます

。○西田(猛)委員 いや、委員長から御指名を。

○相沢委員長 私が指名いたします。

○西田(猛)委員 いや、私は、今申し上げたように、
長銀からの申請があれば政府は、今法律もあるわ
けですから、十三兆円の勘定もあるわけですか
ら、どうしても必要だ、日本国民、わかつてくだ
さいということであればおやりになつたらしい

じやないですか。しかし、その後、法的要件を欠
いているということが、我々が今批判しているよ
うに、それが明らかになつたときの内閣の責任は
どうなるのでしょうかと、いうことを閑僚に聞いて
いるのであります。官房長官、どうでしょ

○宮澤國務大臣 私が思ひますのに、内閣の責任とおつしやる以上は、何かそこに法律的な誤りがあつたとかいうことでないといけませんので、それで、これは法律問題だというふうに申し上げておるんです。

○西田(猛)委員 官房長官、もしお時間があれでしたらどうぞ、よろしくござりますけれども、実は、次の質問も後でよく議事録を読んでいただいて、認識していただきたいと思う質問でござります。

そこで、今大蔵大臣は法的な問題だというふうにおつしやいました。そこで私は、この議論を、これだけを取り出してすることは余り好ましくないことかもしれませんけれども、やはりここできつちりと、はつきりとした法的な問題を指摘しておかなければならぬと思います。

長期信用銀行が提出した書類あるいは決算書類等が真実のものではないということを知りつつ、その後、日本長期信用銀行の書類を金融監督庁内あるいは預金保険機構内あるいは金融危機管理審査委員会内でその後のプロセスに付して、そして長銀に十三兆円の勘定から劣後債なり優先株なりあるいは預金保険機構内あるいは金融危機管理審査委員会内でその後のプロセスに付して、そしてその公務員もしくはみなし公務員とされる人たち、それは総理大臣も大蔵大臣も金融監督長官も含まれます。それから日銀統裁、それから預金保険機構の理事、理事長、それから金融監督長官も含まれます。その方たちの刑法上の責任といふのはどのようにあるか、法務大臣、お聞かせ願えますか。

○中村國務大臣 お答えいたします。

極めて大胆な組織的な犯罪があつたという想定のもとにお聞きになつていらつしやるので、これもなかなか答えがたいところだと思いますが、大体、資本の注入、優先株等の注入をやるには、まづ整理回収銀行だとか預金保険機構、それから

佐々波委員長いらっしゃいますが佐々波委員会、そして閣議決定となるわけありますから、そういうことの中で、何が起つたかというのを想定してお答えるのは、これは困難だと思います。

ただ、何か不正があつてそれによって国家に損害を与えたということがあれば、これは極めて一般論であります。一般的な件としてはそれは責任というのはあるかもしれません、今のように

な壯大な仮定のもとに立つて責任ある回答とい

のは難しいと思います。

○西田(猛)委員 今、法務大臣からお答えがありま

ります。現に……(発言する者あり)

いいですか、私はまだ質問していません、質問を終えてい

ないです。

しかも、私は、この質問通告を金曜日に出しま

したけれども、何と、偶然でしようけれども、土

曜日に、これは金曜日に始まつたのだと思います

けれども、防衛庁の調達実施本部の副本部長、そ

れからその後、元本部長の方も背任の容疑で逮捕

されたわけです。したがって、公権力の

行使に当たつても背任ということを該当せしめる

ことは大いにあり得るわけです。しかも、今、何

やらこちらの方から目的罪だということがありま

した。しかし、その目的の認定というのは、これ

ができるわけですね。

この調達実施本部のときの事実関係等、我々は

つまびらかにはわかりません。しかし、私が今

言ったのは、その長銀が提出した書類あるいは決

算書類等々が真実でないことを知りながらやる。

しかも、それが自分の保身でもいいわけですよ。

例え、ボスである金融監督長官が資金注入し

る、あるいは内閣総理大臣がしろと言つたけれども、いや、私は嫌です、書類を見たらこれはでき

る法的要件にないから嫌だと言つたら非常に危う

い、だから知りつつやつてしまふということだつ

る。その長銀が提出した書類あるいは決

算書類等々が真実でないことを知りながらやる。

しかも、それが自分の保身でもいいわけですよ。

しかし、今の金融監督長官のお答えなんかで

もそうでしょう。いつも、お呼びもしないのに出

てこられて、それはお答えしかねますなんて、そ

聞いているのであります。

○中村國務大臣 私のお答えの仕方が悪かったの

か、意図が通じていないと思いますが、大きな想

定のものに、こういう幾段階にもいろいろな行政

の手続を経てやることを想像して、それが何の罪

に当たるとかということを言うのは困難であると

申し上げているわけです。そして、最終的にどう

のは難しいと思います。

○西田(猛)委員 今、法務大臣からお答えがありま

ります。現に……(発言する者あり)

いいですか、私はまだ質問していません、質問を終えてい

ないです。

しかし、その目的の認定というのは、これ

ができるわけですね。

この虚偽公文書作成罪でございますけれども、そ

れともう一つ、背任の可能性もあります。そ

れから刑法には、第百五十六条、「虚偽公文書作成等」というのがございまして、真実じゃないと

いうことを知りながら、例えば行政部内の文書を

つくら、そして、それをその後の行政過程にのせ

るということになると、これも十年以下の懲役と

いう罪でございます。それから、刑法第百五十八

条では、その虚偽公文書の行使ということも定め

られています。

この百五十六条それから百五十八条、これはど

ういう構成要件に該当するのか。また、今申し上

げたような、もしも真実じやないことを、行政部

内で書類をつくり、それをその後のプロセスに

のせば、これは該当するのかどうか。法務大

臣、いかがでしょうか。

○松尾政府委員 お答えいたします。

具体的な件につきましてはお答えいたしかね

ることは、先ほど法務大臣からお答え申し上げたと

おりでございますが、一般論として申し上げたと

れば、今議員御指摘の刑法百五十六条でございま

すが、虚偽公文書作成罪とということございま

す。百五十八条がその行使罪ということでござい

ます。

この虚偽公文書作成罪でございますけれども、

公務員が、その職務に関しまして、行使の目的で

虚偽の公文書を作成しましたは文書を変造したこと

が要件ということになつております。

二人以上共同して犯罪を実行した場合には共同

正犯とされる等の規定は、刑法の一般の、総則等

にあります。

以上でございます。

○西田(延)委員 今、法律の説明がありました。

これはまさに、真実でないことを、それを職務に関して虚偽の文書もしくは図画を作成して、あるいはそれを変造したりする場合には当たるわけでありまして、もしも、例えば長期信用銀行が債務超過に陥っているにもかかわらず、債務超過でないかのごときの書類を部内でつくって、それをその後の行政過程のプロセスにのせたらば、これは本罪に該当し得るということでございます。

それから、今申し上げた十三兆円の方の勘定ですけれども、この議論に戻ります。今、官房長官が退席されるということで、ちょっと中をはしょりましたけれども。

十三兆円というのは、この二月の大蔵委員会、新しい十三兆円の勘定をつくるときの議論をよくよく読んでみると、「特定の銀行を想定して考えているわけではない」ということでございます。

「法律にも書いてござりますように、システムクリスクが生じるような場合でございますので、こういうことを当時の銀行局長は言つていています。ですから、ことしの三月は、二十一行に横並びで十三兆円の金融危機管理勘定から資金注入をされたわけですね。これは我々養成したということではないですよ。しかし、そういうことがこの法律をつくったときの立法者の、立法者というか政府の意思だったのですよ。

要するに、システムが危ない、だから、どこの銀行は経営状況がいいから入れないけれどもどこが悪いから入れるとか、そういうことじやないと言つてあるのですよ。だから、どこの銀行は悪いから入れるとか、そういうことじやないと言つてあるのですよ。なぜならば、そんなことをしたら、資金注入を申請した銀行は大変なことになると言つてあるわけですね。ですから、どこが悪い、どこがいいといふことじやない、システムクリスクを回避するために、いわば押しなべて資金注入してシステムクリスクを回避するんだということを銀行局

長は言つているのですね。それが何でこんなふうに変容してきたのか。長銀については、何やら長銀を救うためにこれは入れることの議論になつているわけです。

ですから、破綻前の処理については、あるいはいかのごときの書類を部内でつくって、それをその後の行政過程のプロセスにのせたらば、これで提出したこの法律案、これで万全を期していくと私は考えているのであります。

そこで、一つ提案者にお聞きしたいのですけれども、金融機関の破綻前処理についてどう考えていましたか。

もちろん、金融安定化措置法の廃止、これを我々の法律案の中には明記しております。その理由は、今私がまる申し上げたようなことでもござります。

それでは、その金融安定化措置法を廃止した場合、破綻前処理について、三会派の法案ではどのように考えられますでしょうか。

○鈴木(寛)議員 西田委員御指摘のように、私どもの法案には、十三兆円の注入を内容とする金融

安定化特別措置法の廃止を定めております。

では、破綻前はどうするのか。これは、基本的には、破綻前の金融機関に対する金融行政の対応

というものは、例の早期是正措置であるわけです。

ね。我々は、とにかく自主的に資産査定をして財務状況をちゃんとディスクローズしなさいよといふことを言つています。これは、きちんとディス

クローズすればするほど市場の信用を得ることができるのですね。だから我々は、これは要望、命令じゃなくて要望ですね、でも、市場の信用を得るために、自信のある金融機関はちゃんとディス

クローズしなさい。

もう一つは、検査、考查が入るわけですから、なぜならば、そんなことをしたら、資金注入を申請した銀行は大変なことになると言つてあるわけですね。ですから、どこが悪い、どこがいいといふことじやない、システムクリスクを回避するために、いわば押しなべて資金注入してシステムクリスクを回避するんだということを銀行局

の手続きをきちつと決めているのが我が野党案であります。

整々と整理に入つていくときには、申しますでもないのですが、この整理は、本当に清算してしまったのか、あるいは手を擧げる受け皿金融機関があればそこにPアンドAで渡すのかという選択があるわけですね。その一連の手続。それで、一番極端なケースとして、日銀特融が入つて整々と整理していくまでもまだシステムクリスクがあらざるというような場合に限り公的管理に入るという二段構えでいるわけですね。

こういうふうに、破綻前処理の考え方から一貫して整理、清算の手続に至るまで考えておるのが二段構えでいるわけですね。

○西田(延)委員 私は、そのような処理策をどうつくりますが、一番いいのだと思ひます。透明かつわかりやすい。しかも、二十一世紀に向けて、二〇〇一年四月からはもうペイオフですから、そうなりますと、ペイオフになるので預金者は銀行選別をしてきますよね。そうすると、銀行は預金者が売つていくはずですよ。そうなりますと、またまた土地は暴落するし、大変なデフレの時代になつてくると思います。そういう二〇〇一年三月三十日がもう目の前にあるということですから、私は、前に申し上げた、今のグレースピリオドの中において、何とか日本は体質の改善、構造的改革を図つていかなければならぬという大変な時期に今來ているのだと思ひます。

したがつて、この法のあり方が、個別の銀行に本當のところのくらいいなんだろうというのを認められおりませんが、極めて重要な情報であることには十分承知しております。したがいまして、委員会といたしましては、でき得る限り監督府の検査結果を踏まえて審査を行つた上で、申請銀行の実態を踏まえ、審査基準を満たしているかどうかを審査するものが基本と承知しております。

審査委員会といたしましては、いかなる申請につきましても、金融システムの安定化の重要性を念頭に置きつつ、厳正に審査を行う所存でございません。一般論としてお答えいたしますと、資本注入の審査に当たりまして、申請銀行の実態を踏まえ、審査基準を満たしているかどうかを審査するものが基本と承知しております。

制度上は、監督府の検査結果を踏まえることは資本注入の審査、承認を行うための条件とはなされておりませんが、極めて重要な情報であることには十分承知しております。したがいまして、委員会といたしましては、でき得る限り監督府の検査結果を踏まえて審査を行つよう配慮してまいりたいと存じております。

特に、今回の長銀のケースにつきましては、正式な申請が行われる時点までに金融監督府の検査が終了しているものと期待しております。

○西田(延)委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

円勘定で、これを長銀に資金注入するというのであれば、さらなる情報開示が必要だと思います。そこで、最後に、きょうはお忙しい中を佐々波ますので、一つだけお聞きしたいのですけれども、お体の不調を訴えておられますか。いかがでございましょうか。

以前、委員長は、私の質問に対し、金融監督府の検査結果は必ずしも審査委員会の議の前提条件ではないというふうに言つておられるのですけれども、それはお考えは変わりないです。もしも、それはお考えは変わらないですか。

○佐々波参考人 いろいろお心遣いありがとうございます。

先日のお答え、言葉を尽くしませんかもしませんでしたので、加えてお答えしたいと思いません。

○西田(延)委員 私は、そのような処理策をどうつくりますが、一番いいのだと思ひます。透明かつわかりやすい。しかも、二十一世紀に向けて、二〇〇一年四月からはもうペイオフですから、そうなりますと、ペイオフになるので預金者は銀行選別をしてきますよね。そうなりますと、またまた土地は暴落するし、大変なデフレの時代になつてくると思います。そういう二〇〇一年三月三十日がもう目の前にあるということですから、私は、前に申し上げた、今のグレースピリオドの中において、何とか日本は体質の改善、構造的改革を図つていかなければならぬという大変な時期に今來ているのだと思ひます。

したがつて、この法のあり方が、個別の銀行に本當のところのくらいいなんだろうというのを認められおりませんが、極めて重要な情報であることには十分承知しております。したがいまして、委員会といたしましては、でき得る限り監督府の検査結果を踏まえて審査を行つた上で、申請銀行の実態を踏まえ、審査基準を満たしているかどうかを審査するものが基本と承知しております。

制度上は、監督府の検査結果を踏まえることは資本注入の審査、承認を行うための条件とはなされておりませんが、極めて重要な情報であることには十分承知しております。したがいまして、委員会といたしましては、でき得る限り監督府の検査結果を踏まえて審査を行つよう配慮してまいりたいと存じております。

特に、今回の長銀のケースにつきましては、正式な申請が行われる時点までに金融監督府の検査が終了しているものと期待しております。

○相沢委員長 これにて西田君の質疑は終了いたしました。

次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党的春名真章でござります。

野党三党に御質問させていただく予定でございましたが、日米蔵相会談に関して、大変看過できない報道がされておりますので、大蔵大臣に事実を確認させていただきたいと思います。

まず、ルーピン財務長官が、資本注入のための公的資金は十三兆円で足りるのかという、金融危機管理勘定の十三兆円の資金枠、この拡大を促す発言があつたのないように報じられております。まことに、これは事実かどうかを大蔵大臣、お答えください。

○宮澤国務大臣 私とルーピン長官の会談が始まっています前、両国事務当局で一時間半ほどフリー・ディスカッションをいたしております。それに、ルーピンも私も出ていないわけですから、事務当局のフリー・ディスカッションの中で、十三兆円を使っていて事情によってこの十三兆円が足りなくなることはないのかというやりとりがあつたそうです。アメリカ側がそういう疑問を出した。我が方の事務当局は、まあそういうことはないと思う、こういう答えをしておるそうではありませんから、アメリカ側に、もし足りないときはどうするのだという質問があつたことはそのどちらのようでございます。

私はルーピンとの間にそういうやりとりは一切ございません。

○春名委員 では、その事務当局はどうなですか。

○宮澤国務大臣 こつちを申せば向こうも申さなければなりませんから、申し上げられません。

○春名委員 これは大変大事な問題でして、足りなくなつた場合はどうするのですかといふことを聞かれて、そして、そのことも検討しなければいけない。そういう議論が一定の時間やられたのでしょう、大蔵大臣との間ではそうではないと言わ

れても、ですから、そういう議論がされて、それが国際的に公約的になつていて、大変なことになりますからね。だから、だれがそういうことに対する

応してお話をしたのか、明確にお答えいただきたい

いと思います。

○宮澤国務大臣 第一、意見の交換というのは、自由に幾らでもいたします。だから会う意味があるのですでして、おまけに、そのことがそうなつたら出しますなんて、その辺の役人が言えるはずがない

い。○春名委員 出しますなんて言えるはずがないのは当然であります。

ところが、六日のテレビ朝日の番組ですけれども、与党の最高責任者の一人の森幹事長が、必要であれば当然その用意、つまり十三兆円の枠の拡大、これはしなければならないということをテレビ討論会の場で発言したと報道もされておりました。もう既成事實のような走り方で、十三兆円以上の枠組みをつくっていく、こういうふうな議論がされているわけでありまして、新聞も一斉に、こういう重大なことが議論されてきたと言われているわけですよ。明確に否定されていいのであれば、こんなことになつていいわけじゃありませんか。こんなことになつていいのですよ。森幹事長がこんなことを発言するのですか。こんな大問題じやないですか。与党の最高責任者のお一人ですからね。

さらには、きょうの朝日新聞には、政府・自民党は、「金融システム安定化の観点から、現在の金融機関の資本増強のための公的資金投入枠である十三兆円を超える投入の必要が生じればこの枠の拡大に前向きに対応する方針を固めた。」こういう報道すら既にされているのであります。とんでもない話だと思います。

皆さん、野党三党の皆さんも私たちも、この枠組み自身が今大変な問題だと、廢止を主張している、そういう議論をしていくときに、こういう

明確に、この会談の中身、蔵相会談の中でそういう議論がもし出でていないとしても、その議論の前段の議論がどのようなことがされたのか、当委員会に明らかにしていただきたい、このことを要

求したいと思いますが、いかがですか。

○宮澤国務大臣 最初におっしゃいましたことは、サンフランシスコでどういう話があったかと

いうお話をあつた、それはお答えしました。

今度は与党の幹事長が何か言ったとお話ししか

ら、それは別の話で、与党の幹事長はそういうことを言う権利もあるでしょ、資格もあるでしょ。

○春名委員 そんなことは通用しませんよ。与党と政権、政府は一体にやっているわけでありますからね、そうでしょう。森幹事長がそんなことを言つて零細気づくり。そうしたら、もし、これは全く無視して、だめだ、そうではない、事実はないうことなのであれば、こういう報道をさせ

ておいて、今長銀への公的資金投入の世論づくりに使うというふうに言われても仕方がないです。それぐらいの問題なんですよ。これは、それであるならば、この新聞、全部間違いでいたといふことで訂正させてください。それぐらいの問題だとは思いますが。

○宮澤国務大臣 今度は新聞の話でござります。それはどうも何とも申し上げられません。

○春名委員 余りにも私たちをばかにしている話だと私は思いますよ。だれが読んだって、あの新聞を、すべての新聞に書いてあるんですからね、そういうふうに。そうでしよう。それは全然違う

というのであればそれでいいでしょう。

なりますと、今後こういう会談はできないことになりますので、どうぞ委員会としてもその点御配慮をお願いいたします。

○相沢委員長 強いておっしゃれば、理事会において協議いたします、取り扱いを。

○春名委員 それでは、改めて正式に御検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

こちらも気合いが入つてしまいまして。

続きまして、次に金融監督庁長官にお伺いをしたいと思います。(発言する者あり) 野党にも後で聞きます。

金融監督庁は、長銀について七月十三日より検査を行つてることまでは明らかにされました。しかし、幾ら野党が質問しても、終了予定期を明らかにしません。債務超過かそうでないのかという根本的な問題すらやみの中で、ひたすら公的資金投入が推進されようとしております。これは重

大であります。まずお聞きしたいと思いますが、金融監督庁の検査というのはそもそも何のために行つてているのか、非常に根本的な問題で恐縮ですが、長官、お答えください。

○五味政府委員 お答えいたします。

金融監督庁によります銀行、預金受け入れ金融機関の検査は、各金融機関の資産の健全性、それからこうした金融機関のルール、いわゆるさまざまな預金受け入れ金融機関に課されておりますルールがございますので、こうしたルールの遵守状況、こういったものを検査をするというのがその内容でございます。

○春名委員 健全性、そしてルールをしっかりと調べていく、維持していくというお答えだったと思います。

大蔵省大臣官房金融検査部長の名前で、原口さんの名前で、新しい金融検査に関する基本事項というのが三月三十一日に発行されておりまして、これを読んでみると、最初にやはり「明確なインフォーマルな会談の中身をお出しすることに

ことが必要不可欠」になつてきている、これが第一。そして、「最近の一連の不祥事により大きく損なわれた金融検査・監督に対する信頼を」「回復するためにも、真に厳正で実効性ある金融検査を早急に確立し、実施することが必要である、このように三月三十一日に発表されております。

まさにそのとおりだと私は思います。そこで、そういうふうに考えますと、その検査も終了していなさいに公的資金を長銀に導入する、そのような態度をとることは絶対にできないと私は考えます。改めて、その検査がいつ終わるのか、そしてその結果によつて検討する、そういうふうに私は認識しておりますが、長官、それでいいですね。

○日野政府委員 お答えいたします。
いつもお答えしていることでございますが、いつ終わるかということは、今やつてある最中でございまので、確認することは申し上げられませんが、先ほど佐々波委員長がお話しになりましたように、金融監督庁の検査をできたら参考にしたいというお話をございました。

本来、その検査というのは、別に長銀に対する資本注入が是か非かという目的でやつてあるわけではありません。あくまでもその十九行に対する検査の一環、ルーチンなワークなわけでござります。長銀のケースというのは、これは恐らく十一年に一度あるいは二十年に一度があるは百年に一度があるかないかのケースでございます。ございませんが、委員会の委員長が先ほどお話しに對して、ルーチンで行つてあるこの検査は、そのためにやつてあるわけではございません。このまま長銀の検査の結果を参考にしたいというお話をございますので、もしも金融危機管理審査委員会で審査が行われる際に、金融監督庁、長銀の検査の結果はどうだつたんだと聞かれれば、それに対してはお答えはせざるを得ないのかなというふうに考へておられる次第でござります。

○春名委員 参考にするといふやうなあいまいな

ことじや絶対だめだと思いますよ、私は、前提ですよ、これは。

しかも、九月の三日の岩國哲人議員が質問したときに、五味さんがお答えになつておりますけれども、なぜ、七月十三日から調査に入つてこんな時間がかかるのかという問い合わせをして、

「今回、住友信託銀行との合併に関連いたしまして、公的資金の導入を要請する予定であるという発表がございました。そうなりますと、三月時点での資産の自己査定の正確性のチェックをしつつも、その後、起こりましたもろもろの事象について、やはりできる限りの実態把握をあわせてする必要がございます。」だから時間がかかりますと言つておられるんです。つまり、これをやらなかつたら、一体公的資金投入ができるのかできないのかわからぬからやつておられるんだとおっしゃるのですよ。

○日野政府委員 お答えいたしました。
参考にするというような話じやないんです。前提なんです、これは。そういう問題として私は間違っているのでありますと、そんないいかげんな検査であれば必要ないと私は思いますが、いかがですか。それは。

○日野政府委員 お答えいたしました。

金融危機管理審査委員会でどういう審査をされるかということは、具体的な事案が金融危機管理審査委員会に上程されませんと私はわからないと思うんです。それは、金融危機管理委員会でどういう資料を出せといふふうに言われるかということことは審査委員会でお決めになることでござります。そのため、私どもの方からあらかじめこういうものを出すとか出さないとかということはやはりつと申し上げられないんじゃないだろうかというふうに考へておるということを申し上げた次第でござります。

○春名委員 九月の三日の岩國議員の質問に、長官はこういふふうに答えておられます。「私どもの検査の終了を待つか待たないかと関係なしに、合併のものの手続は進行させていただいて一向に差し支え」ありません、こういふふうに発言をして

私は、これを横で聞いていて重大だと思いまし。公的資金を投入して自己資本を増強する、そのことが合併の前提条件となつて、つまり合併計画の重要な構成要素が公的資金投入であります。その公的資金投入ができるかできないかといふ大前提の問題が、債務超過になつてゐるのかないのか、検査での実態の解明と直結しているのあります。そういう問題があいまいなままで過ぎていつて、私どもの検査終了を別に待たなくてはいけないからやつてください。合併そのものはどんどんやつてください。合併そのものの中身のその構成要素に公的資金投入が入つてゐるのです、そんな無責任な答弁は許せませんか。私は、検査結果が出ていないのに公的資金投入の結論は絶対に出せないはずだ、そうです。

○日野政府委員 お答えいたしました。
公的資金を入れるか入れないかということは、私どもの方で決めるわけじやなくて、あくまでも金融危機管理審査委員会で決められることだと思います。それで、例えば長銀の方で、今の定款で定められておりました、例えは長銀の方で、今は、恐らく既にかなり定款がもう満杯近くなつておりますので、定款も変更しなければならない、そういう手続もあるのではないかというふうに私は思つておりますので、よく御理解をその辺は賜りたいといふふうに思つております。

○春名委員 決定するのは審査委員会でやるといふのぐらいは当然ですよ、そんなことは。その前提の検査をどういう中身でどうなつたのかといふふうに考へておるということを申し上げた次第でござります。

なぜ、八月二十一日の金融監督庁長官の談話で、申請があれば適切に対応する予定であるとすく言つておられるじやないですか、検査の結果もわからぬのに。申請があればすぐに適切に対応する、すぐ公的資金を入れる用意があるとあなたは

言つておられるのですよ。その責任があります。私は、そのことを厳しく指摘をしておきたいと思うのです。

それで、今の議論もお聞きになつて、野党三党にお聞きをしたいと思います。

三党の皆さん、どうお考へでしようか。

また、あなたの方の法案では、金融機関に資産査定の義務を課したりそれを公表させる、あるいは虚偽報告に対する罰則規定など積極的な内容も盛り込まれております。この法案の情報開示の考え方、あわせてその点をお聞きをさせていただきたい

と思います。

○古川議員 まさに、今委員と監督官長官とのやりとりを聞いておりまして、この辺が我々野党も危惧をしているところでございまして、まさに今この委員会で審議をしております問題について、審査委員会を初めとする行政の行つてゐる検査が信頼されていない、まさにクレジビリティークラシスとも言えるような、そういう信頼がされていないうちことがこの金融の大変な不安の状況を引き起こしておられるのではないか。

そういう意味からいたしますと、この長銀について公的資金を導入する、しないを議論するには、やはり適切な情報開示をしていただかないと、しかも監督官長官はまさに佐々波委員会の委員でもあられるわけですから、そういう委員が今のような非常にまさに他人事とも言えるような御発言をされるというところに、私は、これは与党の議員も聞いておられて、本当に危機感というものが議論されるわけであつて、その前提がないのですよ、今は。それを問題にしておられるのです。

していかなければいけない、そういう発想から金融再生委員会というものをつくり、そこで一元的にチェックをしていく。そこで金融機関についてもしっかりと自己査定をさせ、金融再生委員会のつくります規則に従って自己査定をさせ、それで率等も公表させていく。その中でではどう対応していくべきか、そういうことを検討していくべきであるというふうに我々は主張しておるわけであります。

その中で、長銀の検査につきましても、まさに今般の長銀から発表されました経営再建計画で行うことになりました七千五百億円の引き当てにつきましては、本来三月以前に行われなければならなかつたものである可能性が極めて高いというふうに我々考えております。それで、このような債権がこれまで非分類債権とされまつたり、あるいは第二分類債権とされてほとんど引き当てられてこなかつたことが、これが大きな問題である、そしてまた、そういうことを見逃してきた検査といふのは一体では何の検査をやつていたのか、そういうことになるのではないかと思います。

現在進行中の検査に関して言えば、長銀が言う七千五百億円で不良債権が本当にすべてきれいになるのかどうか、必要な償却が終わるのかもこれではつきりしておりません。それ次第で、これは長銀が果たして資産超過であるかどうかの判断も変わってくるわけでありまして、そうしたところをやはり明らかにしていただかないと、これは次のこところに話が進めないのじゃないか、私たちも市場も、今回の金融監督の検査結果をもつて同様に対する信頼性を判断しようとしておるわけでありまして、かつて大蔵省が検査をしておった、そのことがマーケットの信頼を失い、そのような形で金融監督ができたにもかかわらず、その監督の検査が、この委員会での長官の答弁などを聞いておりますと、私は、残念ながら、だん

だんともう発足当初から信頼が失われていってしまっているのではないか、そういう状況になつて、果たして検査したこと、政府がしたことについてもしっかりと自己査定をさせ、金融再生委員会のつくります規則に従つて自己査定をさせ、それを公表し、そしてまたそれに付随して引き当てるべきか、そういうことを検討していくべきあります。

あっては、ますますこれは日本の金融市場に混乱を引き起こすのではないかというふうに考えております。したがいまして、一刻も早く、やはりこれは信頼の置ける、そして権限も責任もちゃんと与れる金融再生委員会という、そういう危機管理体制を構築することが必要ではないかというふうに考えております。

○春名委員 それでは、続いて野党二党にお伺いしますが、この法案は、今の情報開示の前提になる問題なんですか、この目的は、当然、破綻銀行への対応とともに、不良債権の処理という問題が主要な目的になつてくると思うのですね。それで、その前提問題として、その不良債権がなぜつくられたのか、一体責任がどこにあるのか、これをまず明らかにすることが私は何よりも大事じゃないかと思うのです。その点で、不良債権の根本的な原因、責任がどこにあるというお考えか、どなたかお聞かせいただけませんでしょうか。

○谷口議員 お答えいたします。今おっしゃいました不良債権問題の原因と責任ということございますが、私は、約三点にまとめられるのではないかというふうに思つております。

まず第一点は、先日、本会議で宮澤大臣もお認めになりましたが、あの一九八五年のプラザ合意の折に、当時のドル高から一転、ドル安・円高というようになつたわけですが、その折に政府は金融緩和策をとり、その結果、過剰流動性が発生し、それが土地、株に回つた、こういふことを考えますと、まさにこの政策の失敗、経済政策の失敗があつたというふうに考えておりま

す。それで、日本共産党が国民の血税投入に一貫して反対してまいりましたのは、主に二つの理由からでございます。一つは、不良債権や銀行の破綻問題は国民には一切責任がない、今政策の失敗だというお話を出ましたけれども、むしろバブルの犠牲者に国民はなつて、その国民に負担を強いることは、私は全く道理がない、これが第一点。第二点は、金融機関の自己責任や自己負担の原則をきちんと貫いてこそ、初めて、不良債権問題などの日本の金融業界が抱えていた問題を解決

するか、その点がひょっとしたら委員と御見解は違うのかもしれません。

○春名委員 では、終了しましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○相沢委員長 これにて春名君の質疑は終了いたしました。

次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 本日は、野党二会派の提案が出てお

う問題についてどのように提案者はお考えか、鈴木議員にお答えいただきたいと思います。

○鈴木(渡)議員 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、それぞれの個々の銀行の責任、今日の事態を引き起こしたことについての責任は非常に重大だというふうに思うのです。したがつて、個々の銀行が自己責任に基づいて自分で努力してリストラをする、あるいは償却の努力をする、そして、それでもまだ、債務超過になつた、それが不良債権の一つの原因になつたのではないか。

また、そのオーバーローンは、御存じのとおり、あのバブルの時期に、経済成長率は6%、7%、極めて高い成長率であったわけであります。が、それを超える融資の割合、十数%の融資の増加があったわけでございまして、そのような極めて急激な融資の増加が乱脈經營につながり、不良債権の発生した大きな原因になつた、このように考える次第でございます。

○春名委員 ありがとうございました。

今お話を出ましたけれども、そういう原因と責任が明確になりますと、私は銀行業界自身の自己責任をとつて、整理していくのが当たり前だと思います。

ただ、委員は銀行業界という言葉を使いになりましたのですが、業界という話になりますところはちょっと微妙な問題で、やはり市場経済ですから個々の金融機関の自己規律というものが厳しく問われますが、業界という話になつてくると、これは一つ間違えると譲送船団方式、奉加帳方式になりかねないわけですね。つまり、業界でさらにはちょっと違うかなというふうに思います。

それは、もう既にビッグバンということで国際的な競争をしているわけですが、日本の預金保険の料率というのはかなり高くなつてきて、アメリカなんかでは、御承知のとおり、いい銀行の料率は低いですね。預金保険の変動料率を使つているのです。それがやはり自己規律であつて、業界として何か求めるところとちょっと譲送船団的にならぬか、その点がひょとしたら委員と御見解は違うのかもしれません。

○春名委員 では、終了しましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○相沢委員長 これにて春名君の質疑は終了いたしました。

次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 本日は、野党二会派の提案が出てお

りますので、その野党三会派の案をきちんと理解をするために、政府側には質問をいたしません。

それで、何点か伺いたいと思いますけれども、実は、これは順序が少し変わってくると思いますけれども、今、春名議員がお聞きになつた答えの中では、銀行業界としては個々の銀行とは態度がちょっと違つんだという御発言が、提案者の鈴木委員の方からございました。それに関連して、私は、実はこれは政府案の場合の方がより適切なんですかねども、野党三会派に問題をやはり間に取り上げた際にも、最終的には、例えは公的な管理に入るというような可能性も指摘されていてるわけですから、公的な措置をとるに当たつて、金融機関の責任、または金融業界、銀行業界全体の責任というものをやはり問わなくてはいけないというふうに考えております。

特に私たちが問題にしたいと思っているのは、銀行業界あるいは個々の銀行等からの政党に対する政治資金の提供です。

この点に関しては、銀行業界としてまとまつた資金提供をしております。まさに、先ほど鈴木委員が言及されました奉賄帳方式によって、銀行業界は明確に自民党に対しても政治資金の提供をしてる。これは各銀行もしてますよ、それから自民党に対しても自民党に所属する各議員、すべてではないかも知れませんが、多くの資金提供を受けてる。銀行そのものの、金融業界そのものお金の使い方というところが非常に不透明であるという点も問題にされ、そういうふうな経営責任を放棄して金を使つてきたような銀行に税金を投入していくのかということが議論になつてます。

政府案における例えは公的資金の注入の前に、あるいは野党案の公的管理等といったある程度税金を使う措置をとる前の段階として、例えは私は、銀行業界全体として、さらには個々の銀行が、特に自民党に対してこれまで提供してきた十年ぐらいかかるのはつて当然だと思いますけれど

も、政治資金の返却を求めて、これを国庫に一たん入れた上でそれも公的資金の一環として使うことがあります

ということであれば、これは国民的な納得も当然得られるというふうに思います。

この政治資金の問題をやはり前面に取り上げた上で、最低限、現在提供されている政治資金は即時に中止すること、過去十年間週にして返却を

求め、それを公的資金を使うかわりに、税金はそのまま使わないで、自民党に行つた分でこれは埋め合わせるといふことぐらいはやるべきだと思いますけれども、野党の提案者の皆さん、これについてはどうお考えになつていますでしょうか。

○枝野議員 公的資金を注入をされなければ継続できないよう、そういうふうに金融機関が政治献金を行うというのは、国民の税金が政党等に還流をしているようなものでございまして、言語道断であります。

自由民主党さんは、金融機関からの政治献金を受け取るのをやめると言ひながら、過去の借金の返済分は別だという理屈にならない理屈をつけて返済分は別だという理屈にならない理屈をつけて、野党三会派の金融対策立案に關与している議員の方が、例えば株価浮揚策を発表する傍らでその株を買つていた、証券取引にかかわつて不当な利益を受けていたというような話も出ておりまして、こういったことは許されるものではないと考えております。

当然のことながら、こうした金融機関からの政治献金はとめるべきでありますし、またさらには、野党三会派として、これらの点を含めた新たな政治倫理立法の提案に向けて鋭意協議を進めているところでもございます。

また、既に献金をされたお金の返還の問題でございますが、これは当事者間の問題であり、法律で強制する部分はなかなか難しい部分があろうかありますから、きちんと情報公開をした上で経営責任を問うんだといふ姿勢を明確に示していただけますでしょか。

○枝野議員 私どもの党はゼロベースで二年前の秋にできましたので、それより以前、それぞれ所屬していた党はばらばらでございましたので、そのあたりのところをどうするかというのはなかなか難しいところがございますが、民主党として、そこから先は、ことしの四月の統一のときも法人格が維持しておりますので、一昨年の秋以降の政治

であります。

○秋葉委員 政治資金の方の立法化、こういった点について、既に社民党の方で立法を提案したものがござりますので、ぜひそれも御検討の上、御協力いただければ大変ありがたいと思います。

そこで、改めて、この問題だけを言いますと、これはもう明々白々、自民党は金融業界から金をもらつていうと

かしげなくこういうことが今の時点で言えるとも、過去十年、これまで自民党から移られた方は

自民党的問題だけを言いますと、これはもう明々白に申し上げましたけれども、その旨を伝えておきます。

○谷口議員 自由党でございます。

本年一月に結党いたしまして、それ以来、全く

新党平和についても、その旨を伝えております。

○秋葉委員 名前を変えれば責任が消えるというつもりでおっしゃっているのではないと思ってますが、現在問題になつてゐる不良債権処理の問題はまさにそのところにかかつてゐるわけじゃないですか。名前を変えれば責任がなくなつてしまつて、野党の皆さんは野党の皆さんから政治献金をもらつていなくて、あるいは過去十

年に遡及するということを申し上げましたけれども、過去十年、これまで自民党から移られた方は

も、過去十年、これまで自民党から移られた方はもちろん含めて、これは自民党だけの問題ではなくて、野党各党、すべてこういつた点を公開した上で、野党各党、すべてこういつた点において、説得力

も明白にした上で、あるいは党としてももつて

いるところが当然あると思います。そういうところも含めて、これは自民党だけの問題ではなくて、野党各党、すべてこういつた点を公開した上で、野党各党、すべてこういつた点において、説得力

ががないのじゃないかと思います。

過去にさかのばつての野党各党の皆さんの中では、野党の皆さんは野党の皆さんとの情報公開を、今まで

ところでもござります。そこで、野党案をよりよく理解するために、何

か伺いたいと思います。

この不良債権問題の理解が非常に難しい理由の一つというのは、問題の全体がなかなか、ごく普通の感覚を持つて、たまたまテレビを見る、新聞も見出しちゃうとか読む暇がない、一生懸命働いて

いる我々の感覚から考えると、なかなか総体がわからない。ということで、不良債権の総額、総体

というのは大体どのくらいというふうに野党の皆さんは考え、そしてその処理には、さまざまなかなりの手際を要する、などいろいろな形でござりますが、損害賠償請求もあるは不當利得返還請求などの成立する余地も

資金の収支につきましては既に公表しているのではないかなと思いますが、ちょっと確認できませんで、当然のことながら、そういうことはきっと公表していくつもりであります。

○西川(知)議員 私は平和・改革を代表しておりたものがござりますので、ぜひそれも御検討の上、御協力いただければ大変ありがたいと思いま

す。

この問題だけを言いますと、これはもう明々

白々、自民党は金融業界から金をもらつてい

るということを公言しているわけですから、よく恥ずかしげなくこういうことが今の時点で言えるとい

う点はあるにしろ、公開はしております。野党三

党の方も、現時点では銀行業界あるいは金融業界

から政治献金をもらつていない、あるいは過去十

年に遡及するということを申し上げましたけれど

も、過去十年、これまで自民党から移られた方は

出てきたのか。大まかなところで結構ですから、大体その全体図をどう把握されているのか、御説明ください。

○池田(元)議員 大変残念ながら、秋葉委員の御質問には解答がないと言つていいと思います。つまり、不良債権の総額は正確にわからないわけです。

大藏省などが不良債権の実態を隠ぺいしてきていることは、皆さん御存じのとおりです。しかし、銀行が自主的に公表しておりますいわゆる公表不良債権、大手十九行の九八年三月期リスク管理債権は二十二兆、金融監督庁が発表した自己査定結果、大手十九行で九八年三月期分類債権五十兆円、こういった数字はマーケットでは余り信用されておりません。先日、ニューヨーク・タイムズの一面に日本の価格にして百四十兆円というのを出ましたが、要するにわからない。

したがって、不良債権の処理に要する費用、公的資金の必要額も正確には把握できないといったのが実情です。問題の解決には、もうこの委員会でも何度も繰り返して指摘されておりますように、情報の開示が不可欠であるということを重ねて申し上げたいと思います。

○秋葉委員 その点は賛成なんですが、大体、大きっぽな、例えば何けたの数字なのか、何けたの処理なのかといふあたりは最低限、現実の問題として目の前にあるわけですから、ある程度詰めた議論が必要な点ではないかと思います。質問時間が余りありませんので、それはまた皆さんがいろいろな面で、先ほど宮澤大蔵大臣がおっしゃいましたように、自由な議論ができるような場でぜひ詰めさせていただきたいと思います。

次の問題なんですが、野党三会派案では二つの方法が破綻金融機関に対してとされることになります。一つは金融整理管財人を任命する方法ですが、この間の関係が我々にはよくわかりません。

つまり、破綻金融機関の方で選べるのか、それとも、これは特別の基準があつて、その上で基準を厳格に当てはめればいい問題なのか、あるいは何なのか、そのあたりがはつきりしないのです。単純に考えれば一つの方法でいいんじゃないのかと考へられますが、それでも、あえてこの二つの制度を並立、並列した理由というのを御説明いただけますでしょうか。

○古川議員 お答えいたします。

委員御承知のとおり、私どもの提案させていただいております法案では、金融機関の破綻処理の大原則の一つといたしまして、経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させない、それを大原則にしております。ですから、その意味では、私どもは、原則としては金融整理管財人のもとで破綻した金融機関については清算をしていく、それが大原則であるというふうに考えております。

ただ、特別公的管理というのも置いておりますが、これは、そうした清算するような手続では不慮の、不要な混乱などを起こすような場合、いわば非常手段として、具体的には大手銀行の連鎖破産等を想定したスキームとして私たちを考えております。

具体的に、ではどういう場合に特別公的管理に入れるかといふうに申し上げますと、他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させることになるなどによりまして、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることになる事態があるから、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域または分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態のいずれかの事態を生じさせるおそれがある場合には、特別公的管理に入ることとしております。

ただし、その場合でも、他の方法によつてはこの事態を防ぐことができない、そういう意味であります。

は、いわば特別公的管理は、破綻した金融機関の処理方法としてラストリゾートというふうに考えていただいているのじゃないかと思います。金融整理管財人の方法で清算に進むか、あるいは特別公的管理に入るか、それは金融再生委員会が実質的に決定をし、そして裁判所の認可を受け最終的には決定されるということになつております。

○秋葉委員 先日の本会議でも質問をいたしましたけれども、今のお答えにあつたような仕組みで、裁判所が、非常に高度に政治的で、その基礎には高度に経済的な問題が横たわっているわけですから、裁決を裁判所が二回間で行わなくてはいけないという事態になります。お答えとしては、これは要件を備えているかどうかという形式的な問題だから裁判所で大丈夫なんだと、まだこの更生計画が大丈夫なのかどうか、そういうことについては裁判所の許可というものが必要になつております。

それで、許可と、我々が今度三会派で出しました法案の中は、これは裁判所の認可といふうに立ち入った判断が必要とされています。しかし、今の御説明にもありましたように、要件を満たすといつたことだけではなくて、事柄のその内容に立ち入った判断が必要とされています。

例えば、特別公的管理以外の方法によつて二のイまたは口に掲げる事態を回避することができない。これは、回避できるかどうかいろいろな可能性がある、その可能性についての十分な知識があり、そのおののについて手段があつた場合に、そのおののについての有効性、あるいは緊急に対応できる能力、あるいはそういう対策を具体的に施行する人材の問題、コストの問題等々、高度に経済的かつ経営的、政治的な判断を必要とする問題だと思います。これは決して、要件になつてはいるかどうか、法的な手続上の問題ではなくて、本当に内容についての十分な理解がある上での判断だと思います。

またこれは、三条委員会である金融再生委員会といふうに思いますが、もしまだそちらの方からでもこういうふうにした方がいいのじゃないかという御意見があれば、それはぜひ拝聴させていただきたいと思います。

まことに説明をいたいた上で、安心できるシステムをつくり上げるべきだというふうに考えているのですけれども、その点はいかがでしようか。

○西川(知)議員 お答えいたします。

事業の内容とかそういうことについて、経営の内容まで裁判所が閲知をするということは、確かに一つや二つあること、そのとおりだと思いますが、御存じのように、破産法または会社更生法のもので、例えこの財産を処分していくものかどうか、またこの更生計画が大丈夫なのかどうか、そういうことについては裁判所の許可といふうに思いますが、そのおののについての有効性、あるいは緊急に対応できる能力、あるいはそういう対策を具体的に施行する人材の問題、コストの問題等々、高度に経済的かつ経営的、政治的な判断を必要とする問題だと思います。これは決して、要件になつてはいるかどうか、法的な手続上の問題ではなくて、本当に内容についての十分な理解がある上での判断だと思います。

その点について、私は、それだからだめなんだと言つてはいるのではなくて、そうであるならばやはりきちんととした措置が必要なんだから、その措置のところはまだ不十分であれば一緒に考えるなり、あるいは皆さん既にお答えをお持ちであれば

すので、我々の今現在の見解では、現在の裁判所の構成を強化することによってできるのではないかと思いますが、先ほど申し上げましたように、また何か特にいい知恵があれば拝聴したいと思います。

○秋葉委員 その点についてぜひ議論を続けさせていただきたいと思います。

質問時間が終わりましたので、これで終わります。

○相沢委員長 これにて秋葉君の質疑は終了いたしました。

次回は、明八日火曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

平成十年九月十四日印刷

平成十年九月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D